

一般財団法人大阪府人権協会

2017年度 事業報告

2018年 5月 21日
一般財団法人大阪府人権協会

2017年度 事業報告 概要

世界の課題と人権尊重の取り組み

世界の国々は今、武力主義か平和主義か、保護主義か自由主義か、民族主義か国際主義か、難民・移民排除か受け入れかで緊張が高まっています。北朝鮮による核開発の脅威とアメリカ・日本による圧力の強化、アメリカのトランプ大統領によるアメリカ第一主義政策、イギリスのEUからの離脱、東アジアや南アジア、アフリカから欧州への難民や移民の受け入れ議論によるヨーロッパでの極右勢力の台頭などが起こっています。これに対して、国連での核兵器禁止条約の採択（2017年7月）、EUの維持、ドイツやフランスなどの連立政権、そして韓国の呼びかけによる南北首脳会談（2018年4月27日）と核開発の停止など、リベラルで国際協調を重視する勢力が対抗しています。国連をはじめとしたグローバルな平和と人権尊重の取り組みが益々重要になっています。

日本における生活困窮の課題

日本においては電通の違法残業による自殺事件（2016年10月）にみられるような長時間残業や、格差拡大による生活困窮が進み、特に貧困状態にある子どもの家庭が7人に1人という実態に注目が集まっています。

これらに対して、生活困窮者自立支援法や子どもの貧困対策法などによる、生活困窮者支援や子ども・若者支援が進められています。大阪府内においても、生活困窮者支援や就労支援、子どもの居場所づくり、子ども食堂などの取り組みなどが広がっています。

差別や人権侵害の状況

部落問題を巡って、同和地区の地名を流布することを目的に「復刻全国部落調査」を販売しようとした事件（2017年2月）に加えて、同和地区の地名や関係者の人名までもウェブ上に掲載したりする等の悪質な差別が広げられており、被害者による裁判が進められています。また、グーグルマップの大阪市内の駅名に「部落」と書き込まれる事件も起こっています（6月）。「部落差別解消推進法」の制定を受けて、兵庫県たつの市では「部落差別解消推進条例」が制定され、大阪府内においても、羽曳野市や豊中市において人権審議会の答申が出されたりしています（2018年3月）。

在日コリアンに対して公然と行うヘイトスピーチ（憎悪発言）が続けられ、ヘイトハラスメントを行う企業に対する訴訟も起こっています。これに対して、「ヘイトスピーチ解消法」をうけて、公の施設におけるヘイトスピーチを抑止する要綱が神奈川県川崎市（2018年3月）や京都府（4月）で制定されています。大阪市では「ヘイトスピーチの対処に関する条例」の施行を受けて、ヘイトスピーチに関する審査が行われ、大阪市によるヘイト動画の削除要請も行われました（6月）。しかし、行為者の名前の公表にまでは至らず、これには法律の制定が課題との答申が審議会から出されました（2018年1月）。

障がい者差別に関しては、旧優生保護法に基づく知的障がい者などに対する不妊手術を憲法違反とする提訴が、宮城県や北海道、東京都で行われています（2018年2月）。一方、大阪府においては、「障がい者差別解消条例」に基づく広域支援相談員による相談の検証報告書が取りまとめられるとともに、障がい者差別解消ガイドラインが改訂されました（3月）。

教育においては、義務教育の機会の確保等を進めるための「教育機会確保法」の制定を受けた基本指針が策定されました（2017年3月）。

LGBT（性的マイノリティ）の人権に対する取り組みとして、地方自治体において同性パートナーの証明制度が、三重県伊賀市（2017年4月）や宝塚市（6月）、沖縄県那覇市（7月）に広がっています。大阪府では、LGBTの啓発がはじめられたり、就労支援に当事者の相談員が配置されたりしています。

性犯罪を厳罰化する刑法の改正が行われ、強姦罪を強制性交等罪に変更して範囲を広げるとともに、被害者に男性も含め、刑罰も引き上げられました。また、親告罪が削除され、親などによる監護者性交等罪が新設されました（7月）。

個人情報の保護にかかわっては、アメリカの facebook から 8700 万人分の個人情報が不正流出し、選挙活動に活用された恐れがあることについて、SNS における個人情報保護の課題が浮き彫りになっています（2018年2月）。

このような状況をふまえると、多様化、複雑化する人権侵害の深刻な実態がある一方、新たな法制定等 人権問題の解決に向けた取り組みも前進しています。

このような課題をふまえて、2017年度は、次の取り組みを柱に運営を進めてきました。

1) 人権問題に関する法制度を具体化する取り組み

- ①「部落差別解消法」を具体化するために、同和問題解決（部落解放）人権政策確立要求大阪実行委員会に参画して、法律の周知を進めるとともに、人権総合講座の人権企画マネジメントコースや 20 市町村連絡会において、法律の具体化について学習と検討を進めました。
- ②ヘイトスピーチの解消に向けて、人権問題月別相談のテーマとして取り組むとともに、20 市町村連絡会において学習を進めました。
- ③障がい者差別の解消に向けて、障がい者差別解消研修を実施し、障がい者差別に対する対応について検討を進めました。また、おおさか人権協会連絡協議会において、大阪府における具体的な相談事例と対応を学び、相談対応と啓発について学習と交流を進めました。

2) 相談・支援の強化に取り組みました。

人権相談において緊急かつ一時的な生活支援を行うために緊急相談サポート事業を行い、緊急事案に支援をしてきました。

引き続き、一社）おおさか人材雇用開発人権センターと共同で就職困難者に対する就労支援事業を進めました。

3) 人権相談及び人権啓発、人材養成事業の充実に取り組みました。

人権相談事業については、相談窓口において実件数 604 件、延件数 2,419 件の相談に対応し、専門家との連携や人権相談機関ネットワークとの協力等によって進めてきました。この相談には、障がい者の入店拒否や性同一性障がい者の医療、結婚における部落差別、外国人の労働、児童養護施設入所者の大学進学時の身元保証人等に関する相談があり、専門的で継続した支援が課題になっています。

人権啓発事業については、人権啓発のアドバイスとして実件数 223 件、延件数で 299 件に対応し、メールマガジンで 1,067 件の人権情報を提供してきました。特に専門アドバイザーの派遣では、子どもの生活実態調査に関する相談がありました。

人材養成事業においては、大阪府人権総合講座として 8 つのコースを設定し、延 338 人が受講しました。また、事業計画づくり、障がい者差別解消、介護相談員養成等の講座を開催しました。これらによって、市町村人権協会等や行政や団体、企業等で人権に取り組む人として延 538 人を養成してきました。

4) 人権 NPO 等とのネットワークの強化に取り組みました。

おおさか人権協会連絡協議会においては、人権協会・人権地域協議会の課題や障がい者差別解消、LGBT（性的マイノリティ）の人権について学習し、交流を行いました。また、マイノリティ・プラットフォームでは、差別解消のためのガイドラインに盛り込むべき内容について話し合いを進めました。

人権 NPO 創造事業では、LGBT、外国人、ひきこもり、部落問題に関する 4 つの事業に助成するとともに協働で事業を進め、事業の報告と交流を進めました。

これらの人権に取り組む団体等とのネットワークづくりは、今後の人権協会の大きな役割になりますので、さらに取り組んでいく必要があります。

5) 人権施策推進のための提言を進めました。

大阪府の福祉や保健、男女共同参画、まちづくり、教育、雇用等の分野における審議会や委員会に参画し、人権の視点からの提言を行ってきました。この中で、高齢者保健福祉計画や障がい者福祉計画、障がい者差別解消ガイドラインの改訂に協力しました。

さらには、市町等の人権に関する審議会にも参画し、人権施策や人権施設のあり方についての検討に協力しました。

6) 大阪府人権協会の新たな方向と事業の検討を進めました。

大阪府人権協会の財政基盤確立に向けて、人権相談・人権啓発・人材養成・ネットワークの事業を拡大する方向について検討を進め、検討した内容から事業化を始めていきました。

また、2018年度からの3年間の大阪府人権相談・啓発等事業の公募型プロポーザルの応募に向けて事業企画を検討し、実施事業者を選定されました。

さらに、大阪府人権協会の今後の方向について議論する検討会の設置を決めました。

以上のように2017年度は、障がい者差別解消法やヘイトスピーチ解消法、部落差別解消法から求められる人権協会の役割について検討し、その取り組みを進めてきました。また、マイノリティ・プラットフォームや独自の助成事業等によって新たな人権NPO等とのネットワークづくりを進めました。そして、2018年度からの人権相談・啓発等事業の選定に向けて検討し、実施事業者を選定されました。

しかし、安定した財政基盤の確立にはまだまだ課題が大きく、人権問題から求められる課題に取り組んでいく大阪府人権協会の今後の方向をさらに検討していきます。

2017年度 具体的事業報告

A. 実施事業（人権相談・啓発事業）

I. 人権相談事業

1. 府民向け人権相談事業
2. 市町村人権相談サポート事業
3. 専門家連携相談支援事業
4. 人権相談ネットワーク事業
5. 就労相談支援事業
6. 緊急相談サポート事業

II. 人権啓発事業

1. 人権啓発アドバイザー事業
2. 人権関連情報収集・提供事業
3. 講師リスト作成・紹介事業
4. コミュニティづくり活動事業
5. 人権情報誌・人権教育教材検討事業

III. 人材養成事業

1. 人権総合講座事業
2. 人権ファシリテーター養成事業
3. 人権コーディネーター養成事業

IV. 援護福祉協働事業

1. 自殺予防事業

V. ネットワーク推進事業

1. ネットワーク事業
 - (1)「おおさか人権協会連絡協議会」
 - (2)「大阪府人権協会20市町村連絡会」との連携
 - (3)「えせ同和行為等根絶大阪連絡会議」
 - (4)人権関係団体連携事業
2. 人権NPO等創造事業
3. 福祉サービス第三者評価事業

B. その他の事業

I. 人権啓発促進事業

1. 人権関係冊子等販売事業
2. 人権研修受託事業
3. 人権啓発記事作成事業

II. 人材養成促進事業

1. 介護相談員研修事業

Ⅲ. 土地活用事業

Ⅳ. A´ワーク創造館事業（LLP）

C. 法人運営

1. 役員会等の開催

2. 大阪府及び市町村、団体等との連携

3. 大阪府人権協会の広報

4. 職員研修

(2017年4月から2018年3月31日までをまとめています。)

A. 実施事業

I. 人権相談事業

1. 府民向け人権相談事業（受託事業）

(1) 事業目的

様々な人権問題に関する課題を持つ大阪府民（以下、府民）からの相談を受ける「大阪府人権相談窓口」の整備を図り、多様な人権問題にかかわる相談ニーズに応じることで、人権問題の解決につなげていきます。

(2) 事業内容

①人権相談窓口の開設・実施

ア. 開設日・時間帯

次の日時において、大阪府人権相談窓口を開設しました。

平日相談：毎週月曜日から金曜日 9時30分から17時30分(祝日・年末年始を除く)

夜間相談：毎週火曜日の夜間 17時30分から20時30分(祝日・年末年始を除く)

休日相談：毎月第4日曜日 9時30分から17時30分

イ. 相談方法

電話、面談、ファックス、手紙、Eメール、ハガキで相談に対応しました。

ウ. 相談件数

○人権相談（全体） 月別相談件数（2017年度）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月		
実件数	57	49	49	51	62	48		
延件数	189	224	223	183	217	168		
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
実件数	48	47	36	50	54	53	604	
延件数	168	181	275	209	131	251	2,419	

○人権相談（府民向け相談のみ） 月別相談件数（2017年度）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月		
実件数	49	44	43	46	55	42		
延件数	152	211	196	153	171	93		
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
実件数	43	41	29	45	43	49	529	
延件数	121	156	93	181	87	182	1,796	

○人権相談 相談形態別件数（2017年度）

	電話	面談	家庭訪問	手紙・FAX等	メール	その他	合計
延件数	1,581	151	4	52	481	150	2,419

○人権相談 人権問題別件数（2017年度）

同和問題	女性	男性	障がい者	高齢者	子ども	外国人	HIV感染者	ハンセン病	犯罪被害
29	119	9	237	32	98	31	3	0	1

労働	ホームレス	医療問題	刑余者	性的マイノリティ	社会的養護	自殺防止	見た目問題	その他	人権外	合計
150	6	112	1	22	9	53	0	894	30	1,836

②「人権問題別集中相談」の実施

各月を人権問題別の集中月間として位置づけ、具体的な人権問題について集中した相談を実施しました。

○人権相談 月別相談件数（関連の相談を含む）（2017年度）

テーマ	月	実件数	延件数
同和問題・部落差別	4・10月	3	38
性的マイノリティ（LGBT）	5・11月	4	22
見た目問題	6・12月	0	0
ヘイトスピーチ	7・1月	0	0
児童養護施設や里親	8・2月	3	14
障がい者（児）問題	9・3月	43	159
合計		53	233

③事業の周知方法等

ア. 市町村等の相談機関とのネットワークを活かした事業周知

市町村の人権相談等の相談機関をはじめ、当協会の有するネットワーク機関と連携し、幅広く府民に事業周知を図っていきました。

- 1) 「人権相談機関ネットワーク」加盟団体・機関
- 2) 府内各市町村人権担当部局
- 3) 府内各市町立人権文化センター（隣保館）
- 4) 全市町村人権協会・人権地域協議会

イ. ホームページ等での事業周知

- 1) ホームページでの周知（HTML 及び PDF ダウンロード）
- 2) メールマガジンでの周知

ウ. 当協会の自主事業等の他の事業における周知

④「出張相談」の実施

○出張相談 実件数（2017年度）

月	相談場所	件数	月	相談場所	件数
4月	人権文化センター	2	10月	人権文化センター	1
5月	相談者宅	1	11月	高齢者福祉施設	1
6月	相談者宅、市役所	2	12月	市文化施設、市保健福祉施設、市役所、病院、民間生活支援施設、人権文化センター	3
7月	相談者宅、府相談機関	2	2月	高齢者福祉施設、市役所、市保健福祉施設、市民施設	10
8月	市役所、当事者団体事務所	2	3月	人権文化センター、高校、市役所	3
9月	市人権相談窓口、市役所	2	合計		29

⑤フォローアップ体制の確立

ア. 大阪府人権協会の相談窓口から他機関等に繋いだケースのうち、特に困難を抱えるケース等については、必要に応じて繋いだ先の機関と状況確認を行います。

○状況確認の実件数（2017年度）

月	つないだ機関分野名	実件数
7月	市人権担当課	2
9月	市人権担当課、市障害者相談担当課	1
10月	府障がい者差別相談、市人権担当課、市障がい福祉担当課	3
11月	市人権担当課	1
12月	市人権協会、当事者団体、市人権担当課、保健所、市生活保護担当課、当事者支援団体	4
1月	市生活保護担当課、市人権担当課、市教育委員会	3
2月	市人権担当課	1
2月	市人権担当課	1
計		16

イ. その中で、状況によっては「ケース会議」等を行い、再度、支援策を検討したり、他機関へ「繋ぎ直す」といったりした取り組みを行いました。

○ケース支援方策検討等を実施したケース 実件数（2017年度）

実施月	件数	実施月	件数	実施月	件数	実施月	件数
7月	2	9月	1	10月	1	11月	1
12月	2	1月	2	2月	1	3月	1
計							11

⑥相談の事例

ア. 障がい者(児)問題

- ・車椅子利用者の入店拒否を示す貼り紙が飲食店で貼られており、「障害者差別解消法」に違反していると思うので、対応をお願いしたい。
- ・電動車いすで電車を利用した際、降車駅を駅員に伝えたのに、降ろしてもらえなかったことが何度もあるので、鉄道会社の対応を何とかしてほしい。

イ. 同和問題・部落差別

- ・結婚を考えている相手が被差別部落に住んでおり、私の両親は結婚に反対していないが、結婚後は被差別部落以外の地域に住んでほしいと言っていて、どうすべきか悩んでいる。

ウ. 外国人等の人権問題

- ・働いている百貨店で、店長から業務中に中国語をしゃべってはいけないと言われたことは外国人差別である。店に意見を言う方法等を教えてほしい。

エ. 社会的養護（児童養護施設や里親で育った人）

- ・児童養護施設入所中の人々が、大学進学に関する身元保証人がいなくて困っている。身内や施設長もなってくれない。身元保証人制度などの支援制度を教えてほしい。

オ. 性的マイノリティ（LGBT）

- ・私は性同一性障がい当事者である。大阪にパートナーシップ条例がないことは差別である。
- ・医者に「本当に男か」と聞かれ、男性トイレを使うように言われた。

カ. 職業・雇用

- ・パートの申し込みで、「精神的な病気になったことがあるか」というアンケートがあったり、面接で「精神的病気がないことが嘘だとわかれば解雇されても文句を言いません。」という旨の念書を書かされたりするのは、精神的病気に対する差別のように感じる。

キ. 複合的差別

- ・職業訓練施設の指導員から、訓練生徒に対する暴言や罵倒、障がい者差別発言、いじめ、パワハラ、生徒の就職活動への妨害があるので改善してほしい。

2. 市町村人権相談サポート事業（受託事業）

(1) 事業目的

市町村からの求めに応じ、各相談に関する助言や支援を行うことで、各市町村の人権相談を支援します。

(2) 事業内容

①市町村人権相談サポート 月別相談件数（2017年度）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
実件数	9	6	6	5	7	6	
延件数	36	11	24	28	43	73	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
実件数	5	6	7	5	11	4	77
延件数	47	25	182	27	36	66	598

②市町村・地域における「ケース会議」の調整や助言

ア. 相談者の課題に応じて市町村との「ケース会議」を開催し、調整及び助言等を行いました。

イ. 市町村が実施する「ケース会議」への助言・スーパーバイズ等のために、必要に応じて職員を派遣しました。

○ケース会議の調整や助言（2017年度）

月	市町村名	回数	月	市町村名	回数
9月	枚方市	1	11月	枚方市	1
12月	大阪市	4	1月	枚方市	1
2月	枚方市	2	3月	枚方市	3
合計					12

③市町村等の相談事業への支援

ア. 市町村からの相談を通じて市町村の人権相談事業の状況把握等を行いました。

堺市、豊中市、八尾市、貝塚市、吹田市、枚方市

イ. 大阪府・市町村相談事業に関わる会議に参画しました。

○会議への参画状況（2017年度）

月	会議名	回数	計
4月	平成29年度大阪府市長会・大阪府町村長会人権部長会議	1	2
5月	平成29年度大阪府市町村人権相談担当課長連絡会議	1	

ウ. 市町村人権相談事業・相談員の日常的な相談を支援しました。

○日常的な相談サポート件数（2017年度）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
実件数	8	4	6	5	7	6	
延件数	35	4	24	28	43	73	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
実件数	4	6	7	5	3	4	65
延件数	42	25	168	26	26	63	557

エ. 「相談事例研究会」により相談事業を支援しました。

実施内容は、「ii)ネットワーク事業 ③相談事例研究会の開催」に掲載しています。

オ。「おおさか相談フォーラム」を通じて相談事業を支援しました。

実施内容は「ii)ネットワーク事業 ②おおさか相談フォーラムの開催」に掲載しています。

カ。「人権相談機関ネットワーク」のメール情報発信・収集を活用し、各市町村等の相談員どうしの情報交換の場を提供しました。

実施内容は「4. 人権相談ネットワーク事業」に掲載しています。

④専門家との連携による支援

市町村から受けた相談を整理したうえで、相談ケースに応じて、「専門家との連携相談支援」の専門家と連携して市町村の相談を支援しました。

○専門家との連携相談支援件数（2017年度）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
実件数	3	1	0	0	0	0	
延件数	26	6	0	0	0	0	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
実件数	1	0	1	0	8	0	14
延件数	5	0	10	0	8	0	55

⑤相談の事例

ア. 広域的な相談対応

・生活困窮状態で、自分の娘からの暴力を受けて困っている母親がいる。総合的支援が必要であるが、他市の居住なので、居住市の支援機関につないで欲しい。

イ. 相談への支援

・性的マイノリティ（LGBT）の相談事業を検討しており、大阪府人権相談で受けた性的マイノリティの人権問題に関わる相談運営について助言をほしい。

・外国人、障がい者が入居拒否をされたことに関する相談と対応例について助言を欲しい。

ウ. 専門的な相談への支援

・相談者の親がいわゆる同和地区出身であることを隠しており、相談者から自分のルーツを調べる方法がないかという相談を受けている。どう対応すればよいか助言が欲しい。

・SNS上において、大阪のいわゆる同和地区の複数の地名がネット上で広められているので、何とかならないか。

⑥「人権相談のてびき」の更新

2015年度に作成した「人権相談のてびき」について、人権相談に必要な最新の情報を更新するため、大阪府人権局と打合せを行い、本文及び資料について更新・追加内容を整理し、検討を行いました。また、てびきを「Ⅱ人材養成事業」の「大阪府人権総合講座（人権相談員養成コース）」で活用し、人材養成を通じた各市町村等の人権相談サポートにつなげました。

ア. 更新作業の内容

第1回 5月22日、第2回 6月26日、第3回 7月21日、第4回 8月31日、
第5回 12月13日、第6回 3月22日

イ. 「てびき」の配付

更新した手引きを市町村に送信しました。

ウ. 「てびき」の活用

6月16日実施 大阪府人権総合講座

科目名「人権相談の現状と相談の基本 人権相談のてびきと相談の集約から」

3. 専門家連携相談支援事業（受託事業）

(1) 事業目的

相談の内容により、法律や生活、就労、医療などの専門性が必要な相談について、専門家や当事者団体・支援団体等と連携しながら、相談への対応を進めることで、相談の充実をはかります。

(2) 事業内容

①弁護士との連携

人権相談に取り込まれる「人権相談弁護士ネットワーク」の協力のもと、相談員に対する日常的な助言や、相談者に同行して相談を受けました。

ア. 日常的な助言

相談員が助言を必要とする場合に、随時、助言していただきました。

イ. 同行相談

日時：毎週金曜日 13時30分から16時30分（設定日以外の対応も行いました。）

場所：各弁護士事務所

②他の専門家との連携

ア. 多重債務に関する相談について、専門のNPO団体に助言を受けました。

③当事者団体・支援団体との連携

○専門家との連携 月別相談件数 2017年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
弁護士	4	4	3	1	3	2	
その他	0	0	0	1	0	0	
当事者・支援団体	0	0	0	0	0	0	
合計	4	4	3	2	3	2	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
弁護士	0	0	0	1	9	3	30
その他	0	0	0	0	0	0	1
当事者・支援団体	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	1	9	3	31

④専門家との連携 相談事例

ア. 以前から夫によるハラスメントに悩んでおり、夫から離婚を言い渡されたことによる、今後の養育費や財産分与についての相談。（弁護士）

イ. 子どもが学校行事の練習中に同級生に怪我をさせられたことから不登校になり、志望校への進学ができず、現在も後遺症が残っていることについて、学校への責任追及をしたいという相談。（弁護士）

ウ. 兄が入院していた病院の医師や看護師から人権侵害を受けたことや、病院の不法行為への法的処置についての相談。（弁護士）

エ. 両親に多額の借金があるにもかかわらず、父が一方向的に支払いを拒否しているため、返済できない状態にある多重債務に関する相談。（専門NPO団体）

4. 人権相談ネットワーク事業（受託事業）

(1) 事業目的

人権に関する様々な相談に取り組む機関や団体とのネットワークを作ることで、人権に関する相談の充実をはかります。

(2) 事業内容

①人権相談機関ネットワークの運営

ア. 加盟リストの管理

登録内容更新のため、加盟機関に郵送とメールにより登録情報調査票を送りました。回答があった機関については登録内容の更新を行いました。回答がない機関については、電話連絡やホームページ記載内容により確認しました。

○人権相談機関ネットワーク加盟機関統括表（2017年度）

区 分		加盟数 2018年3月31日
国の機関		1
府の機関		32
市町村の人権相談関連機関	人権相談担当課	43
	人権文化センター等	29
	市町村人権協会	35
市町村の専門相談関連機関		101
公益法人、NPO等の関連機関		48
合計		289

イ. 加盟機関の掲載情報の更新

加盟機関の掲載情報の更新を行いました。掲載情報の項目は、次のとおりです。（掲載情報）
機関名・所在地・主な相談分野・電話番号（FAX、メール）・相談日・相談時間・URL・相談事業に関する報告書等

ウ. 未加盟相談機関に対する加盟促進

新規加盟のための呼びかけを行いました。

新規加盟機関 1 機関

・茨木市配偶者暴力相談支援センター

エ. ネットワーク加盟機関相互の情報交換の促進

加盟機関同士の連携強化のための情報交換を行いました。

- ・人権相談機関ネットワークのメールマガジンを、メールアドレス情報の提供のあった全加盟機関に送信しました。
- ・「人権あらかると」（人権関連情報収集・提供事業）を、メールアドレス情報の提供があった加盟機関（市町村人権担当課は、人権関連情報収集・提供事業で配信）に送信しました。
- ・加盟機関のイベント情報等を「人権あらかると」に掲載し、送信しました。

○ネットワーク加盟機関への情報提供（平成29(2017)年度）

	送信日時	内容
1	4月24日	「人権あらかると」4月前半号
2	5月16日	「人権あらかると」4月後半号
3	5月30日	「人権あらかると」5月前半号
4	6月8日	「人権あらかると」5月後半号
5	6月29日	「人権あらかると」6月前半号
6	7月20日	「人権あらかると」6月後半号
7	7月27日	「人権あらかると」7月前半号
8	8月3日	「人権あらかると」7月後半号

9	8月29日	「人権あらかると」8月前半号
10	9月5日	「人権あらかると」8月後半号
11	9月28日	「人権あらかると」9月前半号
12	10月10日	「人権あらかると」9月後半号
13	10月26日	「人権あらかると」10月前半号
14	11月7日	人権相談機関NWメルマガ「相談事例研究会の案内」
15	11月27日	「人権あらかると」10月後半号
16	11月30日	「人権あらかると」11月前半号
17	12月7日	「人権あらかると」11月後半号
18	12月21日	「人権あらかると」12月前半号
19	12月28日	人権相談機関NWメルマガ「おおさか相談フォーラムの案内」
20	1月10日	「人権あらかると」12月後半号
21	1月18日	「人権あらかると」1月前半号
22	2月8日	「人権あらかると」1月後半号
23	2月26日	「人権あらかると」2月前半号
24	3月5日	「人権あらかると」2月後半号
25	3月22日	「人権あらかると」3月前半号
26	3月30日	人権相談機関NWメルマガ「大阪府委託事業の報告の案内」
27	3月30日	「人権あらかると」3月後半号

②おおさか相談フォーラムの開催

「2017年度おおさか相談フォーラム」を開催しました。

ア. 日時：1月25日 13時30分から16時40分

イ. 会場：HRCビル

ウ. 参加者数：80人

エ. 内容：

I部 講演会

テーマ「精神疾患の特性から相談に求められること」

講師：渡辺洋一郎さん（医療法人メディカルメンタルケア横山・渡辺クリニック名誉院長）

II部 分科会

《分科会A》

「医療と連携した精神障がい者の就労支援」事例紹介

報告者：茂木省太さん（NPO 法人大阪精神障害者就労支援ネットワーク JSN 新大阪アネックス所長）

《分科会B》

「精神的に課題のある人への生活面での支援」事例紹介

報告者：岡 幸一さん（社会福祉法人精神障害者社会復帰促進協会 法人本部統括部長）

③相談事例研究会の開催

相談事例をもとに、相談スキルの向上と加盟機関同士の交流・連携の活発化を図るために、2017年度「相談事例研究会」を開催しました。

団体の要請により、「広く公開されていない事業で、個人名および団体名である」ため非公開とした。(JANPIA)

ア. 開催日時・会場・事例の概要・参加人数：

回	日時	会場	相談事例の概要	ブック	参加人数
第1回	11月21日 14時から17時	箕面市立中央生涯学習センター3階講座室	近隣住民からの暴言・嫌がらせ・脅迫を受けた人への支援。	北摂	19人
第2回	11月28日 14時から17時	泉大津市役所3階大会議室	アルコール依存による飲酒運転で事故をおこした人への生活全般と就労の支援。	泉州	14人
第3回	12月5日 14時から17時	枚方市市民会館1階第1集会室	生活保護を受給している一人暮らしの孫から金銭を要求されている人への支援。	河内北	17人
第4回	12月12日 14時から17時	大阪狭山市役所3階第1会議室	知的障がいのある子どもの写真を撮られ、SNSで拡散された人への支援。	河内南	18人

イ. 内容：講義「ストレングス視点を生かした相談支援におけるスーパーバイズ」と「昨年度の相談事例の解説」など

相談事例の報告、グループワーク、まとめ、助言と情報提供

ウ. 講師：

④人権相談集約・報告

ア. 人権に関する相談の集約

対象：大阪府人権相談窓口、各市町村人権担当課及び人権文化センター、人権協会・人権地域協議会の人権相談窓口

集約内容：前年度の人権に関する相談件数及び相談事例を集約しました。

集約方法：集約のためにEメール及び郵送にて依頼を行いました。

イ. 学識経験者の監修協力を得て「2016年度の大阪府内における人権に関する相談の状況」を作成しました。

監修：

ウ. 「2016年度の大阪府内における人権に関する相談の状況」を作成し、ホームページに掲載しました。

5. 就労相談支援事業（補助事業）

(1) 事業目的

人権に関する相談事業を充実させるために、一般社団法人おおさか人材雇用開発人権センター(G-STEP)と共同体を結成し、大阪府内の就労相談事業の充実を進めます。

(2) 事業内容

大阪府より共同体として「就職困難者に対する就労支援事業」の補助を受け、大阪府人権協会として次の事業を実施しました。

①事業の周知

8月17日 20市町村連絡会全体会議研修会

7月20日 おおさか人権協会連絡協議会代表者会議

2018年11月21日、11月28日、12月5日、12月12日

人権相談ネットワーク事業「相談事例研究会」(大阪府委託事業)

②地域就労支援センターとの連携

市町村で行われている地域就労支援センターのコーディネーター等との連携を進めるために、市町村を訪問し、就職困難者等に応じた就労相談への支援を行いました。

訪問：5月10日 高槻市役所
 5月18日 泉佐野市まちの活性課、泉南市人権ふれあいセンター
 6月7日 箕面市萱野中央人権文化センター
 6月21日 豊中市くらし館
 6月22日 大東市立野崎人権文化センター
 7月12日 JOB なびすいた
 9月4日 くらしサポートセンター守口
 2018年1月23日 茨木市役所

③C-STEP との協議

実施：4月18日、12月18日、3月20日

④生活困窮者自立支援制度に取り組む団体等との連携

生活困窮者自立支援法の施行に伴って、生活困窮者自立支援の取り組みと地域就労支援センターとの連携方を検討しました。

⑤当事者支援団体等との連携

当事者団体や支援団体等に地域就労支援事業をPRすることで、就職困難者の発見や相談窓口につながりました。

6. 緊急相談サポート事業（受託事業・自主事業）

(1) 事業目的

人権相談において緊急の支援を必要とする相談者に対して、緊急かつ一時的な自立支援を行ない、相談者の自立支援に資することを目的とします。

(2) 事業内容

既存の各種法律・制度で対応できない緊急の連携や対応が必要なケースで、緊急かつ一時的に金銭や食糧等の物品等の支援が必要な相談者に対して、緊急に必要なサポートを実施しました。

①緊急一時支援

○緊急相談サポート件数（2017年度）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
実件数	0	0	0	0	0	0	
延件数	0	0	0	0	0	0	
食糧							
物品							
一時							
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
実件数	0	0	1	0	0	0	1
延件数	0	0	3	0	0	0	3
食糧			5				5
物品			2				2

一時			0				0
----	--	--	---	--	--	--	---

ア. 食糧支援内容

当協会を用意した飲食物

イ. 緊急一時支援

路上・ネットカフェ生活困窮者へのテレフォンカード、支援機関までの電車運賃

②被害救済支援

○緊急相談サポート件数 (2017 年度)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
実件数	0	0	0	0	0	0	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
実件数	0	0	1	2	0	2	5

③相談の事例

- ・勤務先で部落差別発言があり、過去に二度も部落差別の問題があった。会社は部落問題を理解しておらず、改善されていない。被差別部落出身者として、放置できない。会社に謝罪と改善を求めたい。
- ・発達障がいがある小学生への体罰、クラスからの隔離等は、「障害者虐待防止法」と「障害者差別解消法」に違反する。小学校や市教育委員会は改善しないため、大阪府教育庁に問題を伝えて欲しい。
- ・ネットカフェや路上での生活しており、お金がなく、助けて欲しい。

II. 人権啓発事業

1. 人権啓発アドバイザー事業 (受託事業/自主事業)

(1) 事業目的

行政をはじめ企業、市町村人権協会・人権地域協議会等の民間団体などで実施される人権啓発における相談に適切なアドバイスを行い、より効果的な人権啓発事業が実施できるよう支援を行います。

(2) 事業内容

①アドバイザーの設置

ア. 常勤アドバイザー

職員による常勤アドバイザーを5人 (メインアドバイザー2人、サブアドバイザー3人)

配置し、電話、来訪、Eメールによる日常の相談を行い、人権啓発を支援しました。

○人権啓発アドバイザー 月別相談件数 (受託事業)

	件数		相談手段					相談者種別		相談種別				
	実数	延数	電話	FAX	メール	面談	その他	行政	行政以外	紹介	企画	全般	問合せ	その他
4月	23	38	39	0	26	3	0	25	13	22	2	5	7	3
5月	31	41	36	1	27	3	0	22	19	25	0	1	9	7

6月	32	39	31	0	15	2	15	17	22	14	0	0	8	18
7月	19	34	22	0	8	5	7	24	10	14	0	3	9	8
8月	14	15	23	0	2	1	0	15	0	8	1	1	6	0
9月	18	23	28	0	2	2	1	21	2	11	0	4	8	1
10月	14	21	29	0	12	0	0	12	9	14	0	1	5	1
11月	9	17	19	0	14	0	0	15	2	15	0	0	1	1
12月	6	6	6	1	0	0	1	5	1	1	0	0	4	1
1月	13	15	11	0	12	2	0	7	8	7	0	2	1	4
2月	4	6	6	0	0	0	0	5	1	3	0	0	3	0
3月	11	15	16	0	6	0	1	9	6	6	0	0	7	3
合計	194	270	266	2	124	18	25	177	93	140	3	17	68	47

※相談者種別「行政以外」には、行政から紹介された団体を含む。

○人権啓発アドバイザー 月別相談件数 (自主事業)

	件数		相談手段					相談種別				
	実数	延数	電話	FAX	メール	面談	その他	紹介	企画	全般	問合せ	その他
4月	2	2	4	0	0	0	0	1	0	0	1	0
5月	7	7	3	0	8	0	0	0	0	0	3	4
6月	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
7月	2	2	1	0	2	0	0	0	0	0	1	1
8月	5	5	3	0	6	0	0	0	0	0	1	3
9月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10月	3	3	2	0	5	0	0	0	0	0	0	3
11月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1月	4	4	2	0	1	1	0	2	0	0	0	2
2月	3	3	2	0	1	0	0	0	0	0	1	2
3月	2	2	1	0	1	0	0	1	0	0	0	1
合計	29	29	19	0	24	1	0	4	0	0	8	16

イ. 専門アドバイザー

1件の専門アドバイザー派遣の相談があり、次の通り派遣を行いました。

依頼者：富田林市人権政策課

内容：・「富田林市子どもの生活に関する実態調査」報告書素案に対する助言
・調査結果を受けた今後の施策の全体的な方向性への助言

②啓発交流

ア. 啓発実践・交流会の開催

事業活用に向けた理解促進と人権啓発に関する様々な情報の交流の場として、啓発実践・交流会を開催しました。

日時：7月7日 14時から16時45分

会場：HRCビル

出席者：市町村人権啓発担当課職員等 30人

内容：・人権啓発に関するアンケート実施の報告

- 報告：宮前綾子（一般財団法人大阪府人権協会）
 - ・専門アドバイザー派遣利用に関する報告
 - 「岸和田市仕事と家庭生活を考える調査」調査票・報告書作成への助言
 - 報告：岸和田市市民環境部人権・男女共同参画課
 - 「子どもの生活に関する実態調査」調査結果分析の視点と今後必要な施策への助言
 - 報告：富田林市市民人権部人権政策課
 - ・「人権啓発事業実施における悩みや課題、工夫等の情報交換を行い、解決へのヒントをみつけるための交流の場」
 - ファシリテーター：柴原浩嗣（一般財団法人大阪府人権協会）
- 小グループに分かれ、事業実施における悩みや課題の共有、実施の工夫等の情報交換の中で、それぞれの解決へのヒントを見つけました。

イ. ブロック別啓発交流・相談会の開催

少人数でじっくりと情報交換や悩み・課題の共有を行い、よりよい事業づくりに向けた方策を見いだす機会として、ブロック別啓発交流・相談会を企画し、実施していきま

- 1) 河内北ブロック
 - 日時：9月26日14時から16時
 - 会場：門真市役所別館3階第3会議室
 - 参加：7人（7市）
- 2) 北摂ブロック
 - 日時：9月29日14時から16時
 - 会場：池田市役所6階第4会議室
 - 参加：8人（6市2町）
- 3) 泉州ブロック
 - 日時：10月3日14時から16時
 - 会場：貝塚市職員会館2階A会議室
 - 参加：9人（8市町）
- 4) 河内南ブロック
 - 日時：10月17日14時から16時
 - 会場：松原市役所8階大会議室A
 - 参加：10人（9市）

③人権啓発支援事業の周知

ア. 人権啓発支援事業全体の実施要領を作成し市町村に送付することで、事業の周知を行いました。

イ. 様々な機会を活用しての事業を周知しました。

会議や講座等の機会を活用し、事業の周知を行いました。

- 1) 4月25日 大阪府市長会・大阪府町村長会人権部長会議
- 2) 7月7日 啓発実践・交流会
- 3) 9月26日 ブロック別啓発交流・相談会（河内北）
- 4) 9月29日 ブロック別啓発交流・相談会（北摂）
- 5) 10月3日 ブロック別啓発交流・相談会（泉州）
- 6) 10月17日 ブロック別啓発交流・相談会（河内南）

2. 人権関連情報収集・提供事業（受託事業）

(1) 事業目的

効果的な人権啓発事業を行うために、人権課題に関する動向や講座・イベント情報等を収集、整理し市町村等に情報を提供することで、住民や職員等が人権問題に係る情報を活用していくことにつなげます。

(2) 事業内容

①新聞等による人権問題の動向等の情報収集

朝日新聞（朝・夕・特集）や人権情報誌、インターネットから人権に関する記事を収集し、次のようにまとめました。

ア. 日にち、見出し、インターネット公開記事リンク先 URL 等をまとめたデータを作成しました。

イ. 上記から人権問題・人権啓発に関わる最新情報や動向等をトピックスとしてメールマガジンで配信しました。

○人権関連情報収集状況 2017 年度

月	新聞	その他	合計
4月	148	29	177
5月	156	27	183
6月	150	16	166
7月	158	8	166
8月	169	19	188
9月	145	8	153
10月	146	18	164
11月	189	22	211
12月	190	24	214
1月	122	17	139
2月	173	25	198
3月	207	28	235
合計	1953	241	2194

②イベント講演会等の情報収集

市町村や市町村人権協会等が主催するイベント情報を収集し、次のようにまとめました。

ア. イベント講演（公演）会の名称、開催日時、開催場所、内容（講師）、URL、問い合わせ先をまとめたデータを作成しました。

イ. 上記内容をメールマガジンで配信しました。

収集した情報は閲覧可能な状態で保管しています。（1年間）

各団体の総合交流や相互に学びあう場及び広報の協力等も同時に行うことにつなげました。

③メールマガジンでの提供

収集した人権問題に関する動向や講座・イベント情報等を、市町村や市町村人権協会等にメールマガジンで提供しました。（月2回実施）

○メールマガジン「人権あらかると」提供状況 2017 年度

	発行日	トピックス	イベント・講演会情報	大阪府からのお知らせ	合計
4月前半	4月20日	29	19	10	58

4月後半	5月9日	15	17	12	44
5月前半	5月17日	19	13	3	35
5月後半	6月5日	20	20	4	44
6月前半	6月20日	12	27	3	42
6月後半	7月4日	14	9	5	28
7月前半	7月20日	5	19	7	31
7月後半	8月3日	7	26	7	40
8月前半	8月18日	10	23	7	40
8月後半	9月4日	15	30	7	52
9月前半	9月19日	6	32	5	43
9月後半	10月4日	11	25	9	45
10月前半	10月18日	11	42	9	62
10月後半	11月6日	12	39	8	59
11月前半	11月16日	14	22	10	46
11月後半	12月4日	15	13	9	37
12月前半	12月19日	9	13	9	31
12月後半	1月5日	19	16	14	49
1月前半	1月17日	13	24	14	51
1月後半	2月1日	14	35	11	60
2月前半	2月20日	23	19	6	48
2月後半	3月1日	8	13	8	29
3月前半	3月16日	24	13	8	45
3月後半	3月30日	23	13	12	48
合計		348	522	197	1067

④人権リレーエッセイでの提供

「人権」をキーワードに様々な人や団体からのメッセージや大阪府人権相談機関ネットワーク等の取り組みを発信するための作業を行いました。

ア. 掲載団体について協議を行いました。

イ. 下記の人や団体をホームページで紹介しました。

○人権リレーエッセイ提供状況 2017年度

	個人名・団体名	ホームページ公開
1	一般社団法人おおさか人権ネットワーク	6月12日
2	特定非営利活動法人こころのサポートステーション	7月13日
3	一般財団法人大阪府人権協会 相談役 村井茂さん	8月1日
4	特定非営利活動法人トッカビ 代表理事 朴洋幸（ぱくやんへん）さん	8月28日
5	社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会 常務理事 小尾隆一さん	9月26日

6	弁護士 高橋昌子さん	11月14日
7	特定非営利活動法人いばらき自立支援センター	12月21日
8	認定特定非営利活動法人児童虐待防止協会	1月15日
9	熊取町人権協会	2月26日
10	特定非営利活動法人あとからゆっくり	3月15日
11	コミュニティづくりをめざした自主防災活動 高槻市東五百住さつき自主防災会	3月23日
12	外国人市民との共生のために、多方面との協働 公益財団法人とよなか国際交流協会	3月31日

3. 講師リスト・紹介事業（受託事業）

（1）事業目的

府民や市民、行政職員が学びたい、又は学んでほしい人権問題のテーマや内容を重視して、講師リストの作成を行い、市町村等へ情報提供を行うことで、府内で行われている啓発事業を支援します。

（2）事業内容

①講師紹介

○講師紹介 月別相談件数

4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
22	25	14	14	8	11	
10月	11月	12月	1月	2月	3月	
14	15	1	7	3	6	

②講師リストの情報収集

ア. 「人権啓発事業に関するアンケート」の実施

大阪府内市町村に、2016年度に実施した啓発事業のアンケート調査を行ないました。

イ. アンケート結果

回答状況：アンケート送付 42か所（寝屋川市除く） 回答 42か所

ウ. アンケートの結果報告と事業周知活動について

回答をいただいたアンケートの集約を行い、7月7日に実施しました「啓発実践・交流会」において結果報告を行いました。また、欠席市町村にはアンケート集約を送付しました。

③2017年度講師リストの作成

ア. 2016年度掲載講師への継続依頼と掲載内容の修正確認を行い、その結果を反映させました。

イ. 新規に掲載する講師の依頼に向け、新規依頼案作成の方向性、具体的な講師案を作成し、大阪府と調整を行いました。新規講師案作成には、「人権啓発事業に関するアンケート」で評価の高かった講師などを参考にしました。

大阪府の確認後、新規掲載講師に依頼を行い、掲載の承諾をいただいた講師に、掲載内容の確認と調整を行いました。

ウ. 以上の結果を反映させ、次の概要の通り講師リストを作成しました。

○講師リスト 項目別講師数 (2017 年度)

項目	講師 人数	項目	講師 人数
人権総論	26	インターネットによる人権侵害	6
女性	20	自殺・自死問題、自死遺族問題	6
子ども	20	刑余者問題・矯正施設退所者	4
高齢者	8	社会的養護	3
障がい者	22	若者支援	4
同和問題	20	依存症	9
外国人	18	様々な人権問題	37
H I V感染	3	人材養成	7
ハンセン病回復者	4	公演	8
犯罪被害者やその家族	2	フィールドワーク	適宜
ホームレス	4	講師延べ人数	268
セクシュアル・マイノリティ、セクシュアリティ	16	講師実人数	155
職業や雇用をめぐる人権問題 (一般)	9	視聴覚 (パネル・ビデオ・DVD)	4
職業や雇用をめぐる人権問題 (ハラスメント)	12	掲載延べ件数	272

*フィールドワークは、講師 (延べ、実)・掲載延べ人数には含んでいません。

エ. 講師リストの活用は、市町村の人権担当部局以外に、①人権啓発を行おうとする人権啓発担当課以外の庁内関係各課、②民間人権啓発団体 (人権啓発推進協議会、企業人権協議会、人権協会等行政が事務局を担っている、もしくは、啓発事業を委託している団体に限る。)の講師招聘事務に限り講師紹介に活用できるようにしました。

オ. 平成 29 (2017) 年度の講師リストを、寝屋川市を除く市町村と大阪府に送付しました。

4. コミュニティづくり活動事例紹介事業 (受託事業)

(1) 事業目的

差別や排除のない人権尊重のコミュニティづくりに役立つ事例を収集し、市町村等に提供することで、人権尊重の社会づくりを支援します。

(2) 事業内容

①検討委員会の設置

昨年度の委員に引き続き検討委員と専門アドバイザーの依頼を行い、検討委員会を設置しました。

②検討委員会の開催

ア. 第 1 回検討委員会

日時：5月18日 19時から21時

内容：・今年度の事例収集と報告書の作成について
・事例報告・交流会について
・専門アドバイザー派遣について

イ. 第2回検討委員会

日時：8月28日 14時から16時20分

内容：・過去2年間に収集した事例の分析と今後の事例収集について
・事例報告・交流会について
・報告書の作成について

ウ. 第3回検討委員会を次の通り開催しました。

日時：10月5日 19時から20時15分

内容：・事例比較表と今年度の事例収集について
・前回の委員会以降修正した比較表（フォーム）の確認
・今年度の事例収集の検討（方向性やヒアリング項目等）
・報告書作成の検討（掲載内容や執筆分担等）
・事例報告・交流会の検討（内容の構成等）

エ. 第4回検討委員会を次の通り開催しました。

日時：12月5日 19時から21時

内容：・事例ヒアリングの報告
・報告書作成の検討と確認（掲載内容や作成スケジュール等）
・事例報告・交流会の検討（内容の構成、役割分担、進行等）

③事例の収集

検討委員会での議論、大阪府との協議を経て、次の通り7件の事例ヒアリングを実施しました。

団体名	対応者	日時	場所
高美南小学校区まちづくり協議会	事務局長	11月20日 15時30分から17時10分	八尾市役所
東五百住さつき自主防災会	委員長、副委員長、 防災訓練指導員	11月21日 18時30分から19時50分	東五百住さつき 公民館
チャムール	アムール岸和田 管理者、統括責任者	11月22日 10時から11時40分	アムール岸和田
(公財)とよなか国際交流協会	事務局次長	11月24日 10時から11時30分	とよなか国際交 流センター
情報の輪サービス株式会社 (特非) ZUTTO	情報の輪代表取締 役、ZUTTO 理事	11月27日 17時から18時40分	ジ・メルカート
(特非) すまいるセンター	代表理事	11月28日 19時から20時10分	すまいるセンタ ー
Habikino children's support network (ちるさぼ)	スタッフ	11月29日 14時から15時20分	羽曳野市役所

④コミュニティづくりに関する相談

ア. 常勤アドバイザーの対応

職員によるアドバイザーが相談をお受けし、コミュニティづくりを支援しました。

○コミュニティづくりアドバイザー 月別相談件数 2017年度

	件数		相談手段					相談種別				
	実数	延数	電話	FAX	メール	面談	その他	紹介	企画	全般	問合せ	その他
4月	2	3	2	0	2	1	0	1	0	2	0	0
5月	1	6	4	0	5	1	1	0	0	6	0	0
計	3	9	6	0	7	2	1	1	0	8	0	0

⑤専門アドバイザーの派遣

1件の専門アドバイザー派遣の相談があり、次の通り派遣を行いました。

依頼者：富田林市人権政策課

依頼内容：調査（「子どもの生活に関する実態調査」）結果を踏まえた子どもの貧困解決に向けた行政施策について（コミュニティづくりを視野においた取組）

⑥コミュニティづくり事例報告・交流会の実施

次の内容で事例報告・交流会を開催しました。

日時：2月16日 13時30分から16時45分

会場：HRCビル

参加者：大阪府・市町村の人権、福祉、まちづくり等を担当する行政関係者や、地域で福祉や人権問題に取り組む方や企業等民間の方40人が参加しました。

内容と報告・助言・コーディネーター

第1部「事例紹介とパネルディスカッション」

- ・大阪府内におけるコミュニティづくりの事例について概要紹介を行いました。

報告）一般財団法人大阪府人権協会

- ・パネルディスカッションでは、本事業の推進にあたり専門的な助言をいただいている検討委員をパネラーに、大阪府人権協会が進行しました。

「子ども」、「地域福祉」、「持続可能なまちづくり（防災を含む）」という各検討委員の専門の観点から、民間や行政それぞれの立場で人権が大切にされたコミュニティづくりに取り組むヒントをお話いただき、かつ参加者との意見交流の中で、コミュニティづくりのポイントについて深めていきました。

パネラー 郭理恵さん（大阪人間科学大学）、玉置好徳さん（梅花女子大学）

寺川政司さん（近畿大学）

第2部「分散会」

第2部分散会では、上記3つの観点で小グループに分かれ、各検討委員が進行して、更に内容を深めていきました。

⑦報告書の作成

ア. 次の内容をまとめ、報告書の作成をおこないました。

- ・平成27（2015）・28（2016）年度に収集した事例の紹介
- ・平成29（2017）年度に行った再調査を踏まえた収集事例の一覧
- ・人権尊重のコミュニティづくりに向けて 検討委員からの提言

- ・平成 29 (2017) 年度人権のコミュニティづくり事例報告・交流会報告
- イ. 報告書の送付
報告書を、寝屋川市を除く市町村と大阪府に送付しました。

5. 人権情報誌・人権教育教材検討事業 (受託事業/自主事業)

(1) 事業目的

人権に関する情報の提供と、人権教育に必要となる参加体験型学習教材を開発・作成し提供することにより、人権教育・啓発活動を促進します。

(2) 事業内容

①おおさか人権情報誌「そうぞう」の発行

大阪府より「平成 29 年度人権情報誌企画・編集、デザイン業務」を受託し、次の事業を行いました。

ア. おおさか人権情報誌「そうぞう」No. 41 (2017 年 11 月発行)

特集 インターネット上の人権侵害について

松村 元樹さん ((公財) 反差別・人権研究所みえ常務理事兼事務局長)

松井修視さん (関西大学社会学部教授)

改正個人情報保護法

人権啓発詩入選作品

イ. おおさか人権情報誌「そうぞう」No. 42 (2018 年 2 月発行)

特集①ハラスメントについて

牟田和恵さん (大阪大学大学院人間科学研究科教授)

大阪府の取組

「性的マイノリティの人権問題」に関する理解の増進に向けた取組

「北朝鮮による拉致問題」の解決に向けた取組

特集②災害と人権

渥美公秀さん (大阪大学大学院人間科学研究科教授、認定 NPO 法人日本災害救援ボランティアネットワーク理事長)

第 36 回人権啓発詩・読書感想文募集事業表彰式

人権情報ガイド「ゆまにてなにわ Ver. 32」発行

②人権教育教材の検討

人権学習・研修で活用できる参加体験型学習の教材作成を検討しました。

Ⅲ. 人材養成事業

1. 人権総合講座事業 (受託事業)

(1) 事業目的

大阪府や市町村、団体、企業、地域等において人権啓発や相談業務に従事する人等を対象に、人権啓発や相談事業に必要とされる必要な知識やスキルを身に付けることができるよう、総合的な講座を年間通して開催します。

(2) 事業内容

①概要

- ア. 対象者は、大阪府内に在住在勤の方で、大阪府、市町村、NPO 団体等、企業、地域等において人権啓発や人権相談に携わる人としてしました。
- イ. 受講される方のニーズや職務経験、スキル等を踏まえて、段階別を実施しました。
- ウ. 人権啓発や人権相談の現場で必要とされる人を想定し、人材養成のための8つのコースを設定しました。また、関心のある科目のみを受講できる「科目選択受講」を可能としました。

②人材養成コース

○受講対象、期間、科目数 2017 年度

	養成コース	対象	期間	科目数
前期	人権担当者入門コース	新たに人権担当になった方、新たに相談員になろうとする方	6月16日から 6月28日	9
	人権ファシリテーター養成コース	ファシリテーターに必要な基礎知識を身に付けたい方	6月16日から 7月11日	16
	人権啓発企画担当者養成コース	人権教育・啓発の企画や事業実施を担当する方	6月16日から 7月5日	12
	人権相談員養成コース	相談業務経験が概ね1年以下の相談員	6月16日から 8月8日	34
後期	人権ファシリテータースキルアップコース	ファシリテーターとしての講師（実践）経験がある方	12月15日	6
	人権企画マネジメントコース	人権に関する各種事業実施に取り組む方、管理的業務を行う方	11月24日から 11月30日	6
	人権相談員スキルアップコース	相談業務経験が概ね1年以上の相談員	11月2日から 12月7日	23
	人権相談員専門コース	相談業務経験が概ね3年以上の相談員、主任相談員、管理者	12月14日から 12月25日	17

③受講案内

(前期)

- ア. 受講案内の送付 5月15日
- イ. ホームページ公開日 5月8日
- ウ. 6月2日 12:00 まで申込を受付（定員に達していない科目は継続して受付）

(後期)

- ア. 受講案内の送付 9月28日
- イ. ホームページ公開日 9月25日
- ウ. 10月18日 12:00 まで申込を受付（定員に達していない科目は継続して受付）

④履修要件及び修了認定 (前期)

- ア. 履修要件

履修要件として、科目への出席と「受講レポート」の提出を必要としました。

イ. 修了認定

人権ファシリテーター養成、人権啓発企画担当者養成、人権相談員養成、人権相談員スキルアップの4コースで修了認定を行いました。

⑤受講申込・修了状況（前期）

ア. 受講申込者及び受講者・修了者数 2017年度

人材養成コース	定員	受講申込者	受講決定者	修了者
人権担当者入門	40	48	48	認定なし
人権ファシリテーター養成	40	16	16	12
人権啓発企画担当者養成	40	15	15	10
人権相談員養成	50	82	82	70
科目選択		98	96	認定なし
合計（延べ人数）		259	257	92
合計（実人数）		219	217	90

イ. 受講申込者及び受講者・修了者数（後期）

人材養成コース	定員	受講申込者	受講決定者	修了者
人権ファシリテータースキルアップ	25	18	18	認定なし
人権企画マネジメント	25	13	13	認定なし
人権相談員スキルアップ	40	36	36	29
人権相談員専門	25	28	28	認定なし
科目選択		62	62	認定なし
合計（延べ人数）		157	157	
合計（実人数）		119	119	29

ウ. 修了者に修了証書（大阪府知事名）を発行しました。

エ. 履修証明書（当協会代表理事名）を発行しました。 94枚（請求者のみ）

⑥企画委員会の開催

ア. 第1回企画委員会の開催（コース別で実施）

1) 内容

- ・講座実施状況について報告（カリキュラム・受講者数等）
- ・各人材養成コースの実施について意見交換
- ・修了レポートの査読
- ・修了認定
- ・その他

2) 開催日時等

- ・人権啓発企画担当者養成コース
日時：7月31日10時から11時
場所：大阪府人権協会
- ・人権ファシリテーター養成コース
日時：9月1日10時から12時
場所：大阪市天王寺区
- ・人権相談員養成コース
日時：9月7日10時から11時

- 場所：八尾市
- ・人権相談員スキルアップコース
- 日時：1月16日10時30分から11時30分
- 場所：八尾市
- イ. 第2回企画委員会
- 日時：3月1日10時から11時30分
- 場所：大阪府人権協会 会議室
- 内容：・実施状況について報告（カリキュラム・受講者数等）
- ・各人材養成コース、各科目、運営、アンケート結果等について意見交換
 - ・次年度について
 - ・その他

2. 人権ファシリテーター養成事業（自主事業）

（1）事業目的

人権・部落問題学習を参加体験型で進められるファシリテーターの養成を行い、講師派遣と結合することで、地域や職場、学校において、人権に気づき行動につながる人権学習を促進します。

（2）事業内容

企画や事業検討委員の選定等、実施に向けた検討を行いました。

また、これまでの受講者に障害者差別解消研修の情報を提供するなど、更に人権問題について学べる場の情報提供を行っていきました。

3. 人権コーディネーター養成事業（自主事業）

（1）事業目的・目標

人権問題を解決するために、相談等の事例検討から人権問題に気づき、地域や行政、職場等において人権に関する事業を企画立案、実施、運営できる人を育成します。

（2）事業内容

①人権問題事業企画研修「解決力を磨くための事業計画のつくり方講座」

人権問題解決のための事業の企画立案から実施できるためのコーディネーター（担当者）の養成講座を開催しました。

日時：2月8日 10時から16時 会場：HRCビル

対象：人権関係団体、NPO、市町村人権協会・人権地域協議会等

講師：田村太郎さん（一般財団法人ダイバーシティ研究所代表理事）

受講者：7人

②障がい者差別解消研修

「何が差別なのかを考える～「思いやり」や「配慮」が差別にならないために～」

障がい者差別解消法の施行にあたって、相談員や担当者、事業者を対象にした養成講座を開催しました。

日時：3月12日 13時30分から16時45分 会場：HRCビル

対象：企業、NPO、民間団体、行政の担当者、相談担当者、市町村人権協会・人権地域協議会等

受講者：34人

内容：

・差別解消に必要な考え方について～「思いやり」ではなく、まず対話を～

講師：松波めぐみさん（大阪市立大学非常勤講師）

・具体的事例から考えるワークショップ～「思いやり」・「配慮」・「構え」を超えるために～

講師：松波めぐみさん、障がい当事者2人

③部落差別解消研修

部落差別解消推進法の具体化を考える研修として、大阪府人権総合講座の人権企画マネジメントコース「部落差別解消推進法具体化への取り組みについて」を実施しました。

日時：11月24日 13時30分から16時30分 会場：HRCビル

講師：[REDACTED]

受講者：19人

IV. 援護福祉協働事業

1. 自殺予防事業（自主事業）

（1）事業目的・目標

「自らの命を絶つ」という自殺問題を、改めて「深刻な人権問題」として捉えて、相談機関との一層の連携・強化により、自殺予防の取り組みを進め、自殺対策のセーフティネットとしての機能として役割を果たします。

（2）事業内容

①ホームページ「身近な人の死を語る広場」の運営

ピアカウンセリングの観点から、自死遺族やその関係者が語り合いながら相談を進めるホームページを運営しました。

②自殺防止サポーター養成講座（大阪府自殺対策強化事業補助金事業）

大阪府自殺対策強化事業補助金事業の仕組みが変更され、自殺防止サポーター養成講座の実施が困難となったため、本講座は実施しませんでした。

V. ネットワーク推進事業

1. ネットワーク事業（受託事業・自主事業）

（1）「おおさか人権協会連絡協議会」

①事業目的

「おおさか人権協会連絡協議会」の加盟組織が相互交流、協働することにより大阪府および大阪府内の市町村・地域における人権尊重の取り組みの推進に寄与することをめざします。

②事業内容

- 参加人数：24人
- ウ. 幹事会の開催への協力
日時：4月28日 10時から11時 会場：大阪府人権協会会議室

(3) 「えせ同和行為等根絶大阪連絡会議」

①事業目的

同和問題の解決、人権が確立された社会の実現に向け、「同和問題」を口実に不当な利益等を要求する「えせ同和行為」等の根絶をめざすことを目的とします。

②事業内容

「えせ同和行為等根絶大阪連絡会議」の事務局を担い、関係機関と連携した取組みを進めています。

ア. 事業所や府民からのえせ同和行為に関する相談や問い合わせの対応

イ. えせ同和行為等の発生報告の集約

2016年1月から12月までの発生報告書受理件数 4件

ウ. 研修や啓発活動の実施

1) 事務局会議


日時：7月4日 13時30分から14時30分 会場：HRCビル

2) 第11回総会・研修会

日時：8月30日 14時から16時 会場：HRCビル

内容：2016年度活動報告、2017年度活動方針について

研修会「人権教育の今日的課題について」

講師： 

参加人数：121人

(4) 人権関係団体連携事業

①事業目的

人権問題に取り組む様々な団体との連携により、人権問題の解決に向けた取組みを前進させます。

②事業内容

ア. 「刑余者」支援事業

福祉的支援を必要とする矯正施設等退所者（特に高齢者や障がい者等）に係るネットワークや人権相談機関ネットワーク加盟団体等との連携による相談等に取り組みました。

相談件数1件

イ. ハンセン病問題解決支援

「ハンセン病問題基本法」の具体化に向け、ハンセン病回復者支援センターと連携し、大阪府や市町村の役割と関わりを重視しながら取組みを進めます。

ハンセン病問題講演会に向けた実行委員会に参画しました。

実行委員会：10月24日、12月11日、2018年1月30日

開催日：2月17日

ウ. 児童養護施設等の子ども及び経験者の支援

社会的養護の問題を、当事者の権利の観点から取り組む必要があるため、社会的援護が必要な子ども（施設・里親経験者含む）たちの支援に向け、大阪府人権協会として必要な取り組みについて検討を進めました。

- 1) 社会的養護当事者団体である Children's Views & Voices（以下、CWV）に協力しました。
事務局会議等：5月21日、6月18日（総会）
学習会：6月18日「つながりと出会い～“当事者の声を聴く”体験を語る意味と聴いた側の責任～」
- 2) CWV から寄せられる社会的養護当事者の相談事案について連携して対応しました。
- 3) 子どもシェルター（特定非営利活動法人子どもセンター「ぬっく」）の活動に協力しました。
「ぬっく」総会 5月28日

2. 人権 NPO 等創造事業（受託事業・自主事業）

（1）事業目的・目標

多様化・複層化した人権問題の解決に向けて、人権 NPO 等（人権問題解決に取り組む NPO 等）への支援と協働した取り組みを進めることにより、人権問題の解決に向けた取り組みのネットワークをつくりまします。

（2）具体的な内容

①人権 NPO 協働助成事業の実施

様々な人権問題に取り組む人権 NPO 等に助成するとともに、協働事業を進めていきます。

名称：人権 NPO 協働助成金

対象：人権問題に取り組む NPO や団体など

事業：新たな人権問題など様々な人権問題の解決に取り組む事業であり、大阪府人権協会や市町村人権協会等と協働しながら取り組む事業

金額：1事業あたり 30 万円 4 団体

・性別って 2 つだけ？～知らないでは済まされない LGBT～

団体：一般社団法人 ELLY

・ひきこもりの若者がつなぐ“地域の絆ホッとランチ”配食事業

団体：特定非営利活動法人 南大阪サポートネット

・ようこそ矢田へ～外国にルーツのある子どもと保護者への支援～

団体：特定非営利活動法人 共生と自立のまちづくり・ふれあい

・小中学校での今日的な部落問題を伝える教材づくり事業

団体：西成教育サポート 6 校連絡会

選考：人権 NPO 協働事業推進委員会で選考し、代表理事が決定しました。

②人権 NPO 交流会等

人権問題の解決に取り組んでいる人権 NPO 等が集まり、ワークショップ形式で情報交換や実践交流を行い、地域での実践や人権問題解決へのヒントが生まれる場所を提供します。

当協会がこれまでの助成してきた団体とのネットワークづくりを検討します。

ア. 事業説明会・ワークショップ

日時：5月1日 14時から16時 会場：HRC ビル

参加者：人権 NPO 協働助成事業の助成受託団体

講師：田村 太郎さん（一般財団法人ダイバーシティ研究所）

イ. 中間報告・交流会

日時：9月21日 14時から16時 会場：HRCビル

参加者：上記の助成団体及び人権 NPO 協働事業推進委員

ウ. 実践報告・交流会

日時：3月23日 13時30分から16時30分 会場：HRC

参加者：17人、人権 NPO 協働事業推進委員

③人権 NPO 協働事業推進委員による審査

人権 NPO 等創造事業を進めるために、「人権 NPO 等創造事業推進委員会」を設置し、専門的な観点からのアドバイスを受けながら、事業を進めます。

日時：3月8日 10時から12時 会場：大阪府人権協会会議室

④被差別・社会的マイノリティ団体等のプラットフォーム

被差別・社会的マイノリティの問題に取り組む団体等がつながり、その問題を社会に発信していくための集いの場（プラットフォーム）を作っています。

大阪府の「差別のない社会づくりのためのガイドライン」に差別事例を届ける取り組みを検討しています。

第28回 4月18日 ぱだん、第29回 6月20日 ぱだん

第30回 7月24日 ぱだん、第31回 9月19日 ぱだん

第32回 10月30日 QWRC、第33回 11月22日 MERS

第34回 1月12日 ぱだん 第35回 2月14日 大阪府人権協会

第36回 3月30日 大阪府人権協会 いずれも18時30分から21時

内容：情報交換とガイドラインを考えるワークショップ

対象：LGBT、外国人、見た目問題、HIV・血友病、同和問題などに取り組む方々

3. 福祉サービス第三者評価事業（自主事業）

(1) 目的・目標

福祉施設における拘束や虐待事件が明らかになっていることから、福祉サービスにおいて人権が支えられ、サービスの質が向上するよう取り組みます。

また、これまで培ってきた福祉施設とのネットワークを活かし、これらの施設（法人）が積極的に福祉サービス第三者評価を受けるよう働きかけます。

(2) 事業内容

①福祉サービス第三者評価事業に関する情報収集

②受審の働きかけ

B. その他の事業

I. 人権啓発促進事業

1. 人権関係冊子等販売事業（自主事業）

（1）事業目的

大阪府人権協会が制作した冊子の販売促進を図ることで、人権啓発の普及を図りました。

（2）事業内容

- ①「人権ポケットエッセイ 2—明日を生きる—」の販売
- ②「やってみよう！人権・部落問題プログラム」の販売
- ③「やってみよう！人権・部落問題プログラム」の改訂版の検討を進めました。

2. 人権研修受託事業（自主事業）

（1）事業目的・目標

人権学習・人権研修（「人権研修等」）に大阪府人権協会職員等を講師として派遣したり、講師を紹介したりすることで、人権学習・人権研修の充実を図ります。

（2）事業内容

- ①職員や外部講師を協会紹介講師として紹介・派遣
講師登録システムを作り、講師の登録依頼を進めていきます。また、講師紹介・派遣の広報としてホームページコンテンツの作成など含め準備を行いました。
職員の講師派遣の実績：88件
- ②様々な人権問題にかかわる講師の紹介
- ③人権研修の受託業務（企画・コーディネート等）
実績：4件

3. 人権啓発記事作成事業（受託事業）

（1）事業目的・目標

人権啓発記事の作成を通じて、人権啓発を推進します。

（2）事業内容

様々な団体の刊行物への人権啓発記事作成について検討します。

- ①J A大阪人権推進連絡会からの委託
内容：「J A大阪」ひゅーまんらいつの記事の作成を行いました。
回数：年5回
実施：10月納品分 「過労死」
11月納品分 「マタハラ防止措置義務化について」
12月納品分 「改正個人情報保護法について」
1月納品分 「病と共に生きる」
2月納品分 「依存症について」

Ⅱ. 人材養成促進事業

1. 介護相談員研修事業（自主事業）

（1）事業目的・目標

介護サービス利用者の権利擁護のために、大阪府内各市町村に登録された（予定含む）介護相談員に必要な知識及び技術の習得を図るための研修を実施します。

（2）事業内容

①養成研修

介護相談員になるために必要な知識及び技術の習得を図るために実施しました。

ア. 期間：8月24日から10月16日 計6日間

イ. 対象：介護相談員登録予定者

ウ. 受講者：49人（18市町）

エ. 修了者：48人

②現任者研修

現在従事する介護相談員に必要な知識及び技術の習得を図るために実施しました。

ア. 期間：1月11日、1月18日、2月15日 計3日間

イ. 対象：介護相談員登録者

ウ. 受講者：110人（24市町）

エ. 修了者：100人

Ⅲ. 土地活用事業

（1）事業目的

大阪府人権協会が所有している土地を有効に活用し、大阪府人権協会の安定的な運営と、自主財源の確保をはかります。

（2）事業内容

大阪府人権協会が所有している土地を民間会社に賃貸し、駐車場として管理・運営をしていただきました。

Ⅳ. A'ワーク創造館事業（LLP）

（1）事業目的

労働者および就職に関して困難を抱える人々に職業生涯を通じた職業教育訓練の機会を提供することで、経済社会の変化に対応した職業能力の開発及び人材の育成を図り、地域の職業生活の安定と産業の振興に貢献します。

（2）事業内容

有限責任事業組合大阪職業教育協働機構（A'LLP）に参画し、共同してA'ワーク創造館の事業を運営しました。

C. 法人運営

1. 役員会等の開催

大阪府人権協会の法人運営のため、次の会議を開催しました。

(1) 評議員会の開催

① 定時評議員会

- ア. 日時 : 6月28日 10時から12時 会場 : HRCビル
- イ. 評議員総数 : 10人 出席評議員 : 9人 出席理事 : 2人 出席監事 : 1人
- ウ. 議題 :
 - ・ 議長及び議事録署名人の選任
 - ・ 2016年度事業報告及び決算報告に関する件
 - ・ 2016年度公益目的支出計画実施報告書に関する件
 - ・ 2016年度監査報告
 - ・ 理事の選任に関する件
 - ・ 評議員選定委員会報告
 - ・ 報告事項 2017年度事業計画及び予算について
メールアドレスの流出について

(2) 理事会の開催

① 第1回理事会

- ア. 日時 : 5月15日 13時30分から15時30分 会場 : HRCビル
- イ. 理事総数 : 6人 出席理事 : 6人 出席監事 : 1人
- ウ. 議題 :
 - ・ 2016年度事業報告及び決算報告に関する件
 - ・ 2016年度公益目的支出計画実施報告書に関する件
 - ・ 2016年度監査報告
 - ・ 評議員会に推薦する理事候補者に関する件
 - ・ 評議員選定委員会に推薦する評議員候補者に関する件
 - ・ 2017年度定時評議員会の開催に関する件
 - ・ 嘱託職員賃金及び出張旅費規程の改正に関する件
 - ・ 報告事項 メールアドレスの流出について
人種差別撤廃サポート基金の設立

② 第2回理事会 (書面理事会)

- ア. 日時 : 6月28日
- イ. 提案事項 :
 - ・ 代表理事1人及び業務執行理事2人以内の選任の件
 - ・ 相談役の委嘱の件

③ 第3回理事会

- ア. 日時 : 12月7日 15時30分から17時30分 会場 : HRCビル
- イ. 理事総数 : 9人 出席理事 : 8人 出席監事 : 1人
- ウ. 議題 :
 - ・ 2017年度上半期事業執行状況報告に関する件
 - ・ 2017年度上半期業務執行状況監査報告
 - ・ 2017年度事業計画及び補正予算に関する件
 - ・ 報告事項 評議員選定委員会報告

④ 第4回理事会

- ア. 日時 : 2018年3月28日 13時30分から15時30分 会場 : HRCビル

- イ. 理事総数 :9人 出席理事 :8人 出席監事 :2人
- ウ. 議題 : ・2018年度事業計画及び収支予算案に関する件
・大阪府人権協会の今後の方向検討会に関する件

2. 大阪府及び市町村、関係団体等との協議・連携

大阪府における人権施策を推進していくために、大阪府及び市町村、人権関係団体等との連携を行っています。

- ①大阪府人権担当部局をはじめ関係部局との連携
 - ア. 人権施策の推進に向けて、大阪府人権担当部局をはじめ関係部局との連携を進めました。
 - イ. 人権施策をはじめ様々な施策の推進に向けた審議会等に参画しました。
- ②市町村人権担当部局をはじめ関係部局との連携
 - ア. 人権施策の推進に向けて、市町村人権担当部局をはじめ関係部局との連携を進めました。
 - イ. 人権施策をはじめ様々な施策の推進に向けた審議会等に参画しました。
- ③人権問題に取り組む関係団体やNPO等との連携

3. 大阪府人権協会の広報

- ①大阪府人権協会の事業を広報しています。
「大阪府人権協会ニュース」の発行 年3回程度
 - VOI. 34 7月発行
 - VOI. 35 12月発行
- ②ホームページでの広報 随時
- ③「メールマガジン」の発行

4. 職員の資質向上

人権問題に取り組む大阪府人権協会職員の資質を向上させるための研修を行っています。

- ① 各種講座や研修会への参加
 - 世界人権宣言大阪連絡会議第396回連続学習会 7月31日
 - 部落解放研究第51回全国集会 11月6～8日
- ② 職員研修
 - 日時 : 5月8日 内容 : 個人情報保護の取り組みについて

一般財団法人大阪府人権協会

2018年度 事業報告

2019年 5月 29日
一般財団法人大阪府人権協会

2018年度 事業報告 概要

1. 人権問題をめぐる状況

世界の人権をめぐる状況

世界の国々では、武力主義か平和主義か、保護主義か自由主義か、民族主義か国際主義か、その対立が強まりました。トランプ大統領による関税の強化やメキシコとの国境の壁の建設などのアメリカ第一主義政策や、イギリスのEUからの離脱協議、東アジアや南アジア、アフリカから欧州への難民や移民の受け入れ政策をめぐるEU諸国での極右勢力の台頭などがありました。

これに対して、核開発と経済制裁をめぐっての第2回米朝首脳会談(2019年2月)、ドイツやフランスなどの連立政権の維持など、リベラルで国際協調を重視する勢力が対抗しています。また、国連として、核兵器禁止条約の履行協議や、2016年から始まった「持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)」の17のゴール(目標)取り組みが進められています。

差別や人権侵害の状況

日本においては、同和地区の地名や関係者の人名、地区の画像までもインターネット上に掲載するなどの悪質な差別が続けられており、これに対する裁判の取り組みが進められるとともに、これらの削除を求める自治体から要請活動も進められました。また、壬申戸籍がヤフーオークションに出品されて一時落札されたり(2019年2月)、「部落地名総鑑」復刻版がインターネットのフリーマーケットに出品される事件も明らかになりました(2019年3月)。

また、在日コリアンなどに対して公然と行うヘイトスピーチ(憎悪発言)が続けられており、政治面にも進出しようとする動きがあります。

これらの差別には、インターネットやSNSなどが関わっていることから、GoogleやTwitterなどの情報関連事業者でも個人のみでなく民族や集団に対するヘイトの書き込みの点検と削除を進めるようになりました。法務省も、インターネット上の人権審判処理要領において、差別的言動の判断として、個人に対するものだけでなく集団に対するものも対応するように通知しました(2019年3月)。

障がい者問題をめぐっては、旧優生保護法に基づく障がい者に対する強制不妊手術を憲法違反とする提訴が宮城、東京、北海道、熊本、兵庫で行われています(2018年1月から)。この被害を救済するための一時金を支給する法律が制定されました(2019年4月)。また、国の省庁における障害者雇用率の水増しが明らかになり(2018年8月)、障害者雇用を拡大するための雇用の募集要項に「自力通勤ができ、介護なしで業務を遂行が可能」との条件を付けていたことから差別と抗議を受けて、この条項をなくすとともに、全国の自治体でも点検が行われました。

女性差別をめぐっては、アメリカのハリウッドにけるセクハラ告発に始まる「#MeToo」運動が「Time's Up」運動に広がりました。これは日本においても、財務省事務次官のセクハラによる辞職(4月)など、セクハラ告発と抗議運動につながりました。しかし、女性の社会進出を進めるための「政治分野における男女共同参画推進法」が成立しましたが(2018年5月)、東京医科大学の入試において女性への一律減点を行って

いた医学界における女性差別が明らかになったり(8月)、世界経済フォーラムによるジェンダーギャップ指数も日本が依然 110 位でした(10月)。

出入国及び難民認定法の改正により、専門職や技能実習に加えて、労働力不足を補うために 14 職種において外国人労働者を受け入れることになりました(2019年4月)。しかし、技能実習生適正化法に基づいて外国人労働者に対する受け入れ事業者や紹介事業者による人権侵害が相次いで告発されています。

日本における生活困窮の状況

電通社員の自殺(自死)事件にみられるような長時間労働の問題に対応するために、時間外労働の規制などの働き方改革関連法が成立しました(2018年8月)。しかし、非正規労働者で年収が 200 万円に満たないアンダークラスと呼ばれる所得層が顕在化するなど、格差拡大による生活困窮が進んでいます。また、パワハラ等に関する労働相談が依然多くあり、深刻なことから、パワハラの法制化が国会で審議されています。

生活困窮に対しては、生活困窮者自立支援法や子どもの貧困対策法などによる、生活困窮者支援や子ども・若者支援が進められています。大阪府内においても、生活困窮者支援や就労支援、子どもの居場所づくり、子ども食堂などの取り組みなどが広がっています。

人権に関する法制度の前進

部落差別解消推進法を受けて、部落差別解消推進条例が兵庫県たつの市(4月)や加東市(9月)、奈良県(2019年3月)、救済の仕組みを入れた部落差別解消条例が福岡県(3月)。部落差別解消を入れた人権条例の改正が福岡県小郡市(2018年3月)、飯塚市(4月)、大分県豊後大野市(9月)、玖珠町(9月)、豊後高田市(12月)、九重町(12月)、熊本県菊池市(9月)。人権条例の制定が、宮崎県えびの市(3月)、高知県土佐市(12月)。差別禁止を明確に入れた人権条例が東京都国立市(12月)、ヘイトスピーチへの対処と LGBT への差別解消を入れた人権条例が東京都で施行されています(2019年4月)。法務省は、インターネット上の人権審判処理要領において、同和地区情報が掲載されている場合は削除を要請するように地方法務局に通知しました(2018年12月)。大阪府と大阪市、堺市は、インターネット上に掲載されている同和地区の画像や動画の削除を法務局に要請しました(2018年12月)。また、大阪府は、人権尊重の社会づくり条例改正を含めてヘイトスピーチへの対処と LGBT への差別解消を含めた条例の検討を人権施策推進審議会に諮問しました(2019年2月)。

ヘイトスピーチ解消法を受けて、ヘイトスピーチを行うための公共施設の使用を規制するためのガイドラインが神奈川県川崎市(2018年3月)や京都府(4月)で策定されました。また、ヘイトスピーチに対抗する訴訟が行われ、京都朝鮮学校に対するヘイトを名誉棄損で起訴されたり(2018年4月)、在日女性ライターに対する「保守速報」に損害賠償が確定したり(12月)、台湾出身女性に対するヘイトが差別と認定されたり(12月)、中学生に対するヘイトに侮辱罪(2019年1月)、名誉棄損(1月)の判決が出されるなど、その不当性が明らかになっています。また、インターネットでのヘイトスピーチの掲載に対しても、YouTube が削除要請を受けて元在特会などの多くの動画を削除しました(2018年5月)。法務省は、インターネット上の人権審判処理要領において、個人に加えて集団に対する差別も削除の対象とするよう地方法務局に通知しています(2019年3月)。大阪市でも、ヘイトスピーチ対処条例をもとに、ヘイトスピーチを掲

載した動画やまとめサイトを認定して削除要請するとともに（10月）、サイト名を公表しました（11月）。

障がい者差別に関しては、国において障害者政策審議会で「障害者差別解消法」の見直しに向けて議論が始まり、大阪府では「障がい者差別解消条例」の改正に向けた課題の整理が進められています。

LGBT（性的マイノリティ）の人権については、地方自治体における同性パートナーの証明制度が、大阪市（2018年7月）や堺市、枚方市で制度がはじめられ（2019年4月）、福岡市（2018年4月）や千葉市（2019年1月）、熊本市（4月）にも広がっています。LGBT問題の相談窓口も堺市で設置されました。しかし、国会議員がLGBTには「生産性がない」といった文書を雑誌に投稿し、雑誌編集社もこれを推進するということが行われるなど（2018年5月）、LGBTに対する差別解消に逆行する動きもあります。

アイヌを「先住民族」と明記し、アイヌ文化の維持と地域振興交付金などを盛り込んだアイヌ支援新法が成立しました（2019年4月）。

様々な人権問題の取り組み

児童虐待では、東京目黒区で5才の子がノートに「ゆるして」と書いて死に至った事件（2018年3月）や、千葉県で小学4年生が親からの虐待を訴えながらも死に至った事件が起きました（2019年2月）。また、相次ぐ自殺（自死）事件が絶えないいじめ問題に対する対応も課題になっています。

カジノを含む統合型リゾート（IR）で浮き彫りになった課題に対応するために、ギャンブル等依存症対策基本法が成立しました（10月）。

個人情報の保護にあっては、Facebookが8700万人（2月発覚）、Google+が5250万人の個人情報を流出したことが明らかになりました（10月）。EUでは、インターネットの接続履歴などを含めた個人情報の法的な保護を進める「一般データ保護規則（GDPR）」が発効しています（5月）。

2. 2018年度の取り組み

このような状況をふまえると、多様化、複雑化する人権侵害の深刻な実態がある一方、新たな法制定等人権問題の解決に向けた取り組みも前進しています。

このような課題をふまえて、2018年度は、次の取り組みを柱に運営を進めてきました。

1) 差別解消に関する法制度を具体化する取り組み

- ① 部落差別解消推進法を具体化するために、同和問題解決（部落解放）人権政策確立要求大阪実行委員会に参画して、法律の周知を進めるとともに、人権総合講座の科目として学習を進めたほか、おおさか人権協会連絡協議会において、法律の具体化について学習と交流を行いました。
- ② ヘイトスピーチの解消に向けて、人権問題月別相談のテーマとして取り組むとともに、人権総合講座の科目や20市町村連絡会において学習を進めました。
- ③ 障がい者差別の解消に向けて、大阪府より心のバリアフリー推進事業を受託し、事業者に対する障がい者差別解消の啓発の周知に取り組みました。

2) 相談・支援の取り組みの強化

- ①市町村や市町村人権協会・人権地域協議会との協議を行い、市町村における相談・支援の取り組みの支援を進めました。
- ②引き続き、一社）おおさか人材雇用開発人権センターと共同で就職困難者に対する就労支援事業を進めました。

3) 人権相談及び人権啓発、人材養成の実施

- ①人権相談事業については、相談窓口において実件数 627 件、延件数 2242 件の相談に対応し、専門家との連携や人権相談機関ネットワークとの協力等によって進めてきました。この相談には、障がい者の就労拒否や学校での支援、結婚における部落差別の相談、トランスジェンダーを理由とした派遣拒否に関する相談等があり、専門的で継続した支援が課題になっています。
- ②人権啓発事業については、人権啓発のアドバイスとして実件数 205 件、延件数で 326 件に対応し、メールマガジンで 1,092 件の人権情報を提供してきました。専門アドバイザーの派遣では、人権意識調査に関する相談がありました。
- ③人材養成事業においては、大阪府人権総合講座として 8 つのコースを設定し、延 449 人が受講しました。また、事業計画づくり、介護相談員養成等の講座を開催しました。これらによって、市町村 人権協会等や行政や団体、企業等で人権に取り組む人として延 519 人を養成してきました。

4) ネットワークの強化に取り組みました

- ①おおさか人権協会連絡協議会においては、部落者差別解消推進法の課題について学習し、取り組み状況の交流を行いました。また、昨年度に実施した人権協会・人権地域協議会の運営に関するアンケート結果を報告し、運営について交流を深めました。
- ②人権 NPO 創造事業では、子育て支援、ひきこもり当事者、シングルマザー支援、公営住宅の高齢者支援に関する 4 つの事業に助成するとともに協働で事業を進め、事業の報告と交流を進めました。また、マイノリティ・プラットフォームでは、被差別・社会的マイノリティ差別解消ガイドライン「働く」編一を取りまとめました。

5) 人権施策推進のための提言を進めました。

- ①大阪府の同和問題をはじめ福祉や保健、男女共同参画、まちづくり、教育、雇用等の分野における審議会や委員会に参画し、人権の視点からの提言を行ってきました。
- ②市の人権に関する審議会にも参画し、人権施策や人権施設のあり方についての検討に協力しました。

6) 大阪府人権協会の今後の方向をとりまとめました。

- ①大阪府人権協会の役割と今後の方向、財政基盤確立を検討するために、大阪府人権協会の今後の方向検討会を設置し、9 回の検討を経て今後の方向を取りまとめました。

以上のように 2018 年度は、障害者差別解消法やヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法から求められる人権協会の役割について検討し、その取り組みを進めてきました。また、マイノリティ・プラットフォームや独自の助成事業等によって新たな人権 NPO 等とのネットワークづくりを進めました。そして、2018 年度から 3 年間の人権相談・啓発等事業を受託し、その実施に取り組みました。

また、大阪府人権協会の役割と今後の方向、財政基盤確立を検討するために、大阪府人権協会の今後の方向を取りまとめました。今後は、この方向の実現に取り組んでいきます。

2018年度 具体的事業報告

A. 実施事業（人権相談・啓発事業）

I. 人権相談事業

1. 府民向け人権相談事業
2. 市町村人権相談サポート事業
3. 専門家連携相談支援事業
4. 人権相談ネットワーク事業
5. 就労相談支援事業
6. 緊急相談サポート事業

II. 人権啓発事業

1. 人権啓発アドバイザー事業
2. 人権関連情報収集・提供事業
3. 講師リスト作成・紹介事業
4. 人権情報誌・人権教育教材検討事業

III. 人材養成事業

1. 人権総合講座事業
2. 人権ファシリテーター養成事業
3. 人権コーディネーター養成事業

IV. ネットワーク推進事業

1. ネットワーク事業
 - (1)「おおさか人権協会連絡協議会」
 - (2)「大阪府人権協会20市町村連絡会」との連携
 - (3)「えせ同和行為等根絶大阪連絡会議」
 - (4)「大阪府人権福祉施設連絡協議会」
 - (5)人権関係団体連携事業
2. 人権NPO等創造事業
3. 福祉サービス第三者評価事業

B. その他の事業

I. 人権啓発促進事業

1. 人権関係冊子等販売事業
2. 人権研修受託事業
3. 人権啓発記事作成事業

II. 人材養成促進事業

1. 介護相談員研修事業
2. 心のバリアフリー推進事業

III. 土地活用事業

IV. A´ワーク創造館事業（LLP）

C. 法人運営

1. 役員会等の開催
2. 大阪府及び市町村、団体等との連携
3. 大阪府人権協会の広報
4. 職員研修

(2018年4月から2019年3月までをまとめています。)

A. 実施事業

I. 人権相談事業

1. 府民向け人権相談事業（受託事業）

（1）事業目的

様々な人権問題に関する課題を持つ大阪府民（以下、府民）からの相談を受ける「大阪府人権相談窓口」の整備を図り、多様な人権問題にかかわる相談ニーズに応じることで、人権問題の解決につなげていきます。

（2）事業内容

①人権相談窓口の開設・実施

ア. 開設日・時間帯

次の日時において、大阪府人権相談窓口を開設しました。

平日相談：毎週月曜日から金曜日 9時30分から17時30分（祝日・年末年始を除く）

夜間相談：毎週火曜日の夜間 17時30分から20時00分（祝日・年末年始を除く。

4月のみ20時

30分まで）

休日相談：毎月第4日曜日 9時30分から17時30分

イ. 相談方法

電話、面談、ファックス、手紙、Eメール、ハガキで相談に対応しました。

ウ. 相談件数

○人権相談（全体） 月別相談件数（2018年度）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
実件数	61	65	44	47	59	44	
延件数	218	180	179	173	217	128	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
実件数	60	44	47	53	58	45	627
延件数	124	206	177	185	218	237	2,242

○人権相談（府民向け相談のみ） 月別相談件数（2018年度）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
実件数	53	55	40	44	56	38	
延件数	142	156	173	109	197	79	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
実件数	54	39	38	47	41	38	543
延件数	111	182	154	131	118	163	1,715

○人権相談 相談形態別件数（2018年度）

	電話	面談	家庭訪問	手紙・FAX等	メール	その他	合計

延件数	1,403	182	0	34	261	362	2,242
-----	-------	-----	---	----	-----	-----	-------

○人権相談 人権問題別件数（2018年度）

同和問題	女性	男性	障がい者	高齢者	子ども	外国人	HIV感染者	ハンセン病	犯罪被害	
27	105	12	258	78	107	35	0	0	2	
労働	ホームレス	医療問題	刑余者	性的マイノリティ	社会的養護	自殺防止	見た目問題	その他	人権外	合計
188	2	90	7	53	5	63	1	1,182	26	2,241

②「人権問題別集中相談」の実施

各月を人権問題別の集中月間として位置づけ、ホームページでの周知など、具体的な人権問題について集中した相談への取組みを実施しました。

○人権相談 月別相談件数（関連の相談を含む）（2018年度）

テーマ	月	実件数	延件数
同和問題・部落差別	4・10月	4	46
性的マイノリティ（LGBT）	5・11月	12	31
見た目問題	6・12月	0	0
ヘイトスピーチ	7・1月	0	0
児童養護施設や里親	8・2月	1	19
障がい者（児）問題	9・3月	39	104
合計		56	200

③事業の周知方法等

ア. 市町村等の相談機関とのネットワークを活かした事業周知

市町村の人権相談等の相談機関をはじめ、当協会の有するネットワーク機関と連携し、幅広く府民に事業周知を図っていきました。

- 1) 「人権相談機関ネットワーク」加盟団体・機関
- 2) 府内各市町村人権担当部局
- 3) 府内各市町立人権文化センター（隣保館）
- 4) 全市町村人権協会・人権地域協議会

イ. ホームページ等での事業周知

- 1) ホームページでの周知（HTML 及び PDF ダウンロード）
- 2) メールマガジンでの周知

ウ. 事業間連携・当協会の自主事業等の他の事業における周知

- 1) 大阪府人権総合講座

④「出張相談」の実施

○出張相談 実件数（2018年度）

月	相談場所	件数	月	相談場所	件数
6月	区役所、就労支援施設	1	12月	男女共同参画施設、保健福祉施設	4

7月	公共施設	1	2月	市役所、男女共同参画施設	5
8月	経営支援機関	1	3月	男女共同参画施設	1
合計					13

⑤フォローアップ体制の確立

ア. 大阪府人権協会の相談窓口から他機関等に繋いだケースのうち、特に困難を抱えるケース等については、必要に応じて繋いだ先の機関と状況確認を行いました。

○状況確認の実件数（2018年度）

月	つないだ機関分野名	実件数
4月	市人権担当課	1
5月	市人権担当課、市人権協会	2
6月	市人権協会、市地域就労支援センター	2
7月	市人権担当課	1
8月	市人権担当課	1
9月	市人権担当課	1
10月	市人権担当課	1
11月	市人権担当課	1
12月	市人権担当課	1
1月	市人権担当課	1
2月	市人権担当課	1
3月	市人権担当課、多重債務解決支援団体	2
計		15

イ. その中で、状況によっては「ケース会議」等を行い、再度、支援策を検討したり、他機関へ「繋ぎ直す」といったりした取り組みを行いました。

○ケース支援方策検討等を実施したケース 実件数（2018年度）

実施月	件数	実施月	件数	実施月	件数	実施月	件数
4月	1	7月	1	8月	1	9月	1
11月	1	1月	1	2月	1	3月	1
計							8

⑥相談の事例

ア. 障がい者(児)問題

- ・職場で上司から「障がい者は役に立たない」と言われ続け、そのために体を壊して退職した。その後、精神障害者保健福祉手帳を交付されたが、収入がないので、経済的支援をして欲しい。
- ・聴覚・視覚過敏のために学校で補装具を使っている子どもが、教員から使い方について注意され、子どもは辛くなって授業を受けられなくなった。学校と話をしたが、理解して貰えない。

イ. 同和問題・部落差別

- ・同和地区出身である交際相手との結婚を両親に反対されたが、反対を押し切り結婚、出産した。両親に夫を受け入れてほしいが、どのように説得すればよいか悩んでいる。

ウ. LGBT（性的マイノリティ）

- ・トランスジェンダー（性同一性障害）であることを理由に、派遣先企業から受け入れを拒否されたが、どうすれば受け入れてくれるか教えて欲しい。
- ・子どもが「戸籍上と異なる性別になりたい。」と告白してきた。私はその意志を確認して受け入れたが、夫は認めず、親子の縁を切ると言い、家族関係に問題が生じている。解決策を教えてください。

（２）市町村人権相談サポート事業（受託事業）

（１）事業目的

市町村からの求めに応じ、各相談に関する助言や支援を行うことで、各市町村の人権相談を支援します。

（２）事業内容

①市町村人権相談サポート 月別相談件数（2018年度）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
実件数	9	11	4	3	3	6	
延件数	74	25	6	63	19	49	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
実件数	6	6	9	6	17	7	87
延件数	12	23	17	53	99	72	512

②市町村・地域における「ケース会議」の調整や助言

ア. 相談者の課題に応じて市町村との「ケース会議」を開催し、調整及び助言等を行いました。

イ. 市町村が実施する「ケース会議」への助言・スーパーバイズ等のために、必要に応じて職員を派遣しました。

○ケース会議の調整や助言 延べ件数（2018年度）

月	市町村名	回数	月	市町村名	回数
4月	枚方市	2	11月	枚方市	1
7月	枚方市	5	1月	枚方市、寝屋川市、大東市	6
8月	枚方市	1	2月	枚方市、富田林市、松原市	3
9月	枚方市	2	3月	枚方市、寝屋川市	3
10月	大阪市	1	合計		24

③市町村等の相談事業への支援

ア. 市町村からの相談を通じて市町村の人権相談事業の状況把握等を行いました。

イ. 大阪府・市町村相談事業に関わる会議に参画しました。

○会議への参画状況（2018年度）

月	会議名	回数	計
4月	平成30年度大阪府市長会・大阪府町村長会人権部長会議	1	3
5月	平成30年度大阪府市町村人権相談担当課長連絡会議	1	
11月	平成30年度大阪府市長会・大阪府町村長会人権部長会議	1	

	議		
--	---	--	--

ウ. 市町村人権相談事業・相談員の日常的な相談を支援しました。

○日常的な相談サポート件数 2018年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月		
実件数	6	9	4	2	3	5		
延件数	43	16	6	39	18	34		
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
実件数	6	4	5	5	13	4	66	
延件数	11	12	8	21	92	55	355	

エ. 「相談事例研究会」により相談事業を支援しました。

実施内容は、「4. ネットワーク事業 ③相談事例研究会の開催」に掲載しています。

オ. 「人権相談機関ネットワーク」のメール情報発信・収集を活用し、各市町村等の相談員どうしの情報交換の場を提供しました。

実施内容は「4. 人権相談ネットワーク事業 ①人権相談機関ネットワークの運営」に掲載しています。

④専門家との連携による支援

市町村から受けた相談を整理したうえで、相談ケースに応じて、「専門家との連携相談支援」の専門家と連携して市町村の相談を支援しました。

○専門家との連携相談支援件数 (2018年度)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月		
実件数	2	1	0	1	0	1		
延件数	28	8	0	19	0	13		
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
実件数	0	1	4	1	4	3	18	
延件数	0	9	9	26	4	14	130	

⑤相談の事例

ア. 広域的な相談対応

- ・ホームレス状態の人が居住市と異なる自治体の支援施設に入所できたが、対人恐怖症により施設での生活に支障が出ているので、居住市の相談員が面会を求めたところ、施設側に断られた。どうしたら良いか。

イ. 相談への支援

- ・人権相談でファクシミリやメールでの相談受付を検討しているが、文章だと誤解や齟齬が生じるかもしれないと考えている。どのように対応すればよいのか教えて欲しい。

ウ. 専門的な相談への支援

- ・性的マイノリティ (LGBT) 向けの法律相談を実施しようと考えているが、他の自治体の実施状況を教えて欲しい。
- ・難民申請をして特定活動ビザを取得して、海外から日本に逃げてきている親子が、当該ビザで仕事ができるのか教えて欲しい。また、難民決定までの生活支援をどうすればよいか良いか教えて欲しい。

⑥「人権相談のてびき」の更新

平成 27 (2015) 年度に作成した「人権相談のてびき」について、人権相談に必要な最新の情報を更新するため、大阪府人権局と打合せを行い、本文及び資料について更新・追加内容を整理し、検討を行いました。

また、てびきを「Ⅱ人材養成事業」の「大阪府人権総合講座（人権相談員養成コース）」で活用し、人材養成を通じた各市町村等の人権相談サポートにつなげました。

ア. 更新作業

第 1 回 6 月 29 日、第 2 回 1 月 17 日、第 3 回 3 月 1 日

イ. 「てびき」の活用

- ・ 8 月 3 日実施 大阪府人権総合講座・前期
科目名「人権相談の現状と相談の基本 人権相談のてびきと相談の集約から」
- ・ 1 月 17 日実施 大阪府人権総合講座・後期
科目名「相談記録について」

3. 専門家連携相談支援事業（受託事業）

(1) 事業目的

相談の内容により、法律や生活、就労、医療などの専門性が必要な相談について、専門家や当事者団体・支援団体等と連携しながら、相談への対応を進めることで、相談の充実をはかります。

(2) 事業内容

①弁護士との連携

人権相談に取り組まれる「人権相談弁護士ネットワーク」の協力のもと、相談員に対する日常的な助言や、相談者に同行して相談を受けました。

ア. 日常的な助言

相談員が助言を必要とする場合に、随時、助言していただきました。

イ. 同行相談

日時：毎週金曜日 13 時 30 分から 16 時 30 分（設定日以外の対応も行いました。）

場所：各弁護士事務所 ほか

②当事者団体・支援団体との連携

○専門家との連携 月別相談件数（2018 年度）

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	
弁護士	5	0	0	2	1	1	
その他	0	0	0	0	0	0	
当事者・支援団体	0	0	0	0	0	0	
合計	5	0	0	2	1	1	
	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
弁護士	1	3	8	1	5	3	30
その他	0	0	0	0	0	0	0
当事者・支援団体	0	0	0	0	0	0	0
合計	1	3	8	1	5	3	30

③専門家との連携 相談の事例

- ア. 契約駐車場での貸し主・管理会社とのトラブルによる、不当な即日解約や契約の一方的な不利益変更、暴言・侮辱的発言に対し、謝罪等を求めたいという相談。(弁護士)
- イ. 元勤務先の社員から、自分と顧客との間に金の貸し借りがあったと罵倒され、身に覚えがないにも関わらず金を返済させられたことについての相談。(弁護士)
- ウ. ギャンブルで生活費を費消したため借入で生活費を補っていたが、ストレスから仕事を辞めざるを得なくなり、生活が困窮しているという相談。(弁護士)
- エ. 認知症の母親が精神科の病院に医療保護入院中で、面会を制限されており、医師から母親の症状や面会制限の理由についての説明もないという相談。(弁護士)

4. 人権相談ネットワーク事業（受託事業）

(1) 事業目的

人権に関する様々な相談に取り組む機関や団体とのネットワークを作ることで、人権に関する相談の充実をはかります。

(2) 事業内容

①人権相談機関ネットワークの運営

ア. 加盟リストの管理

登録内容更新のため、加盟機関に郵送と電子メールにより「人権相談機関ネットワーク登録情報調査票」を送付しました。

回答があった機関については加盟機関の登録情報を更新しました。未回答の機関については電話連絡やホームページ記載内容による確認を行いました。

○人権相談機関ネットワーク加盟機関統括表（2019年3月31日現在）

区 分		加盟数 2019年3月31日
国の機関		1
府の機関	府の相談	30
市町村の人権相談関連機関	人権相談担当課	43
	人権文化センター等	29
	市町村人権協会	35
市町村の専門相談関連機関		101
公益法人、NPO等の関連機関		48
合計		287

○別紙 1-2 人権相談機関ネットワーク加盟機関一覧（2019年3月）

イ. 加盟機関リスト掲載情報の更新

加盟機関リストの掲載情報の更新を行いました。掲載情報の項目は次のとおりです。

機関名、所在地、主な相談分野、電話番号（FAX、メール）、相談日、相談時間、相談窓口または担当課のURL、相談事業に関する報告書等

ウ. 未加盟相談機関に対する加盟促進

相談機関に対して、新規加盟の呼びかけを行い、大阪府と調整のうえ、加盟促進を図りました。

エ. ネットワーク加盟機関相互の情報交換の促進

加盟機関同士の連携強化のための情報交換を行いました。

- ・加盟機関のイベント情報等とメールマガジン「人権あらかると」(人権関連情報収集・提供事業)を、メールアドレス情報の提供のあった全加盟機関に送信しました。
- ・加盟機関のイベント情報等を「人権あらかると」に掲載し、送信しました。

た。

○ネットワーク加盟機関への情報提供 (2018年度)

	送信日時	内容
1	5月2日	「人権あらかると」4月前半号
2	5月21日	「人権あらかると」4月後半号
3	5月31日	「人権あらかると」5月前半号
4	6月7日	「人権あらかると」5月後半号
5	7月6日	「人権あらかると」6月前半号
6	7月20日	「人権あらかると」6月後半号
7	7月24日	「人権あらかると」7月前半号
8	7月31日	「人権あらかると」7月後半号①
9	8月14日	「人権あらかると」7月後半号②
10	8月27日	「人権あらかると」8月前半号
11	9月18日	「人権あらかると」8月後半号
12	9月25日	「人権あらかると」9月前半号
13	10月10日	「人権あらかると」9月後半号
14	10月23日	「人権あらかると」10月前半号
15	11月16日	「人権あらかると」10月後半号
16	11月27日	「人権あらかると」11月前半号
17	1月4日	「人権あらかると」11月後半号
18	1月9日	「人権あらかると」12月前半号
19	1月23日	「人権あらかると」12月後半号
20	1月31日	「おおさか相談フォーラム」のお知らせ 1月前半号①
21	2月14日	「人権あらかると」1月前半号②
22	2月15日	「人権あらかると」1月後半号
23	2月28日	「おおさか相談フォーラム」のお知らせ 2月前半号①
24	2月28日	「人権あらかると」2月前半号②
25	3月25日	「人権あらかると」2月後半号
26	3月27日	「人権あらかると」3月前半号
27	4月1日	大阪府人権協会よりお知らせ、「人権あらかると」3月後半号

②おおさか相談フォーラムの開催

2018年度「おおさか相談フォーラム」を開催しました。

ア. 日時：3月8日 13時30分から17時

イ. 会場：大阪市立住まい情報センター 3階ホール

ウ. 参加人数：76人

エ. テーマ：性的マイノリティの相談と支援

オ. 内容

第Ⅰ部 基調講演「性的マイノリティの課題と支援のニーズについて」

講師：桂木祥子さん（LGBT と女性のためのリソースセンター「QWRC」

理事／

精神保健福祉士)

第Ⅱ部 相談事例報告

報告① 医療・福祉から：桂木祥子さん

報告② 教育から：土肥いつきさん（京都府立高校教員／セクシュアルマ

イノリ

ティ教職員ネットワーク副代表／トランスジェンダー生徒交流会

世話人)

報告③ 労働・法律・制度から：南和行さん（弁護士／なんもり法律事務

所)

第Ⅲ部 参加者の交流と意見交換

③相談事例研究会の開催

相談事例をもとに、相談スキルの向上と加盟機関同士の交流・連携の活発化を図るために、「2018年度相談事例研究会」を開催しました。

ア. 開催日時・会場・事例の概要・参加人数：

回	日時	会場	相談事例の概要	ブ ロ ッ ク	参加 人数
第 1 回	9月6日 13時30分 から17時	茨木市役所 南館	対人関係に問題を抱えた60代の元受刑者で、これまで正式な雇用経験もない人が就職先と当面の生活費がなく困っている。	北摂	25人
第 2 回	9月10日 13時30分 から17時	羽曳野市役 所本館	認知症の高齢夫妻がゴミを出す際に分別ができないこと等により、長期間、近隣住民とトラブルとなっている。家がゴミであふれ、自立生活に支障が出ており、高齢夫妻の見守りをして欲しい。	河内 南	25人
第 3 回	9月12日 13時30分 から17時	岸和田市立 桜台市民セ ンター	夫から障害者手帳を持つ妻に対する精神的、身体的、性的なDVと、子どもへの虐待に困っている。	泉州	20人
第 4 回	9月26日 13時30分 から17時	大東市役所 南別館	薬物使用等で服役歴のある一人暮らしの人が、昼間から酒に酔って近隣を歩きまわっており、その人の見守りをして欲しい。	河内 北	16人

イ. 内容：講義「ストレングス視点を生かした相談支援」および「事例検討と相談支援」について、相談事例の報告、グループワーク、まとめ、助言と情報提供

ウ. 講師 : [REDACTED]

④人権相談集約・報告

ア. 人権に関する相談の集約

対 象:大阪府人権相談窓口、各市町村人権担当課及び人権協文化センター、各市町村人権協会・人権地域協議会の人権相談窓口

集約内容: 前年度の人権に関する相談件数及び相談事例を集約しました。

集約方法: 集約のためにEメール、郵送にて依頼を行いました。

イ. 学識経験者の監修協力を得て「2017年度の大阪府内における人権に関する相談の状況」を作成しました。

監修 : [REDACTED]

ウ. 「2017年度の大阪府内における人権に関する相談の状況」をホームページに掲載しました。

5. 就労相談支援事業（補助事業）

(1) 事業目的

人権に関する相談事業を充実させるために、一般社団法人おおさか人材雇用開発人権センター(C-STEP)と共同体を結成し、大阪府内の就労相談事業の充実を進めます。

(2) 事業内容

大阪府より共同体として「就職困難者に対する就労支援事業」の補助を受け、大阪府人権協会として次の事業を実施しました。

①事業の周知

7月18日 おおさか人権協会連絡協議会代表者会議

8月24日 20市町村連絡会全体会議研修会

9月6日、9月10日、9月12日、9月26日

人権相談ネットワーク事業「相談事例研究会」(大阪府委託事業)

②地域就労支援センターとの連携

市町村で行われている地域就労支援センターのコーディネーター等との連携を進めるために、市町村を訪問し、就職困難者等に応じた就労相談への支援を行いました。

訪問 : 5月8日 泉大津市役所

6月6日 堺市就労支援協会

7月13日 高石市役所

8月15日 池田市コミュニティセンター

8月24日 大阪狭山市役所

9月5日 寝屋川市立産業振興センター

9月5日 枚方人権まちづくり協会

11月9日 貝塚市役所

11月15日 和泉市役所

③C-STEP との協議

実施 : 4月18日、10月11日、2月15日

④生活困窮者自立支援制度に取り組む団体等との連携

生活困窮者自立支援法の施行に伴って、生活困窮者自立支援の取り組みと地域就労支援センターとの連携方策を検討しました。

⑤当事者支援団体等との連携

当事者団体や支援団体等に地域就労支援事業をPRすることで、就職困難者の発見や相談窓口につながりました。

6. 緊急相談サポート事業（受託事業・自主事業）

(1) 事業目的

人権相談において緊急の支援を必要とする相談者に対して、緊急かつ一時的な自立支援を行ない、相談者の自立支援に資することを目的とします。

(2) 事業内容

既存の各種法律・制度で対応できない緊急性が高い相談に対して、必要なサポートを実施し、居住市町村と連携、つなぎ等を行ないながら、対象者の自立支援と被害の救済につなげます。

①緊急一時生活支援

○件数（2018年度）

	合計
実件数	0
延件数	0
食糧	0
物品	0
一時	0

②被害救済支援

○件数（2018年度）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月		
実件数	1	0	1	2	1	0		
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
実件数	0	1	0	0	2	2	10	

③相談の事例

・精神障害福祉手帳2級所持者が、市障がい福祉担当からヘルパー依存であるとの理由により、ヘルパーをつけないという念書に署名をさせられた。ヘルパーがいないので、入浴や掃除、洗濯もできない状況となり、市の無理解により衛生的な生活ができているので助けて欲しい。

・公的就労支援施設に配慮を頼んだが、施設や担当課の対応に問題があり、就労支援を受けられず、就職活動を妨害した。公務員による嫌がらせを受けており、私の相談を施設等に伝えて欲しい。

・勤務先で部落差別発言があり、過去に二度も部落差別の問題があったため、会社に謝罪と改善を求めたい。また、労働問題についての労働あっせん、会社側の弁護士から部落差別の問題も含めた合意を提案してきたことはおかしい。

II. 人権啓発事業

1. 人権啓発アドバイザー事業（受託事業・自主事業）

（1）事業目的

行政をはじめ企業、市町村人権協会・人権地域協議会等の民間団体などで実施される人権啓発における相談に適切なアドバイスを行い、より効果的な人権啓発事業が実施できるよう支援を行います。

（2）事業内容

①アドバイザーの設置

ア. 常勤アドバイザー

職員による常勤アドバイザーを5人（メインアドバイザー3人、サブアドバイザー2人）配置し、電話、来訪、Eメールによる日常の相談を行い、人権啓発を支援しました。

○人権啓発アドバイザー 月別相談件数（2018年度）（委託）

	件数		相談手段					相談者種別		相談種別				
	実数	延数	電話	FAX	メール	面談	その他	行政	行政以外	紹介	企画	全般	問合せ	その他
4月	28	29	28	0	11	3	0	22	8	14	0	6	7	2
5月	14	25	29	0	11	3	1	21	4	17	0	3	3	1
6月	14	26	35	1	14	0	0	17	9	6	0	7	6	0
7月	17	24	27	0	11	2	0	16	8	8	1	7	3	5
8月	9	14	17	0	6	1	0	12	2	6	0	2	5	1
9月	16	41	45	1	24	5	1	30	11	20	0	14	5	4
10月	27	47	56	0	16	6	1	37	10	29	3	4	10	5
11月	13	19	30	0	12	1	0	14	5	12	2	2	1	2
12月	9	15	19	0	12	3	0	15	0	13	2	1	1	0
1月	11	16	17	0	7	4	0	7	9	11	1	0	6	1
2月	6	11	22	0	5	0	0	8	3	10	0	0	1	0
3月	12	22	34	0	6	2	0	17	1	15	0	3	4	0
合計	176	289	359	2	135	30	3	216	70	161	9	49	52	21

※委託は「大阪府内」。相談者種別「行政以外」には、行政から紹介された団体を含む。

○人権啓発アドバイザー 月別相談件数（2018年度）（自主）

	件数		相談手段					相談種別				
	実数	延数	電話	FAX	メール	面談	その他	紹介	企画	全般	問合せ	その他
4月	1	1	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0
5月	2	3	5	0	2	0	0	2	0	0	0	1
6月	1	1	2	1	2	0	0	0	0	0	0	2
7月	5	7	8	0	0	0	0	4	0	0	3	0
8月	4	4	5	0	3	0	0	1	0	0	1	3

9月	4	4	5	0	3	0	1	1	0	0	2	1
10月	2	3	3	0	3	0	0	0	0	0	0	3
11月	2	2	1	0	2	0	0	0	0	0	1	1
12月	3	4	5	2	0	0	0	0	0	0	1	3
1月	2	3	3	0	1	0	0	0	0	0	1	2
2月	1	2	1	0	2	0	0	2	0	0	0	0
3月	2	3	3	0	1	0	0	0	0	0	3	0
計	29	37	42	3	19	0	1	11	0	0	13	16

イ. 専門アドバイザー

2件の専門アドバイザー派遣の相談があり、次の通り派遣を行いました。

①相談者：藤井寺市市民生活部協働人権課

内容：南河内ブロックの複数市町村において実施した人権に関する意識調査の集計実施について。

②相談者：大阪狭山市市民生活部市民相談・人権啓発グループ

内容：「大阪狭山市人権に関する市民意識調査」報告書から見える市民意識の動向と課題についての分析、および今後の人権行政についての講評について。

②啓発交流

ア. 啓発実践・交流会の開催

事業活用に向けた理解促進と人権啓発に関する様々な情報の交流の場として、啓発実践・交流会を開催しました。

日時：7月5日 14時30分から17時

会場：大阪府新別館北館4階多目的ホール

出席者：府内市町村人権啓発担当課職員等 29人

内容：・啓発支援事業実施要領説明及び啓発事業のアンケート集計に関する報告。

・グループワーク

セッション1として、ワールドカフェで全体的な情報交換と交流を行いました。

セッション2として次のテーマに別れて交流を行いました。

「部落差別解消推進法とヘイトスピーチについて」「LGBTについて」

「意識調査、条例、方針、計画、庁内連携会議など」「全体的な情報

交換や交流」

*各市町村等が作成した啓発物（広報誌、ポスター、チラシなど）を

会場に設置

イ. ブロック別啓発交流・相談会の開催

少人数でじっくりと情報交換や悩み・課題の共有を行い、よりよい事業づくりに向けた方策を見いだす機会として、ブロック別啓発交流・相談会を開催しました。

1) 河内北ブロック

日時：10月2日14時から16時
会場：交野市ゆうゆうセンター（保健福祉総合センター）3階団体共用ル

ーム1

参加人数：8市・8人

2) 北摂ブロック

日時：10月5日14時から16時
会場：豊中市市役所第1庁舎5階会議室
参加人数：5市1町・6人

3) 泉州ブロック

日時：10月12日14時から16時
会場：和泉市市役所3号館102会議室
参加人数：8市3町12人

4) 河内南ブロック

日時：10月19日14時から16時
会場：藤井寺市市役所3階会議室
参加人数：4市1町1村6人

③人権啓発支援事業の周知

ア. 人権啓発支援事業全体の実施要領を作成し市町村に送付することで、事業の周知を行いました。

イ. 様々な機会を活用しての事業を周知しました。

会議や講座等の機会を活用し、事業の周知を行いました。

4月25日 大阪府市長会・大阪府町村長会人権部長会議

7月5日 啓発実践・交流会

10月2日 ブロック別啓発交流・相談会（河内北）

10月5日 ブロック別啓発交流・相談会（北摂）

10月12日 ブロック別啓発交流・相談会（泉州）

10月19日 ブロック別啓発交流・相談会（河内南）

2. 人権関連情報収集・提供事業（受託事業）

(1) 事業目的

効果的な人権啓発事業を行うために、人権課題に関する動向や講座・イベント情報等を収集、整理し市町村等に情報を提供することで、住民や職員等が人権問題に係る情報を活用していくことにつなげます。

(2) 事業内容

①新聞等による人権問題の動向等の情報収集

朝日新聞（朝・夕・特集）や人権情報誌、インターネットから人権に関する記事を収集し、次のようにまとめました。

ア. 日にち、見出し、インターネット公開記事リンク先URL等をまとめたデータを作成しました。

イ. 上記から人権問題・人権啓発に関わる最新情報や動向等をトピックスとしてメールマガジンで配信しました。

○人権関連情報収集状況（2018年度）

月	新聞	その他	合計
---	----	-----	----

4月	191	27	218
5月	210	13	223
6月	211	17	228
7月	149	25	174
8月	206	15	221
9月	177	13	190
10月	207	18	225
11月	157	36	193
12月	169	35	204
1月	151	12	163
2月	201	26	227
3月	192	16	208
合計	2,221	253	2,474

②イベント講演会等の情報収集

大阪府、府内市町村や市町村人権協会等が主催するイベント情報を収集し、次のようにまとめました。

ア. イベント講演（公演）会の名称、開催日時、開催場所、内容（講師）、URL、問い合わせ先をまとめたデータを作成しました。

イ. 上記内容をメールマガジンで配信しました。

※収集した情報は閲覧可能な状態で保管しています。（1年間）

※各団体の総合交流や相互に学びあう場及び広報協力等も同時に行いました。

③メールマガジンでの提供

収集した人権課題に関する動向や講座・イベント情報等を、市町村や市町村人権協会等にメールマガジンで提供しました。（月2回実施）

○メールマガジン「人権あらかると」提供状況（2018年度）

	発行日	人権啓発 支援事業 情報	トピックス	イベント・ 講演会 情報	大阪府 情報	合計
4月前半	4月20日	3	15	13	9	40
4月後半	5月7日	3	13	9	5	30
5月前半	5月17日	6	8	20	4	38
5月後半	6月1日	5	14	13	6	38
6月前半	6月20日	3	10	22	6	41
6月後半	7月4日	4	16	16	6	42
7月前半	7月17日	4	18	26	10	58
7月後半	8月2日	4	13	16	10	43
8月前半	8月17日	7	6	14	7	34
8月後半	9月6日	7	16	16	5	44
9月前半	9月19日	7	7	25	8	47
9月後半	10月3日	6	11	14	6	37
10月前	10月18日	6	10	28	8	52

半						
10月後半	11月8日	5	13	38	8	64
11月前半	11月20日	5	14	13	11	43
11月後半	12月21日	6	19	48	8	81
12月前半	12月27日	6	19	14	8	47
12月後半	1月15日	6	19	19	6	50
1月前半	1月23日	6	10	11	6	33
1月後半	2月8日	7	25	17	6	55
2月前半	2月26日	7	20	16	11	54
2月後半	3月18日	6	15	20	5	46
3月前半	3月22日	6	13	8	5	32
3月後半	3月28日	8	12	15	8	43
合計		133	336	451	172	1,092

④人権リレーエッセイでの提供

①「人権」をキーワードに様々な人や団体からのメッセージを発信。インタビュー内容をエッセイ風にまとめ、ホームページで公開しました。

ア. 掲載団体について協議を行いました。

イ. 下記の人や団体をホームページで紹介しました。

○人権リレーエッセイ提供状況（2018年度）

回	公開日	テーマ		所属
1	6月13日	「違う」から始まる、持続性のあるまちづくり	寺川政司さん	近畿大学建築学部 准教授
2	7月25日	障害者差別解消法を「配慮」ではなく「平等」を実現する一歩に	松波めぐみさん	大阪市立大学 非常勤講師
3	9月26日	障がい者虐待の防止と対応はきめ細やかな法体制とストレングスの視点から	潮谷光人さん	東大阪大学こども学部こども学科 准教授
4	12月6日	本人はもとより、家族や支援者もサポートすることで尊厳ある人生を支える	沖田裕子さん	特定非営利活動法人 認知症の人とみんなのサポートセンター 代表理事
5	1月30日	在日コリアンの視点から考える、「違い」を尊重する社会	李明哲さん	在日コリアン青年連合（KEY） 渉外広報部長
6	3月25日	すべての人が「回復」でき	佐古恵利子さん	特定非営利法人いち

		る社会をめざして依存症と向き合う		ごの会 リカバリハウスいちご 所長
--	--	------------------	--	-------------------------

3. 講師リスト・紹介事業（受託事業・自主事業）

（1）事業目的

府民や市民、行政職員が学びたい、又は学んでほしい人権問題のテーマや内容を重視して、講師リストの作成を行い、市町村等へ情報提供を行うことで、府内で行われている啓発事業を支援します。

（2）事業内容

①講師紹介

○講師紹介 月別相談件数（2018年度）（委託）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
14	17	6	8	6	20	161
10月	11月	12月	1月	2月	3月	
29	12	13	11	10	15	

○講師紹介 月別相談件数（2018年度）（自主）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
1	2	0	4	1	1	11
10月	11月	12月	1月	2月	3月	
0	0	0	0	2	0	

②講師リストの情報収集（委託）

ア. 「人権啓発事業に関するアンケート」の実施

大阪府内市町村に、平成 29（2017）年度に実施した啓発事業のアンケート調査を行ないました。

イ. アンケート結果

回答状況：アンケート送付 42 か所（寝屋川市除く） 回答 41 か所

ウ. アンケートの結果報告と事業周知活動について

回答をいただいたアンケートの集約を行い、7月5日に実施しました「啓発実践・交流会」において結果報告を行いました。また、欠席市町村にはアンケート集約を送付しました。

③平成 30（2018）年度講師リストの作成（委託）

ア. 平成 29（2017）年度掲載講師への継続依頼と掲載内容の修正確認を行い、その結果を反映させました。

イ. 新規に掲載する講師とフィールドワークの依頼に向け、新規依頼案作成の方向性、具体的な新規掲載案を作成し、大阪府と調整を行いました。新規掲載案作

成には、「人権啓発事業に関するアンケート」で評価の高かった講師やフィールドワーク先などを参考にしました。

大阪府に確認いただいた案を元に、新規掲載講師とフィールドワーク先に依頼を行いました。また、掲載の承諾をいただいた講師に、掲載内容の確認と調整を行いました。

ウ. 以上の結果を反映させ、次の概要の通り講師リストを作成しました。

項目	講師 人数	項目	講師 人数
人権総論	23	インターネットによる人権侵害	4
女性	18	自殺・自死問題、自死遺族問題	4
子ども	19	刑余者問題・矯正施設退所者	3
高齢者	8	社会的養護	3
障がい者	19	若者支援	5
同和問題	19	依存症	10
外国人	19	様々な人権問題	35
H I V 感染	3	人材養成	8
ハンセン病回復者	4	公演	9
犯罪被害者やその家族	3	講師延べ人数	257
ホームレス	3	講師実人数	154
セクシュアル・マイノリティ、セクシュアリティ	17	視聴覚（パネル・ビデオ・DVD）	4
職業や雇用をめぐる人権問題（一般）	9	フィールドワーク	15
職業や雇用をめぐる人権問題（ハラスメント）	12	掲載延べ件数	276

エ. 講師リストの活用は、市町村の人権担当部局以外に、①人権啓発を行おうとする人権啓発担当課以外の庁内関係各課、②民間人権啓発団体（人権啓発推進協議会、企業人権協議会、人権協会等行政が事務局を担っている、もしくは、啓発事業を委託している団体に限る。）の講師招聘事務に限り講師紹介に活用できるようにしました。

オ. 平成 30（2018）年度の講師リストを、寝屋川市を除く市町村と大阪府に送付しました。

5. 人権情報誌・人権教育教材検討事業（自主事業）

（1）事業目的

人権に関する情報の提供と、人権教育に必要な参加体験型学習教材を開発・作成し提供することにより、人権教育・啓発活動を促進します。

（2）事業内容

①人権情報誌の検討

効果的な人権情報誌の検討を進めました。

②人権教育教材の検討

人権学習・研修で活用できる参加体験型学習の教材作成の検討を進めました。

Ⅲ. 人材養成事業

1. 人権総合講座事業（受託事業）

(1) 事業目的

大阪府、市町村、NPO 団体等、企業、地域等において人権教育・啓発や人権相談に携わる人を対象に、人権教育・啓発や相談業務に従事する人たちに必要な知識やスキル等を経験に応じて習得できる講座を、年間を通じて開催します。

(2) 事業内容

①概要

- ア. 対象者は、大阪府内に在住在勤の方で、大阪府、市町村、NPO 団体等、企業、地域等において人権教育・啓発や人権相談に携わる人となりました。
- イ. 受講される方のニーズや職務経験、スキル等を踏まえて、段階別を実施しました。
- ウ. 人権啓発や人権相談の現場で活躍する人を想定し、人材養成のための8つのコースと幅広く人権問題が学べる人権問題科目を設定しました。また、関心のある科目のみを受講できる「科目選択受講」を可能としました。

②人材養成コース

○受講対象、期間、科目数（2018年度）

		対象	期間	科目数	
前期	人材養成コース	人権担当者入門	新たに人権担当になった方、新たに相談員になろうとする方	8月3日から 8月17日	7 (※)
		人権ファシリテーター養成	ファシリテーターに必要な基礎知識を身に付けたい方	8月3日から 8月28日	12
		人権啓発企画担当者養成	人権教育・啓発の企画や事業実施を担当する方	8月3日から 8月20日	11
		人権相談員養成	相談業務経験が概ね1年以下の相談員	8月3日から 9月11日	12
	人権問題科目		限定しません	8月21日から 10月9日	28
後期	人材養成コース	人権ファシリテータースキルアップコース	ファシリテーターとしての講師（実践）経験がある方	12月14日	6
		人権コーディネータースキルアップコース	人権に関する各種事業実施に取り組む方、管理的業務を行う方	2月4日	4

	人権相談員スキルアップコース	相談業務経験が概ね1年以上の相談員	1月8日から 1月17日	12
	人権相談員専門コース	相談業務経験が概ね3年以上の相談員、主任相談員、管理者	2月8日から 2月14日	12
	人権問題科目	限定しません	12月13日から 1月29日	16

(※全10科目実施しますが、フィールドワークはA・Bいずれかの日程を選択するため7科目が指定科目となります)

③受講案内

(前期)

ア. 受講案内の送付 7月4日

イ. ホームページ公開日 6月28日

ウ. 7月23日12時まで申込みを受付(定員に達していない科目は継続して受付しました)

(後期)

ア. 受講案内の送付 11月9日

イ. ホームページ公開日 11月5日

ウ. 11月30日12時まで申込みを受付(定員に達していない科目は継続して受付しました)

④履修要件及び修了認定

ア. 履修要件

履修要件として、科目への出席と「受講レポート」の提出を必要としました。

イ. 修了認定

人権ファシリテーター養成、人権啓発企画担当者養成、人権相談員養成、人権相談員スキルアップの4コースで修了認定を行いました。

⑤受講申込・修了状況

ア. 受講申込者及び受講者・修了者数(2018年度)

【前期】

人材養成コース	定員	受講申込者	受講決定者	修了者
人権担当者入門	40	32	32	認定なし
人権ファシリテーター養成	25	20	20	14
人権啓発企画担当者養成	25	11	11	5
人権相談員養成	40	47	47	29
コース 合計(延べ)	130	110	110	48

科目選択 合計 (人権問題科目・人材養成コース)	—	172	172
-----------------------------	---	-----	-----

コース・科目選択 合計	—	282	282
-------------	---	-----	-----

受講申し込み 実人数：209 人
 受講決定 実人数：209 人
 修了者 実人数：46 人

【後期】

人材養成コース	定員	受講申込者	受講決定者	修了者
人権ファシリテータースキルアップ	20	11	11	認定なし
人権コーディネータースキルアップ	20	19	19	認定なし
人権相談員スキルアップ	30	36	36	18
人権相談員専門	30	27	27	認定なし
コース 合計（延べ）	100	93	93	18

科目選択 合計 (人権問題科目・人材養成コース)	—	74	74
-----------------------------	---	----	----

コース・科目選択 合計	—	167	167
-------------	---	-----	-----

受講申し込み 実人数：106 人
 受講決定 実人数：106 人
 修了者 実人数：18 人

- イ. 修了者に修了証書（大阪府知事名）を発行しました。
 ウ. 履修証明書（当協会代表理事名）を発行しました。（請求者のみ）
 前期発行数：47 枚
 後期発行数：43 枚

⑥企画委員会の開催

ア. 企画委員会の設置

委員名

- ・
- ・
- ・

イ. 企画委員会の開催

1) 第 1 回

日時：5 月 25 日 10 時～12 時

場所：一般財団法人大阪府人権協会会議室

内容：・大阪府人権相談・啓発事業の概要説明

- ・企画委員会設置について
- ・カリキュラム作成等、講座開催・運営に関わる基本的な事項について

て

- ・担当コースについて
- ・今後のスケジュール
- ・その他

2) 第 2 回（コース別で実施）

内容：・講座実施状況について報告（カリキュラム・受講者数等）

- ・各人材養成コースの実施について意見交換

- ・修了レポートの査読
- ・修了認定
- ・その他

i) 人権ファシリテーター養成コース

日時：9月25日11時から12時

場所：大阪市天王寺区

ii) 人権啓発企画担当者養成コース

日時：10月2日10時から11時

場所：川西市

iii) 人権相談員養成コース

日時：10月30日16時から17時20分

場所：大阪府人権協会 会議室

iv) 人権相談員スキルアップコース

日時：2月25日10時30分から11時30分

場所：八尾市

3) 第3回

日時：3月26日10時から11時55分

場所：大阪府人権協会 会議室

- 内容：
- ・今年度の実施状況について報告（カリキュラム、受講者数等）
 - ・次年度の開催について
 - ・今後のスケジュール（案）
 - ・その他

2. 人権ファシリテーター養成事業（自主事業）

（1）事業目的

人権・部落問題学習を参加体験型で進められるファシリテーターの養成を行い、講師派遣と結合することで、地域や職場、学校において、人権に気づき行動につながる人権学習を促進します。

（2）事業内容

①人権啓発ファシリテーター養成事業検討委員会の設置

人権・部落問題学習プログラムやファシリテーター養成講座のカリキュラムの検討や実施について検討を進めるための検討委員会を設置しました。

ア. 委員名

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

イ. 検討委員会の実施（会場は、いずれも大阪府人権協会内会議室）

第1回 日時：9月19日10時から12時

- 内容：ファシリテーター養成事業全体の意見交換
今後のスケジュールの確認と調整
- 第2回 日時：11月12日（月）9時30分から12時
内容：プログラムについての検討
- 第3回 日時：2月10日（月）9時30分から12時
内容：プログラム素案から全体カリキュラムの検討（養成事業全体への意見聴取）
- プロジェクトチーム、公開学習会に関する検討
- 第4回 日時：1月7日（火）13時～16時
内容：カリキュラムの整理と検討
プロジェクトチーム、公開学習会に関する検討

②人権問題プログラムファシリテーター養成講座の実施

参加体験型人権問題学習を進めるためのファシリテーターを養成するための講座を開催について検討委員会で検討を進めました。

③養成講座のフォローアップ兼プログラム開発のための研究会等の実施

養成講座のフォローアップとプログラム開発のための研究会を兼ねて実施しました。

“参加型で学ぶ”人権・部落問題学習を考える研究会
「行動につながる参加体験型学習をともに創る～“迷惑”“差別の交差性”“情報リテラシー”」

日時 3月7日（木）13時30分～16時30分

会場 大阪市立難波市民学習センター第2研修室

内容 <第1部>新しい人権学習のプログラムの概要紹介

プログラムの概要紹介～提案者名とプログラムのキーワード～

①大谷真砂子さん（じんけん楽習塾）…“迷惑”から人権を考え

②柴原浩嗣さん（（一財）大阪府人権協会）…部落差別はあるの？

③武田緑さん（Demo 主宰）…貧困の仕組み体感ワークショップ

④松波めぐみさん（大阪市立大学他講師）…“差別の交差性”を

考える

⑤森実さん（大阪教育大学）…ネット社会を生き抜くための学習課題と学習活動

<第2部>行動につながる参加体験型学習を共に考える

①各プログラムで小グループをつくり、参加者とプログラム提供者とで人権学習のプログラムを考える。

②全体共有

参加者 31人

④養成講座テキスト（『やってみよう！人権・部落問題プログラム』）の新版作成

テキストの内容の修正や追加も含め、筆者（検討委員会委員）やフォローアップ兼研究会において検討を行ないました。

⑤RAAP プログラム普及啓発

市町村や各種団体に RAAP プログラムの紹介とその活用を推奨するなど、普及啓発に努めていきました。

3. 人権コーディネーター養成事業（自主事業）

(1) 事業目的・目標

人権問題を解決するために、相談等の事例検討から人権問題に気づき、地域や行政、職場等において人権に関する事業を企画立案、実施、運営できる人を育成します。

(2) 事業内容

①人権問題事業企画研修「解決力を磨くための事業計画のつくり方講座」

人権問題解決のための事業の企画立案から実施できるためのコーディネーター（担当者）の養成講座を開催しました。

日時：2月5日 10時から16時 会場：HRCビル

対象：人権関係団体、NPO、市町村人権協会・人権地域協議会等

講師：田村太郎さん（一般財団法人ダイバーシティ研究所代表理事）

受講者：6人

②障がい者差別解消研修

「心のバリアフリー推進事業」として、障がい者差別解消の取り組みを進める研修の検討を進めました。

③部落差別解消研修

部落差別解消法の具体化を考える研修の検討を、おおさか人権協会連絡協議会の取り組みとして進めました。

IV. ネットワーク推進事業

1. ネットワーク事業（受託事業・自主事業）

(1)「おおさか人権協会連絡協議会」

①事業目的

「おおさか人権協会連絡協議会」の加盟組織が相互交流、協働することにより大阪府および大阪府内の市町村・地域における人権尊重の取り組みの推進に寄与することをめざします。

②事業内容

ア. 代表者会議の開催

1)日時：7月18日 13時30分から17時 会場：HRCビル

内容：学習会、情報交換

テーマ：「部落差別解消推進法」の具体化に向けた取り組みについて

講師：[REDACTED]

日時：5月1日 10時から12時 会場：大阪府人権協会会議室

(3)「えせ同和行為等根絶大阪連絡会議」

①事業目的

同和問題の解決、人権が確立された社会の実現に向け、「同和問題」を口実に不当な利益等を要求する「えせ同和行為」等の根絶をめざすことを目的とします。

②事業内容

「えせ同和行為等根絶大阪連絡会議」の事務局を担い、関係機関と連携した取組みを進めています。

ア. 事業所や府民からのえせ同和行為に関する相談や問い合わせの対応

イ. えせ同和行為等の発生報告の集約

2017年1月から12月までの発生報告書受理件数 14件

ウ. 研修や啓発活動の実施

1)事務局会議

日時：6月13日 15時30分から16時30分 会場：HRCビル

2)第12回総会・研修会

日時：7月24日 14時から16時 会場：HRCビル

内容：2017年度活動報告、2018年度活動方針

研修会「インターネットにおける人権侵害・差別について」

講師：[REDACTED]

参加人数：135人

エ. 加盟団体の拡充に向けた取り組み

さらに取り組みを推進していくために、未加盟団体に対して加盟促進を行い、新たな加盟

団体には情報提供を行うとともに取り組み協力の依頼を行いました。

加盟団体数：8団体

(4)「大阪府人権福祉施設連絡協議会」

①事業目的

地域における人権のコミュニティづくりに取組まれている人権福祉施設と連携して、福祉と人権の課題解決に向けた取組みを進めます。

②事業内容

「大阪府人権福祉施設連絡協議会」の事務局を(公財)住吉隣保事業推進協会に委託し、連携した取組みを進めました。

ア. 委託先と連携した事務局の運営

1)役員会

日時：5月28日 14時から17時 会場：住吉隣保事業推進センター

7月27日 14時から17時 会場：住吉隣保事業推進センター

9月14日 14時から17時 会場：住吉隣保事業推進センター

12月19日 14時から17時 会場：住吉隣保事業推進センター

2月12日 10時から12時 会場：住吉隣保事業推進センター

2)第17回総会・研修会

日時：4月27日 13時から16時30分

会場：大阪市社会福祉研修・情報センター

内容：2017年度事業報告、2018年度事業方針

研修会：「民設・民営隣保館スマイル「ゆーとあい」」設立経過と事業内容

講師：にしなりゆーとあい職員

3) 研修会

日時：3月1日 14時から16時30分 会場：総持寺いのち・愛・ゆめセン

ター

テーマ：人権福祉施設に求められる災害への備え～近年の災害からの教訓を踏まえて～

講師：

参加者：12人

イ. 関係機関との連携

(5) 人権関係団体連携事業

①事業目的

人権問題に取り組む様々な団体との連携により、人権問題の解決に向けた取り組みを前進させます。

②事業内容

ア. ハンセン病問題解決支援

「ハンセン病問題基本法」の具体化に向け、ハンセン病回復者支援センターと連携し、大阪府や市町村の役割と関わりを重視しながら取り組みを進めました。

ハンセン病問題講演会に向けた実行委員会に参画しました。

実行委員会：4月12日、6月27日、10月12日、1月29日

講演会：2月16日

イ. 児童養護施設等の子ども及び経験者の支援

社会的養護の問題を、当事者の権利の観点から取り組む必要があるため、社会的援護が必要な子ども（施設・里親経験者含む）たちの支援に向け、大阪府人権協会として必要な取り組みについて検討を進めました。

1) 社会的養護当事者団体である Children's Views & Voices（以下、CVV）に協力しました。

事務局会議等：4月28日、5月27日（総会）、7月1日、9月16日、10月

20日

学習会：5月27日「つながること ネットワーキングすること」

9月14日「講演における社会的養護の基本と知識」（スタッフ学習会）

2) CVV から寄せられる社会的養護当事者の相談事案について連携して対応しました。

3) 子どもシェルター（特定非営利活動法人子どもセンター「ぬっく」）の活動に協力しました。「ぬっく」総会 6月7日

ウ. 識字・日本語学習支援

識字・日本語学習の支援を進めるために、識字・日本語連絡会に加盟するとともに、おおさか識字・日本語センターに参画してその運営を進めました。また大阪識字・日本語協議会に参画して大阪府内の識字・日本語施策・事業を進めました。

1) 識字・日本語連絡会

幹事会：4月13日、5月14日、6月8日、7月4日、8月7日、9月10日、
10月24日、

11月5日、12月5日、1月16日、3月26日

総会：5月26日

2) 識字・日本語協議会

担当者連絡会：8月19日、2月28日 協議会：9月13日、3月26日

2. 人権 NPO 等創造事業（受託事業・自主事業）

（1）事業目的・目標

多様化・複層化した人権問題の解決に向けて、人権 NPO 等（人権問題解決に取り組む NPO 等）への支援と協働した取り組みを進めることにより、人権問題の解決に向けた取り組みのネットワークをつくります。

（2）具体的な内容

①人権 NPO 協働助成事業の実施

様々な人権問題に取り組む人権 NPO 等に助成するとともに、協働事業を進めました。

名称：人権 NPO 協働助成金

対象：人権問題に取り組む NPO や団体など

事業：新たな人権問題など様々な人権問題の解決に取り組む事業であり、大阪府人権協会や市町村人権協会等と協働しながら取り組む事業

金額：1事業あたり30万円 4事業

助成：・幼少期から育む人権意識—子育て支援事業—

団体名：NPO 法人 CAP センター・JAPAN

・「ひきこもり」当事者の多様な居場所・自助会展開事業

団体：NPO 法人ウィークタイ

・プレシングルマザーがまえむきに未来を見られるグッズづくりと支援者啓発事業

団体：シングルマザーのつながるネット まえむき IPP0

・公営住宅に居住する高齢者を対象とした生活サポートシステムの構築

団体：3 地区まちづくり合同会社 AKY インクルーシブコミュニティ

研究所

選考：人権 NPO 協働事業推進委員会で選考し、代表理事が決定しました。

②人権 NPO 交流会等

人権問題の解決に取り組んでいる人権 NPO 等が集まり、ワークショップ形式で情報交換や実践交流を行い、地域での実践や人権問題解決へのヒントが生まれる場所を提供します。

当協会がこれまでの助成してきた団体とのネットワークづくりを検討します。

ア. 事業説明会・ワークショップ

日時：4月20日 14時から16時 会場：HRC ビル

B. その他の事業

I. 人権啓発促進事業

1. 人権関係冊子等販売事業（自主事業）

（1）事業目的

大阪府人権協会が制作した冊子の販売促進を図ることで、人権啓発の普及を図ります。

（2）事業内容

- ①「人権ポケットエッセイ 2—明日を生きる—」の販売
- ②「やってみよう！人権・部落問題プログラム」の販売
- ③「やってみよう！人権・部落問題プログラム」の改訂版の検討を進めました。

2. 人権研修受託事業（自主事業）

（1）事業目的・目標

人権研修等（人権学習・人権研修）に大阪府人権協会職員等を講師として派遣したり、講師を紹介したりすることで、人権研修等の充実を図ります。

（2）事業内容

- ①職員や外部講師を協会紹介講師として紹介・派遣
職員の講師派遣の実績：90件
講師登録システムを作り、講師の登録依頼を準備するとともに、講師紹介・派遣の広報としてホームページコンテンツの作成など含め準備を行いました。
- ②様々な人権問題にかかわる講師の紹介
- ③人権研修の受託業務（企画・コーディネート等）
実績：2件

3. 人権啓発記事作成事業（受託事業）

（1）事業目的・目標

人権啓発記事の作成を通じて、人権啓発を推進します。

（2）事業内容

- ①JA大阪人権推進連絡会からの委託
内容：「JA大阪」ひゅーまんらいつの記事の作成を行います。
回数：年5回
実施：10月納品分 「障がい者問題への基本的理解①」

- 11月納品分 「障がい者問題への基本的理解②」
- 12月納品分 「「我が事・丸ごと」地域共生社会実現に向けて～高齢者問題に取り組む視点～」
- 1月納品分 「メンタルヘルス」
- 2月納品分 「ジェンダーについて」

Ⅱ. 人材養成促進事業

1. 介護相談員研修事業（自主事業）

（1）事業目的・目標

介護サービス利用者の権利擁護のために、大阪府内各市町村に登録された（予定含む）介護相談員に必要な知識及び技術の習得を図るための研修を実施します。

（2）事業内容

①養成研修

介護相談員になるために必要な知識及び技術の習得を図るために実施しました。

ア. 期間：8月22日から10月17日 計6日間

イ. 対象：介護相談員登録予定者

ウ. 受講者：49人（17市町）

エ. 修了者：49人

②現任者研修

現在従事する介護相談員に必要な知識及び技術の習得を図るために実施します。

期間：1月24日から2月18日 計3日間実施予定

対象：現在従事する介護相談員登録者

ウ. 受講者：99人（23市町）

エ. 修了者：80人

2. 心のバリアフリー推進事業（受託事業）

（1）事業目的・目標

障がい理解に関する研修機会が少ない中小企業等に、大阪府作成研修プログラムの周知・普及を行うとともに研修実施の支援等を行うことで、障がい者差別解消の取り組みを進めます。

（2）事業内容

①府作成研修プログラムの周知・普及

周知チラシやホームページでの周知・普及を進めるとともに、業界団体や関係団体等と連携し周知・普及を進めました。

チラシ総配布数：16109部

延べ連携機関数：62か所

②研修実施にむけた企画運営の支援

教材の紹介や研修相談の実施、研修デモンストレーションの実施により、研修実施の働きかけを行いました。また研修実施に関する課題等の検証を行いました。

研修デモンストレーション先

主催：JAグループ大阪人権啓発推進連絡会 会場：JA 共済連ビル 参加者：113人

主催：岸和田市人権啓発企業連絡会 会場：岸和田市職員会館 参加者：17人

③ヘルプマークの普及及びその他のバリアフリーの推進

周知チラシにヘルプマークとその説明を記載し、周知・啓発を進めました。また情報提供や研修において、ヘルプマークの周知・啓発を行いました。

ア. ヘルプマークの普及

延べ周知先：50か所

イ. その他の心のバリアフリー推進

メールマガジン「人権あらかると」（人権関連情報収集・提供事業）に障がい理解に関する市町村講座の情報を掲載しました。

Ⅲ. 土地活用事業

(1) 事業目的

大阪府人権協会が所有している土地を有効に活用し、大阪府人権協会の安定的な運営と、自主財源の確保をはかります。

(2) 事業内容

大阪府人権協会が所有している土地を民間会社に賃貸し、駐車場として管理・運営をしました。

Ⅳ. A´ワーク創造館事業（LLP）

(1) 事業目的

労働者および就職に関して困難を抱える人々に職業生涯を通じた職業教育訓練の機会を提供することで、経済社会の変化に対応した職業能力の開発及び人材の育成を図り、地域の職業生活の安定と産業の振興に貢献します。

(2) 事業内容

有限責任事業組合大阪職業教育協働機構（A´LLP）に参画し、共同してA´ワーク創造館の事業を運営しました。

C. 法人運営

1. 役員会等の開催

大阪府人権協会の法人運営のため、次の会議を開催しました。

(1) 評議員会の開催

① 定時評議員会

ア. 日時：6月26日 10時から12時 会場：HRCビル

- イ. 評議員総数：10人 出席評議員：8人 出席理事：2人 出席監事：1人
ウ. 議題：・議長及び議事録署名人の選任
・2017年度事業報告及び決算報告に関する件
・2017年度公益目的支出計画実施報告書に関する件
・2017年度監査報告
・評議員選定委員会の評議員の委員の選任に関する件
・報告事項 2018年度事業計画及び予算について
大阪府人権協会の今後の方向検討について
セクシュアル・ハラスメント事案等へのとりくみについ

て

(2) 理事会の開催

①第1回理事会

- ア. 日時：5月21日 13時30分から15時30分 会場：HRCビル
イ. 理事総数：9人 出席理事：8人 出席監事：1人
ウ. 議題：・2017年度事業報告及び決算報告に関する件
・2017年度公益目的支出計画実施報告書に関する件
・2017年度監査報告
・評議員選定委員会の外部委員（案）に関する件
・評議員選定委員会に推薦する評議員候補者に関する件
・2018年度定時評議員会の開催（案）に関する件
・報告事項 大阪府人権協会の今後の方向検討会について
セクシュアル・ハラスメント事案等へのとりくみについ

て

②第2回理事会

- ア. 日時：11月26日 15時30分から17時30分 会場：HRCビル
イ. 理事総数：9人 出席理事：6人 出席監事：2人
ウ. 議題：・2018年度上半期業報執行状況報告に関する件
・2018年度上半期業務執行状況監査報告
・評議員選定委員会の外部委員（案）に関する件
・2018年度事業計画及び補正予算(案)に関する件
・嘱託職員就業規則並びに嘱託職員賃金及び出張旅費規程、臨時職員

就業規則の改

- 正に関する件
・2018年度定時評議員会の報告について
・大阪府人権協会の今後の方向検討会について(中間報告)(骨子)

③第3回理事会

- ア. 日時：3月22日 14時00分から16時00分 会場：HRCビル
イ. 理事総数：9人 出席理事：6人 出席監事：1人
ウ. 議題：・2019年度事業計画(案)及び収支予算(案)に関する件
・有限責任事業組合大阪職業教育協働機構職務執行者の選任に関する
件
・評議員選定委員会の外部委員（案）に関する件
・評議員選定委員会に推薦する評議員候補者(案)に関する件
・大阪府人権協会の今後の方向検討会について

2. 大阪府及び市町村、関係団体等との協議・連携

大阪府における人権施策を推進していくために、大阪府及び市町村、人権関係団体等との連携を行っています。

①大阪府人権担当部局をはじめ関係部局との連携

ア. 人権施策の推進に向けて、大阪府人権担当部局をはじめ関係部局との連携を進めました。

イ. 人権施策をはじめ様々な施策の推進に向けた審議会等に参画しました。

②市町村人権担当部局をはじめ関係部局との連携

ア. 人権施策の推進に向けて、市町村人権担当部局をはじめ関係部局との連携を進めました。

イ. 人権施策をはじめ様々な施策の推進に向けた審議会等に参画しました。

③人権問題に取り組む関係団体や NPO 等との連携

3. 大阪府人権協会の広報

①大阪府人権協会の事業を広報しています。

「大阪府人権協会ニュース」の発行 年3回程度

VOI. 36 4月発行

VOI. 37 11月発行

②ホームページでの広報 随時

③「メールマガジン」の発行

4. 職員の資質向上

人権問題に取り組む大阪府人権協会職員の資質を向上させるための研修を行ないました。

① 各種講座や研修会への参加

国際人権規約学習会 6月19日

災害時対応フォローアップ研究会 7月25日、8月8日

平和スタディツアー 8月11日

部落差別の調査研究公開研究会 12月19日 等

②職員研修

日時：4月12日 内容：大阪府作成 DVD を活用した「障害者差別解消法」の学

習

日時：11月13日 内容：セクシュアル・ハラスメントについての学習

一般財団法人大阪府人権協会

2019年度 事業報告

2020年 5月 27日
一般財団法人大阪府人権協会

2019年度 事業報告 概要

1. 人権問題をめぐる社会状況

世界の課題と人権尊重の取り組み

新型コロナウイルスの猛威が世界を包んでいます。中国の武漢市から始まったとされる新型コロナの感染は、世界で85万人を超える感染者となり、死者も4万人を超えています（2020年3月31日現在）（5月1日現在、感染者334万人、死者23万人）。このような中で、新型コロナ感染が広がる国の人々を差別したり排除したりする動きが現れ、国連総長も人種差別が強まることに懸念を表明しました（2月）。また、最も死者が多く出ているアメリカのニューヨーク州では、死者の多くがヒスパニック系や黒人系であり、その人々が厳戒体制の中でも休業できない生活関連の仕事に就いているという実態が反映しているとクオモ知事が述べています。新型コロナの脅威に対して、社会的に不利な立場にある人々の命が奪われている現実があります。

この脅威の中でも、世界は、武力主義か平和主義か、保護主義か自由主義か、民族主義か国際主義かで、その分断が明らかになっています。トランプ大統領による対中国への攻撃やEU諸国への関税強化などのアメリカ第一主義政策、その下でのヘイトクライムの増加があります。EU諸国では、イギリスのEUからの離脱（2月）、難民や移民の受け入れ政策をめぐる極右勢力の台頭などが起こりました。

これに対して、国連での核兵器禁止条約の拡大や自律型AI兵器規制指針の採択（12月）、核開発と経済制裁を止めるための米朝首脳協議、EU最重要ポスト2つに初の女性の起用、イギリス離脱を「蛍の光」で送り出すEUによる欧州圏の維持など、リベラルで国際協調の取り組みも進められました。また、国連の「持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）」をめざして、各国で貧困やジェンダー平等、不平等等に対する取り組みが進められています。このような平和と人権尊重の取り組みが、この対立と分断の流れを食い止めることができるかどうか、大きな課題になっています。

差別や人権侵害の状況

新型コロナの脅威が高まり、日本においても、感染者は2千人、死者は66人、大阪府においては感染者28人、死者2人になっています（3月31日現在）（5月1日現在、日本の感染者1.4万人、死者430人、大阪府の感染者1,639人、死者43人）。新型コロナの脅威は、その恐ろしさを背景にした差別や攻撃となって広がっています。新型コロナに感染した人が出た事業所や大学、治療にあたる医療関係者に対して名前や住所を明らかにするように電話やEメールを送り付けたり、その関係者に対するばい菌扱いや乗車拒否、入店拒否、子どもの預かり拒否などの差別が行われたりしています。

この他人権問題をめぐっては、同和地区を撮影した動画をウェブに掲載する「部落探訪」で大阪府内の同和地区等が次々と掲載され続けたり、「同和地区研究所」として同和地区の映像がウェブ上に掲載されたりしました。また、「全国部落調査復刻版」を製本してメルカリで販売したり（2019年3月）、「壬申戸籍」とみられる文書がインターネットオークションに出品される事件も起こったりしています（7月）。

また、ヘイトスピーチも大阪においては減少しているものの、生野区でのヘイト宣伝が予告されたり（12月）、ヘイトスピーチの攻撃が続けられている神奈川県川崎市で

は、依然として街頭でのヘイトデモが行われるとともに、殺害を予告する年賀状が届けられたりしました（1月）。

外国人技能実習制度や改正出入国管理法（4月）などによって増加する外国人労働者に対する人権侵害が後を絶たず、外国人技能実習の受け入れ会社が摘発される事件が相次ぎました。また、外国籍の子どもの就学状況を文科省が初めて調査し、2万人弱の外国籍の子どもが不就学の可能性があることがわかりました（5月）。

障がい者問題をめぐっては、2016年に起こった相模原障がい者施設殺傷事件についての裁判が続けられていますが、その中で「障がい者は社会に必要な」とする差別意識が露わにされました。

報道では、テレビ朝日「アメトーク」で西成高校や西成区に対する差別的な表現があり（4月）、読売テレビ「かんさい情報ネット ten.」では性別を執拗に確認する内容が放映されて（5月）、謝罪することになりました。

女性差別をめぐっては、世界経済フォーラムによるジェンダーギャップ指数で日本が121位と過去最低となり（12月）、女性の政治参画の遅れが目立つなど、社会制度における女性差別の課題が明らかになっています。

児童虐待によって、子どもの痛ましい死亡事件が相次いでいます。千葉県野田市で10歳の子どもが虐待により死亡したり（2019年1月）、北海道札幌市では2歳の子どもが衰弱死しています（5月）。

ひきこもり状態にある中高年が61万人いるとの推計が出されるなど（2019年3月）、ひきこもりの長期化が大きな課題になっています。このような中で、殺人事件の加害者が引きこもり状態にあったという報道などから、引きこもりの人への偏見も広がりました。

個人情報保護では、就活情報サイト「リクナビ」が閲覧履歴をもとに就活生の内定辞退率を予測して販売した問題が明らかになりました（8月）。これをめぐって、個人情報保護委員会が個人情報保護法違反による改善勧告を行うとともに、厚生労働省が職業安定法の指針違反として行政指導を行いました。ICTやAIの活用が広がる中で、個人情報がビッグデータとして蓄積され、本人の知らないところで活用されていく危険が明らかになっています。

2. 人権問題に関する取り組み

人権に関する法律や制度の前進

部落差別解消推進法を具体化するための条例が各地で制定されており、和歌山県湯浅町では部落差別の防止と救済の措置を定めた部落差別をなくす条例が制定されています（4月）。

ヘイトスピーチに対して神奈川県川崎市では、深刻なヘイトスピーチに対して刑事罰で対処する条例が成立しました（11月）。

また、出入国管理法改正（4月）を受けた外国人労働者の受け入れに伴い、日本語教育のための日本語教育推進法が成立しました（6月）。

女性に関わっては、女性活躍が叫ばれながらも遅々として進まない夫婦別姓の課題がありますが、住民票や運転免許証における旧姓の記載が始まりました（11月）。

障がい者問題をめぐっては、旧優生保護法による障がい者への不妊手術に対して、憲法違反を認定しながらも損害賠償は否定されるという宮城地裁の判決がありました（5月）。同時に議員立法による一時金支給法が成立しました（4月）。また、障害者政策委

員会は、障害者差別解消法において事業者に対して努力義務となっている合理的配慮の提供を義務化する方向を打ち出しました（1月）。

ハンセン病に関わる国の強制隔離政策によって家族が多大な差別を被ったことへの損害賠償請求で、国の責任を認める熊本地裁判決があり（6月）、国が控訴を断念し確定しました（7月）。これを受けて家族補償法が成立しました（11月）。

LGBT（性的マイノリティ）の人権では、同性パートナーの認証が34地方自治体に広がっており（2020年1月）、これに基づく公営住宅の入居基準の改訂や医療での対応が進められています。また、本来の同性婚を求める訴訟も一斉に行われています（2019年2月）。

アイヌを「先住民族」と明記し、アイヌ文化の維持と地域振興交付金などを盛り込んだアイヌ新法が成立し（4月）、関係する地方自治体に交付金が出されました。

相次ぐ児童虐待に対して、保護者の体罰禁止と児童相談所の体制強化を盛り込んだ児童虐待防止法の改正が行われました（6月）

長時間労働による過労自殺（自死）やパワハラの深刻化を受けて、働き方改革が4月から順次具体化されていきました。また、ILOのハラスメント禁止条約の採択（6月）とともに、労働施策総合推進法が改正され（5月）、パワーハラスメント防止措置が義務化されることになりました（大企業2020年6月、中小企業2022年4月）。

インターネットでは、TwitterやFacebookが差別による削除の対象として個人に対するものに集団を加えることにしたり（2019年1月）、YouTubeでは、暴力行為や嫌がらせ、悪意のある約900万の動画を削除、Facebookではテロやヘイトスピーチなどの98%を削除したりしています。

インターネットにおける個人情報については、国もGAFA（Google、Apple、Facebook、Amazon）に対する独占禁止と透明性を確保する法律案（2月）や個人情報保護を強化する法律案（3月）を作成しました。

生活支援の取り組み

10月からの消費増税を活用して、低所得者世帯の大学無償化や、幼児教育・保育の無償化が始められました。また、地域におけるセーフティネットを構築することをめざして、厚労省において地域共生社会推進検討会が開催され、生活困窮者支援や子ども・若者支援などを活用した伴走型支援、参加や地域づくりの支援の方向が示されました（3月）。

大阪における取り組み

差別解消法の流れや大阪万博の開催に向けて、大阪府は、人権関係3条例の改正等を9月議会に提案し、「大阪府人権尊重の社会づくり条例」の改正として、府民の責務及び事業者の責務を規定しました（10月）。また、「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例（大阪府ヘイトスピーチ解消条例）」を制定し、不当な差別的言動が許されないことを宣言し、基本理念とともに府、府民及び事業者の責務、不当な差別的言動の禁止と、解消の推進施策を規定しました（11月）。そして、「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例（大阪府性の多様性理解増進条例）」を制定し、基本理念とともに府、府民及び事業者の責務と、理解増進の施策を規定しました（10月）。

大阪市はヘイトスピーチ対処条例に基づいて、初めて街宣活動を認定し（7月）、2人の名前を公表しました（12月）。また、年末に予告されていた生野区でのヘイト宣伝に対して禁止の仮処分がなされています（12月）。

障がい者差別について、大阪府障がい者差別解消協議会も、事業者による合理的配慮の提供を義務化することを提言しました（3月）。

LGBT（性的マイノリティ）に関わっては、大阪市に続いて河内長野市が、性的マイノリティに対する窓口対応の手引きを策定しました（2019年3月）。同性パートナーシップ証明制度は、大阪市に続き、堺市と枚方市で始まり（4月）、交野市（11月）や大東市（12月）、そして大阪府（1月）に広がりました。大阪市では、LGBTに関する課題に取り組むリーディングカンパニーの認証を始めました（2019年1月）。

2. 2019年度の取り組み

このような状況を踏まえると、多様化、複雑化する人権侵害の深刻な実態がある一方、新たな法や条例の制定等、人権問題の解決に向けた取り組みも前進しています。このような中で、人権問題への取り組みをつなぐプラットフォームとしての役割を果たすという大阪府人権協会の役割を果たすことが求められています。

以上を踏まえ、2019年度は、次の取り組みを柱に事業を進めてきました。

1) 差別解消に関する法制度を具体化する取り組み

- ① 部落差別解消法及びヘイトスピーチ解消法、障害者差別解消法の具体化に向けて、同和問題解決（部落解放）人権政策確立要求大阪実行委員会に参画して、法律の周知を進めるとともに、人権総合講座の科目として学習を進めました。
- ② 大阪府人権尊重の社会づくり条例の改正及び、大阪府ヘイトスピーチ解消条例、大阪府性の多様性理解増進条例の制定について、講座や会議を通じて周知を進めました。また、大阪府障がい者差別解消条例を具体化するために、心のバリアフリー推進事業として、事業者向け障がい者差別解消研修教材や啓発資料の作成に取り組みました。

2) 相談・支援の取り組み

- ① 人権相談の中で出された緊急的な生活支援を進めるために、緊急相談サポートに取り組みました。
- ② 市町村や市町村人権協会・人権地域協議会、人権相談機関ネットワークとの連携のもとに、人権にかかわる相談・支援の取り組みを進めました。大阪府人権相談窓口として、実件数 643 件、延べ件数 3,102 件の相談に対応するとともに、専門家との連携や人権相談機関ネットワークの取り組みを進めました。
- ③ 引き続き、一社）おおさか人材雇用開発人権センターと共同で、就職困難者に対する就労支援を進めました。

3) 人権啓発及び人材養成の取り組み

- ① 人権啓発事業については、人権啓発のアドバイスとして実件数 182 件、延件数で 295 件に対応し、メールマガジンで 1,068 件の人権情報を提供してきました。専門アドバイザーの派遣では、人権意識調査に関する相談がありました。また、性の多様性を学ぶ参加体験型学習の人権教育教材の作成に取り組みました。

②人材養成事業においては、大阪府人権総合講座として8つのコースと科目選択を実施しました。また、事業計画づくり、介護相談員養成等の講座を開催しました。これらによって、市町村 人権協会等や行政や団体、企業等で人権に取り組む人として延 645 人を養成してきました。

4) ネットワークの取り組み

- ①おおさか人権協会連絡協議会においては、人権協会・人権地域協議会の今後の方向を明らかにするために、人権協会・人権地域協議会からの事例報告とこれまでの議論をまとめた今後の方向をもとに交流と検討を深めました。
- ②人権 NPO 創造事業では、外国人学習支援、識字・日本語学習教材づくり、フードバンク活動、ドラッグクイーンによる絵本の読み聞かせの4つの事業に助成するとともに協働で事業を進め、事業の報告と交流を進めました。また、マイノリティ・プラットフォームにおいて、被差別・社会的マイノリティ差別解消ガイドラインの取りまとめを進めました。
- ③人権福祉施設連絡協議会とともに、隣保館における相談事業の充実に向けた研究会を行い、報告書を取りまとめました。

5) 人権施策推進のための提言を進めました。

- ①大阪府人権尊重の社会づくり条例の改正、大阪府ヘイトスピーチ解消条例及び大阪府性の多様性理解増進条例の制定におけるパブリックコメントに対して、大阪府人権協会として「大阪府人権関係3条例の改正等に対する意見」を提出しました。
- ②大阪府の福祉や男女共同参画、まちづくり、教育、雇用等の分野における審議会や委員会に参画し、人権の視点からの提言を行ない、条例の改正及び方針や計画の改定につなげました。
- ③市町の人権に関する審議会にも参画し、人権意識調査及び基本方針や計画についての検討に協力しました。

6) 大阪府人権協会の今後の方向の検討

- ①大阪府人権協会の役割と今後の方向、財政基盤確立を検討するために、「大阪府人権協会の今後の方向について」を取りまとめるとともに、その具体化について検討を進めました。

以上のように2019年度は、人権問題への取り組みをつなぐプラットフォームとしての役割を果たすための大阪府人権協会の今後の方向をまとめるとともに、その具体化について検討を進めました。また、人権相談や人権啓発、人材養成の事業を進めながら、隣保館における相談事業の研究及び、障がい者差別解消や性の多様性を学ぶ教材の作成を行いました。さらには、マイノリティ・プラットフォームや独自の助成事業等によって新たな人権 NPO 等とのネットワークづくりを進めました。

新型コロナウイルスへの対応として、相談フォーラムを中止したり、人権 NPO 協働助成事業報告・交流会を縮小して実施したりしました。

しかし、大阪府人権協会の今後の方向を取りまとめましたが、それを具体化するための財源と体制に課題があります。今後は、財政基盤の確立を検討しながら、今後の方向の実現に取り組んでいきます。

2019年度 具体的事業報告

A. 実施事業（人権相談・啓発事業）

I. 人権相談事業

1. 府民向け人権相談事業
2. 市町村人権相談サポート事業
3. 専門家連携相談支援事業
4. 人権相談ネットワーク事業
5. 就労相談支援事業
6. 緊急相談サポート事業

II. 人権啓発事業

1. 人権啓発アドバイザー事業
2. 人権関連情報収集・提供事業
3. 講師リスト作成・紹介事業
4. 人権情報誌・人権教育教材検討事業

III. 人材養成事業

1. 人権総合講座事業
2. 人権ファシリテーター養成事業
3. 人権コーディネーター養成事業

IV. ネットワーク推進事業

1. ネットワーク事業
 - (1)「おおさか人権協会連絡協議会」
 - (2)「大阪府人権協会20市町村連絡会」との連携
 - (3)「えせ同和行為等根絶大阪連絡会議」
 - (4)「大阪府人権福祉施設連絡協議会」
 - (5)人権関係団体連携事業
2. 人権NPO等創造事業
3. 福祉サービス第三者評価事業

B. その他の事業

I. 人権啓発促進事業

1. 人権関係冊子等販売事業
2. 人権研修受託事業
3. 人権啓発記事作成事業

II. 人材養成促進事業

1. 介護相談員研修事業
2. 心のバリアフリー推進事業

III. 土地活用事業

IV. A´ワーク創造館事業（LLP）

C. 法人運営

1. 役員会等の開催
2. 大阪府及び市町村、団体等との連携
3. 大阪府人権協会の広報
4. 職員研修

(2019年4月から2020年3月までをまとめています。)

A. 実施事業

I. 人権相談事業

1. 府民向け人権相談事業（受託事業）

（1）事業目的

様々な人権問題に関する課題を持つ大阪府民（以下、府民）からの相談を受ける「大阪府人権相談窓口」の整備を図り、多様な人権問題にかかわる相談ニーズに応じることで、人権問題の解決につなげていきます。

（2）事業内容

①人権相談窓口の開設・実施

ア. 開設日・時間帯

次の日時において、大阪府人権相談窓口を開設しました。

平日相談：毎週月曜日から金曜日 9時30分から17時30分（祝日・年末年始を除く）

夜間相談：毎週火曜日の夜間 17時30分から20時00分（祝日・年末年始を除く）

休日相談：毎月第4日曜日 9時30分から17時30分

イ. 相談方法

電話、面談、ファックス、手紙、はがき、Eメールで相談に対応しました。

ウ. 相談件数

○人権相談（全体） 月別相談件数（2019年度）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
実件数	50	54	59	71	52	47	
延件数	239	182	310	256	289	183	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
実件数	66	48	54	39	43	60	643
延件数	304	317	260	218	242	302	3,102

○人権相談（府民向け相談のみ） 月別相談件数（2019年度）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
実件数	42	52	48	57	47	40	
延件数	185	160	178	186	241	151	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
実件数	54	39	38	32	34	52	535
延件数	196	136	154	145	192	206	2,130

○人権相談 相談形態別件数（2019年度）

	電話	面談	家庭訪問	手紙・FAX等	メール	その他	合計
延件数	1,912	184	20	52	389	545	3,102

○人権相談 人権問題別件数（2019年度）

同和問題	女性	男性	障がい者	高齢者	子ども	外国人	HIV感染者	ハンセン病	犯罪被害	
45	104	18	278	117	125	59	0	0	0	
労働	ホームレス	医療問題	刑余者	性的マイノリティ	社会的養護	自殺防止	見た目問題	その他	人権外	合計
213	5	127	0	49	5	64	1	1,483	8	2,701

②「人権問題別集中相談」の実施

各月を人権問題別の集中月間として位置づけ、ホームページでの周知など、具体的な人権問題について集中した相談への取組みを実施しました。

○人権相談 月別相談件数（関連の相談を含む）（2019年度）

テーマ	月	実件数	延件数
同和問題・部落差別	4・10月	8	62
性的マイノリティ（LGBT）	5・11月	8	15
見た目問題	6・12月	0	0
ヘイトスピーチ	7・1月	1	1
児童養護施設や里親	8・2月	1	6
障がい者（児）問題	9・3月	43	221
合計		61	305

③相談者への相談支援サービス

本相談における相談者への支援として、聴覚障がい者に筆談で相談を延べ10回行いました。

④事業の周知方法等

ア. 市町村等の相談機関とのネットワークを活かした事業周知

市町村の人権相談等の相談機関をはじめ、当協会の有するネットワーク機関と連携し、幅広く府民に事業周知を図っていきました。

- 1) 「人権相談機関ネットワーク」加盟団体・機関
- 2) 府内各市町村人権担当部局
- 3) 府内各市町立人権文化センター（隣保館）
- 4) 全市町村人権協会・人権地域協議会

イ. ホームページ等での事業周知

- 1) ホームページでの周知（HTML 及び PDF ダウンロード）

- 2) メールマガジンでの周知
 ウ. 事業間連携・当協会の自主事業等の他の事業における周知
 1) 大阪府人権総合講座

⑤「出張相談」の実施

○出張相談 実件数（2019年度）

月	相談場所	件数
4月	人権文化センター、相談者宅	2
5月	高齢者住宅	1
6月	相談者宅、人権文化センター、住宅管理担当課・委託機関、区役所	4
7月	相談者宅	1
8月	人権協会、高齢者住宅、相談者宅、人権文化センター	5
9月	学校、相談者宅、人権協会、弁護士事務所、公共施設	5
10月	入国管理局、人権文化センター、区役所、相談者宅、公立小学校	4
11月	市役所、市人権協会、相談者宅、区民センター	4
12月	保健福祉施設、人権協会、相談者宅、市役所、人権文化センター、弁護士事務所	9
2月	市役所、相談者宅、人権文化センター	5
3月	人権文化センター	4
合計		44

⑥フォローアップ体制の確立

ア. 大阪府人権協会の相談窓口から他機関等に繋いだケースのうち、特に困難を抱えるケース等については、必要に応じて繋いだ先の機関と状況確認を行います。

○状況確認の実件数（2019年度）

月	つないだ機関分野名	実件数
4月	人権文化センター	1
6月	人権文化センター、市障がい福祉担当課、市生活支援担当課、市人権担当課	4
7月	障害福祉担当課No.5	1
8月	人権文化センター、市人権協会	2
9月	市人権担当課、市障がい福祉担当課	2
10月	行政書士、府生活困窮支援窓口No.32、市男女共同参画施設、人権相談担当課	4
11月	市障がい福祉担当課、府保健所、府生活困窮支援窓口、社会福祉団体、公立小学校	3
12月	府保健所、市障がい福祉担当課	1
1月	公立小学校、市障がい福祉担当課、府保健所、居住支援団体、生活保護担当課、地域就労支援センター、公営住宅担当課、市障がい福祉担当課	5
2月	市人権協会、小学校、人権文化センター	2

3月	生活保護担当課、障がい福祉担当課、人権文化センター、公立小学校	2
合計		27

イ. その中で、状況によっては「ケース会議」等を行い、再度、支援策を検討したり、他機関へ「繋ぎ直す」といったりした取り組みを行いました。

○ケース支援方策検討等を実施したケース 実件数（2019年度）

実施月	件数	実施月	件数	実施月	件数	実施月	件数	実施月	件数
4月	1	6月	1	8月	1	10月	1	11月	1
12月	1	1月	3	2月	1	3月	1	合計	11

⑦相談の事例

ア. 障がい者(児)問題

- ・身体障がいのある公務員が、職場での階段移動や通勤方法などについて悩んでいるが、どうすれば良いか。

イ. 同和問題・部落差別

- ・インターネットで、部落差別発言をしている人がおり、注意してもやめませんが、どうすれば良いか。
- ・知人が、とある施設のことを「いわゆる同和地区の施設だから、待遇が良くないのではないか」と発言していた。差別的な発言であり、許せないが、どうすれば良いか。

ウ. 外国人の人権問題

- ・相談者は入国管理局に長期間収容されている外国籍者だが、同局の対応の酷さから、自死を考えているので、話を聞いてほしい。
- ・ヘイトスピーチ的な動画をインターネット上に載せている議員がいることに不安を感じる。

エ. 性的マイノリティ

- ・性同一性障害であることを職場でカミングアウトし、更衣室の対応をしてほしいと考えているので、話を聞いて欲しい。

(2) 市町村人権相談サポート（受託事業）

(1) 事業目的

市町村からの求めに応じ、各相談に関する助言や支援を行うことで、各市町村の人権相談を支援します。

(2) 事業内容

①市町村人権相談サポート 月別相談件数（2019年度）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
実件数	9	3	11	14	5	11	
延件数	54	23	130	70	47	34	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
実件数	12	10	16	7	9	8	115
延件数	107	180	106	73	48	95	967

②市町村・地域における「ケース会議」の調整や助言

- ア. 相談者の課題に応じて市町村との「ケース会議」を開催し、調整及び助言等を行いました。

イ. 市町村が実施する「ケース会議」への助言・スーパーバイズ等のために、必要に応じて職員を派遣、内部でケース検討をしました。

○ケース会議の調整や助言（2019年度）

月	市町村名	回数	月	市町村名	回数
4月	大阪市、茨木市、泉南市	3	11月	大阪市、茨木市	3
5月	岸和田市	1	12月	大阪市、岸和田市	4
6月	大阪市、茨木市、吹田市、枚方市、柏原市	8	1月	大阪市、岸和田市	6
7月	枚方市、柏原市、太子町	4	2月	岸和田市、阪南市	3
8月	岸和田市、茨木市	2	3月	岸和田市、茨木市	8
10月	東大阪市、岸和田市	3	合計		45

③市町村等の相談事業への支援

ア. 市町村からの相談を通じて市町村の人権相談事業の状況把握等を行いました。

イ. 大阪府・市町村相談事業に関わる会議に参画しました。

○会議への参画状況（2019年度）

月	会議名	回数	計
4月	平成31年度 大阪府市長会・大阪府町村長会人権部長会議	1	3
5月	令和元年度 大阪府市町村人権相談担当課長連絡会議	1	
11月	令和元年度 大阪府市長会・大阪府町村長会 人権部長会議	1	

ウ. 市町村人権相談事業・相談員の日常的な相談を支援しました。

○日常的な相談サポート件数（2019年度）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
実件数	5	2	11	14	4	6	
延件数	35	21	122	66	31	25	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
実件数	11	8	9	7	5	7	89
延件数	100	172	61	67	36	61	797

エ. 「相談事例研究会」により相談事業を支援しました。

実施内容は、「4. ネットワーク事業 ③相談事例研究会の開催」に掲載しています。

オ. 「人権相談機関ネットワーク」のメール情報発信・収集を活用し、各市町村等の相談員どうしの情報交換の場を提供しました。

実施内容は「4. 人権相談ネットワーク事業 ①人権相談機関ネットワークの運営」に掲載しています。

④専門家との連携による支援

市町村から受けた相談を整理したうえで、相談ケースに応じて、「専門家との連携相談支援」の専門家と連携して市町村の相談を支援しました。

○専門家との連携相談支援件数（2019年度）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
実件数	3	0	0	0	2	1	6
延件数	15	0	0	0	14	5	34
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
実件数	1	1	8	0	4	1	21
延件数	4	4	41	0	9	26	118

⑤相談の事例

ア. 広域的な相談対応

- ・他県居住者の男性に対するDV被害の相談や支援をしている機関を教えて欲しい。

イ. 相談への支援

- ・高齢者向け住宅施設に入居している相談者が、施設からの退去勧告等について法的措置を取りたいと考えているので、相談のサポートをして欲しい。
- ・聴力障がいがある相談者が、入居している公営住宅において、近隣トラブル等問題を抱えているので、取り次ぎ支援や、自立生活支援の相談窓口へのつなぎをして欲しい。

ウ. 専門的な相談への支援

- ・同性の人と交際していることに悩みやしんどさがある相談者に対して、悩みを共有できる専門機関を紹介したいので、教えて欲しい。
- ・所持しているビザでの滞在が困難になりそうな外国籍者が、永住権を得たいと考えている。外国人専門相談機関に相談したい。

⑥「人権相談のてびき」の更新

「人権相談のてびき」（2015年度作成）について、人権相談に必要な最新の情報を更新するため、大阪府人権局と打合せを行い、本文及び資料について更新・追加内容を整理し、検討を行いました。また、てびきを「Ⅱ人材養成事業」の「大阪府人権総合講座（人権相談員養成コース）」で活用し、人材養成を通じた各市町村等の人権相談サポートにつなげました。

ア. 更新作業の内容

第1回 7月1日、第2回 12月11日、第3回 2月27日

イ. 「てびき」の活用

大阪府人権総合講座・前期 7月18日

科目名「人権相談の現状と相談の基本 人権相談のてびきと相談の集約から」

大阪府人権総合講座・後期 12月12日

科目名「相談記録について」

3. 専門家連携相談支援事業（受託事業）

（1）事業目的

相談の内容により、法律や生活、就労、医療などの専門性が必要な相談について、専門家や当事者団体・支援団体等と連携しながら、相談への対応を進めることで、相談の充実をはかります。

（2）事業内容

①弁護士との連携

人権相談に取り組まれる「人権相談弁護士ネットワーク」の協力のもと、相談員に対する日常的な助言や、相談者に同行して相談を受けました。

ア. 日常的な助言

相談員が助言を必要とする場合に、随時、助言していただきました。

イ. 同行相談

日時：毎週金曜日 13時30分から16時30分（設定日以外の対応も行いました。）

場所：各弁護士事務所 ほか

②他の専門家との連携

ア. 留学生の就労および在留資格の変更手続きについて、行政書士の助言を受けました。

③当事者・支援団体との連携

ア. 希死念慮のある相談者への対応について、支援団体の助言を受けました。

イ. 性的マイノリティの児童への対応について、当事者・支援団体の助言を受けました。

ウ. 人格障害の可能性が考えられる相談者への対応について、専門家の助言を受けました。

○専門家との連携 月別相談件数（2019年度）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
弁護士	2	0	2	0	2	2	
その他	0	0	0	0	1	0	
当事者・支援団体	0	0	0	0	0	0	
合計	2	0	2	0	3	2	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
弁護士	0	2	6	0	5	1	22
その他	0	0	0	0	1	0	2
当事者・支援団体	1	0	1	0	0	0	2
合計	1	2	7	0	6	1	26

③専門家との連携 相談の事例

ア. 相談者はうつや引きこもりの期間が長く、多額の債務がある。最近退職し、生活が困窮しているため、債務を整理して生活を立て直したいという相談。（弁護士）

イ. 相談者は配偶者と別居中で、調停を申し立てられている。相談者は自身がいわゆる同和地区出身であると指摘されたことが別居の原因と考えているが、調停にはどのように対処すれば良いかという相談。（弁護士）

ウ. 相談者は海外からの留学生だが、授業料を払えず学校を退学した。現在の在留資格では就労に制限があるため生活が困窮している。在留資格の変更や就労はどうすれば可能かという相談。（行政書士）

エ. 担当している幼児が性別違和を訴えているが、どのように対応すれば良いか分からず困っているという保育士からの相談。(当事者・支援団体)

4. 人権相談ネットワーク事業 (受託事業)

(1) 事業目的

人権に関する様々な相談に取り組む機関や団体とのネットワークを作ることで、人権に関する相談の充実をはかります。

(2) 事業内容

①人権相談機関ネットワークの運営

ア. 加盟リストの管理

登録内容更新のため、加盟機関に郵送と電子メールにより「人権相談機関ネットワーク登録情報調査票」を送付しました。

回答があった機関については加盟機関の登録情報を更新しました。未回答の機関については電話連絡やホームページ記載内容による確認を行いました。

○人権相談機関ネットワーク加盟機関総括表 (2019 年度)

区 分		加盟数 2020年3月31日
国の機関		1
府の機関	府の相談	29
市町村の人権相談関連機関	人権相談担当課	43
	人権文化センター等	29
	市町村人権協会	35
市町村の専門相談関連機関		102
公益法人、NPO等の関連機関		46
合計		285

イ. 加盟機関リスト掲載情報の更新

加盟機関リストの掲載情報の更新を行いました。掲載情報の項目は次のとおりです。

機関名、所在地、主な相談分野、電話番号 (FAX、メール)、相談日、相談時間、相談窓口または担当課の URL、相談事業に関する報告書等

ウ. 未加盟相談機関に対する加盟促進

相談機関に対して、新規加盟の呼びかけを行い、大阪府と調整のうえ、加盟促進を図りました。

エ. ネットワーク加盟機関相互の情報交換の促進

加盟機関同士の連携強化のための情報交換を行いました。

- ・加盟機関のイベント情報等とメールマガジン「人権あらかると」(人権関連情報収集・提供事業)を、メールアドレス情報の提供のあった全加盟機関に送信しました。
- ・加盟機関のイベント情報等を「人権あらかると」に掲載し、送信しました。

た。

○ネットワーク加盟機関への情報提供 (2019 年度)

送信日時	内容
------	----

1	4月26日	「人権あらかると」4月前半号
2	5月23日	「人権あらかると」4月後半号
3	6月5日	「人権あらかると」5月前半号
4	6月19日	「人権あらかると」5月後半号
5	7月2日	「人権あらかると」6月前半号
6	7月11日	「人権あらかると」6月後半号
7	7月26日	「人権あらかると」7月前半号
8	8月27日	「人権あらかると」7月後半号
9	9月3日	「人権あらかると」8月前半号
10	9月27日	「人権あらかると」8月後半号
11	10月1日	「人権あらかると」9月前半号
12	10月16日	「人権あらかると」9月後半号
13	10月30日	「人権あらかると」10月前半号
14	11月18日	「人権あらかると」10月後半号
15	11月29日	「人権あらかると」11月前半号
16	12月11日	「人権あらかると」11月後半号
17	1月10日	「人権あらかると」12月前半号
18	1月21日	「人権あらかると」12月後半号
19	1月31日	「人権あらかると」1月前半号
20	2月17日	「人権あらかると」1月後半号
21	3月2日	「人権あらかると」2月前半号
22	3月17日	「人権あらかると」2月後半号
23	3月25日	「人権あらかると」3月前半号
24	3月30日	「人権あらかると」3月後半号

②おおさか相談フォーラムの開催

ア. 「おおさか相談フォーラム」について企画の詳細を確定し、講師依頼・講師との打ち合わせ、広報等を行ないました。

テーマ：ハラスメントをめぐる相談と支援 ～職場でのハラスメントを中心に

～

日時：2020年3月5日13時30分から16時50分

会場：大阪市立住まい情報センター 3階ホール

プログラム：

第1部 基調講演「人権の基本から考えるハラスメント問題」

講師：牟田和恵さん（大阪大学大学院人間科学研究科教授）

第2部 相談・支援の現場からの報告

報告① セクハラ・パワハラをめぐる相談と支援：大阪府総合労働事務所職員

報告② レイシャル・ハラスメントをめぐる相談と支援：文公輝さん（特定非営利法人多民族共生人権教育センター事務局長）

第3部 参加者の交流と意見交換

イ. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて、大阪府主催の府民が参加するイベントや集会を原則、開催中止又は延期するとの決定を受けて、「おおさ

員

か相談フォーラム」の中止を決定し、広報チラシ送付先に「中止のお知らせ」を送付するとともに、ホームページに「中止のお知らせ」を掲載しました。

③相談事例研究会の開催

相談事例をもとに、相談スキルの向上と加盟機関同士の交流・連携の活発化を図るために、「2019年度相談事例研究会」を開催しました。

ア. 開催日時・会場・事例の概要・参加人数：

回	日時	会場	相談事例の概要	ブロック	参加人数
第1回	9月2日 13時30分から17時	藤井寺市役所	子どもの発達に悩みを持つとともに、夫から理解が得られず、身体的・精神的・経済的にDVを受けている妻からの相談。	河内南	24人
第2回	9月3日 13時30分から17時	茨木市立豊川いのち・愛・ゆめセンター	生活困窮状態で、子どもの不登校、虐待（ネグレクト）、ゴミ屋敷、近隣トラブル等の問題を抱えた父子家庭についての相談。	北摂	18人
第3回	9月10日 13時30分から17時	門真市役所別館	母親が長期入院したことで日常生活を営めなくなった無職・無収入男性の、自立生活に向けた支援に関する相談。	河内北	16人
第4回	9月17日 13時30分から17時	忠岡町役場	親から虐待を受けている交際相手を自宅にかくまったことで脅迫を受け、恐怖のため日常生活が困難になった人からの相談。	泉州	17人

イ. 内容：講義「意思決定支援と相談対応」および「事例検討の方法」について、相談事例の報告、グループワーク、まとめ、助言と情報提供

ウ. 講師：[REDACTED]

エ. 相談事例研究会の開催報告と、検討した事例の概要をホームページに掲載しました。

④人権相談集約・報告

ア. 人権に関する相談の集約

1) 対象：大阪府人権相談窓口、各市町村人権担当課及び人権文化センター

一、

各市町村人権協会・人権地域協議会の人権相談窓口

2) 集約内容：前年度の人権に関する相談件数及び相談事例を集約しました。

3) 集約方法：集約のために電子メール、郵送にて依頼を行いました。

イ. 学識経験者の監修協力を得て「平成30（2018）年度の大阪府内における人権に関する相談の状況」を作成しました。

監修：[REDACTED]

ウ. 「平成30（2018）年度の大阪府内における人権に関する相談の状況」をホームページに掲載しました。

5. 就労相談支援事業（補助事業）

（1）事業目的

人権に関する相談事業を充実させるために、一般社団法人おおさか人材雇用開発人権センター（C-STEP）と共同体を結成し、大阪府内の就労相談事業の充実を進めます。

（2）事業内容

大阪府より共同体として「就職困難者に対する就労支援事業」の補助を受け、大阪府人権協会として次の事業を実施しました。

①事業の周知

7月1日 20市町村連絡会全体会議研修会

7月9日 おおさか人権協会連絡協議会 代表者会議

9月2日、9月3日、9月10日、9月17日

人権相談ネットワーク事業「相談事例研究会」（大阪府委託事業）

②地域就労支援センターとの連携

市町村で行われている地域就労支援センターのコーディネーター等との連携を進めるために、市町村を訪問し、就職困難者等に応じた就労相談への支援を行いました。

訪問：6月12日 島本町立人権文化センター

7月16日 東大阪市立荒本人権文化センター

8月14日 東大阪市シルバー人材センター

9月11日 岬町文化センター

10月17日 八尾市ワークサポートセンター

12月4日 門真市役所

2月3日 藤井寺市役所

2月13日 河内長野市役所

③C-STEP との協議

実施：5月13日

3月4日

④生活困窮者自立支援制度に取り組む団体等との連携

生活困窮者自立支援法の施行に伴って、生活困窮者自立支援の取り組みと地域就労支援センターとの連携方策を検討しました。

⑤当事者支援団体等との連携

当事者団体や支援団体等に地域就労支援事業をPRすることで、就職困難者の発見や相談窓口につながりました。

6. 緊急相談サポート事業（受託事業・自主事業）

（1）事業目的

人権相談において緊急の支援を必要とする相談者に対して、緊急かつ一時的な自立支援を行ない、相談者の自立支援に資することを目的とします。

（2）事業内容

既存の各種法律・制度で対応できない緊急性が高い相談に対して、必要なサポートを実施し、居住市町村と連携、つなぎ等を行ないながら、対象者の自立支援と被害の救済につなげました。

①緊急一時生活支援

○件数（2019年度）

	合計
実件数	7
延件数	8
食糧	6
物品	0
一時	2

②被害救済支援

○件数（2019年度）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
実件数	1	1	2	2	1	0	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
実件数	2	2	4	0	1	0	16

③相談の事例

- ・住んでいる集合住宅の玄関ドアノブを近隣入居者に壊され、外出できず、食料がないので助けて欲しい。私は聴力障がいがあり、電話ができないため、市や工事業者に工事の連絡をして欲しい。
- ・東日本大震災避難者の外国籍者が、パートナーのアルバイト収入だけでは生活費がなく困っており、子どもが入学・通学に必要な物を買うことができない。食料支援をして欲しい。
- ・虐待した家族から逃れるために引っ越したいのに、居住自治体が理解してくれない。不安障がいがあり、引っ越しの支援をして欲しい。

Ⅱ. 人権啓発事業

1. 人権啓発アドバイザー事業（受託事業・自主事業）

(1) 事業目的

行政をはじめ企業、市町村人権協会・人権地域協議会等の民間団体などで実施される人権啓発における相談に適切なアドバイスを行い、より効果的な人権啓発事業が実施できるよう支援を行います。

(2) 事業内容

①アドバイザーの設置

ア. 常勤アドバイザー

職員による常勤アドバイザーを5人（メインアドバイザー3人、サブアドバイザー2人）配置し、電話、来訪、Eメールによる日常の相談を行い、人権啓発を支援しました。

○人権啓発アドバイザー 月別相談件数（2019年度）（委託）

件数	相談手段	相談者種別	相談種別
----	------	-------	------

	実数	延数	電話	FAX	メール	面談	その他	行政	行政 以外	紹介	企画	全般	問合せ	その他
4月	12	17	15	0	7	1	0	12	5	8	2	3	4	2
5月	8	14	16	0	10	0	0	9	5	10	0	0	3	1
6月	15	22	24	0	4	1	1	20	2	10	0	2	10	0
7月	12	15	14	0	3	1	3	9	6	6	1	1	5	4
8月	15	18	15	0	6	6	2	8	10	7	0	0	11	5
9月	18	27	30	1	13	2	1	11	16	19	0	3	5	0
10月	13	19	18	0	3	3	1	17	2	10	1	1	9	1
11月	7	15	16	2	4	3	0	15	1	6	1	7	3	0
12月	17	43	38	0	22	5	0	39	4	12	0	19	14	0
1月	14	21	20	0	5	4	1	18	3	8	3	6	7	2
2月	13	20	25	0	14	0	2	16	4	12	0	1	7	0
3月	9	16	12	0	10	1	0	5	11	10	0	1	5	0
合計	153	247	243	3	101	27	11	179	69	118	8	44	83	15

※委託は「大阪府内」。相談者種別「行政以外」には、行政から紹介された団体を含む。

○人権啓発アドバイザー 月別相談件数（2019年度）（自主）

	件数		相談手段					相談種別				
	実数	延数	電話	FAX	メール	面談	その他	紹介	企画	全般	問合せ	その他
4月	4	4	4	0	0	1	1	0	0	0	1	3
5月	4	10	7	0	2	2	1	0	0	0	0	10
6月	3	5	2	0	7	0	0	1	0	0	0	4
7月	2	3	1	0	4	0	1	0	0	0	0	3
8月	6	10	2	0	20	0	0	0	0	0	1	9
9月	3	5	7	0	3	0	0	3	0	0	2	0
10月	2	3	2	1	1	1	1	0	0	0	1	2
11月	2	3	0	0	6	0	0	0	0	0	3	2
12月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1月	3	5	0	0	2	2	2	0	0	0	4	1
2月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	29	48	25	1	45	6	6	4	0	0	12	34

イ. 専門アドバイザー

派遣先：太子町住民人権課

日時：12月25日 10時から12時

依頼内容：令和2年度実施人権に関する住民意識調査の調査票項目について

②啓発交流

ア. 啓発実践・交流会の開催

事業活用に向けた理解促進と人権啓発に関する様々な情報の交流を幅広く行う場として、啓発実践・交流会を開催しました。

日時：7月31日 14時から16時45分

会場：HRCビル5階ホール

出席者：府内市町村人権啓発担当課職員等 31人

内容：1)人権啓発支援事業実施要領のご説明と「人権啓発に関わるアンケート」実施報告

2)専門アドバイザー派遣利用に関する報告

・南河内ブロックの複数市町村において実施した人権に関する意識調査の集計への助言

報告者：藤井寺市市民生活部協働人権課

・大阪狭山市人権に関する市民意識調査報告書から見える市民意識の動向と課題についての分析、および今後の人権行政についての講評

報告者：大阪狭山市市民生活部市民相談・人権啓発グループ

3)グループワーク「人権啓発事業実施における悩みや課題、工夫等の情報交換を行い、解決へのヒントをみつけるための交流の場」

セッション1として、ワールドカフェで全体的な情報交換と交流を行いました。

セッション2として次のテーマに別れて交流を行いました。

「啓発に関する調査、方針、計画等」「差別解消三法に関する広報や具体化等」

「LGBT（性的マイノリティ）に関する啓発、制度等」「なんでも交流～事業における悩みや工夫等全体的な交流」

4)ポスターセッション

情報交換の一環として、各市町村等が作成した啓発物（広報誌、ポスター、チラシ等）収集し、会場に設置し参加者に閲覧いただきました。

イ. ブロック別啓発交流・相談会

少人数でじっくりと情報交換や悩み・課題の共有を行い、よりよい事業づくりに向けた方策を見いだす機会としてブロック別啓発交流・相談会を実施しました。

1) 泉州ブロック

日時：10月2日 14:00～16:00

会場：高石市市役所別館1階会議室111

参加人数：6市・3町、11人

2) 北摂ブロック

日時：10月8日 14:00～16:00

会場：箕面市市役所別館6F第3会議室

参加人数：5市・5人

3) 河内南ブロック

日時：10月10日 14:00～16:00

会場：羽曳野市市役所本館4階北会議室

参加人数：6市1町1村・10人

4) 河内北ブロック

日時：10月11日 14:00～16:00

会場：守口市市役所 7階会議室 703

参加人数：5市・6人

③人権啓発支援事業の周知

ア. 人権啓発支援事業全体の実施要領を作成し、市町村に送付することで、事業の周知を行いました。

イ. 様々な機会を活用した事業の周知

会議等の機会を活用し、事業の周知を行いました。

4月23日 大阪府市長会・大阪府町村長会人権部長会議

7月31日 啓発実践・交流会

10月2日 ブロック別啓発交流・相談会（泉州ブロック）

10月8日 ブロック別啓発交流・相談会（北摂ブロック）

10月10日 ブロック別啓発交流・相談会（河内南ブロック）

10月11日 ブロック別啓発交流・相談会（河内北ブロック）

2. 人権関連情報収集・提供事業（受託事業）

(1) 事業目的

効果的な人権啓発事業を行うために、人権課題に関する動向や講座・イベント情報等を収集、整理し市町村等に情報を提供することで、住民や職員等が人権問題に係る情報を活用していくことにつなげます。

(2) 事業内容

①新聞等による人権問題の動向等の情報収集

朝日新聞（朝・夕・特集）や人権情報誌、インターネットから人権に関する記事を収集し、次のようにまとめました。

ア. 日にち、見出し、インターネット公開記事リンク先URL等をまとめたデータを作成しました。

イ. 上記から人権問題・人権啓発に関わる最新情報や動向等をトピックスとしてメールマガジンで配信しました。

○人権関連情報収集状況（2019年度）

月	新聞	その他	合計
4月	147	28	175
5月	209	11	220
6月	213	16	229
7月	149	13	162
8月	134	19	153
9月	139	10	149
10月	156	18	174
11月	153	18	171
12月	187	25	212
1月	126	17	143
2月	139	11	150

3月	159	33	192
合計	1,911	219	2,130

②イベント講演会等の情報収集

大阪府、府内市町村や市町村人権協会等が主催するイベント情報を収集し、次のようにまとめました。

ア. イベント講演（公演）会の名称、開催日時、開催場所、内容（講師）、URL、問い合わせ先をまとめたデータを作成しました。

イ. 上記内容をメールマガジンで配信しました。

※収集した情報は閲覧可能な状態で保管しています。（1年間）

※各団体の総合交流や相互に学びあう場及び広報協力等も同時に行いました。

③メールマガジンでの提供

収集した人権課題に関する動向や講座・イベント情報等を、市町村や市町村人権協会等にメールマガジンで提供しました。（月2回実施）

○メールマガジン「人権あらかると」提供状況（2019年度）

	発行日	人権啓発 支援事業 情報	ヒックス	イベント・ 講演会 情報	大阪府情 報	合計
4月前半	4月22日	5	20	10	5	40
4月後半	5月10日	4	15	16	6	41
5月前半	5月24日	4	12	12	5	33
5月後半	6月7日	4	19	16	6	45
6月前半	6月25日	5	15	12	8	40
6月後半	7月8日	4	17	11	6	38
7月前半	7月25日	4	14	13	6	37
7月後半	8月21日	5	13	23	7	48
8月前半	8月28日	6	12	11	9	38
8月後半	9月10日	6	21	12	7	46
9月前半	9月27日	5	12	21	3	41
9月後半	10月7日	5	14	26	7	52
10月前 半	10月23日	4	14	36	8	62
10月後 半	11月7日	4	15	15	8	42
11月前 半	11月29日	5	13	28	10	56
11月後 半	12月6日	5	15	17	12	49
12月前 半	12月27日	5	16	20	8	49
12月後 半	1月10日	5	25	13	15	58
1月前半	1月23日	5	13	22	15	55

1月後半	2月10日	6	21	15	13	55
2月前半	2月26日	5	15	9	7	36
2月後半	3月9日	4	16	9	9	38
3月前半	3月24日	4	23	2	9	38
3月後半	3月27日	4	13	6	8	31
合計		113	383	375	197	1,068

④人権リレーエッセイでの提供

「人権」をキーワードに様々な人や団体からのメッセージを発信。インタビュー内容をエッセイ風にまとめ、ホームページで公開しました。

ア. 掲載団体について協議を行いました。

イ. 下記の人や団体をホームページで紹介しました。

○人権リレーエッセイ提供状況（2019年度）

回	公開日	タイトル	お名前	所属
1	8月9日	ひきこもりは「人権」という普遍的な問題のひとつ	泉 翔さん	特定非営利活動法人ウィークタイ代表理事
2	10月18日	国と市民が一体となったハンセン病への差別。その本質としっかり向き合う社会をめざして。	黄光男さん	れんげ草の会（ハンセン病遺族-家族の会）副会長
3	11月29日	多様化、複雑化する外国人支援に尊厳を守る視点を	松浦・デ・ビスカルド篤子さん	カトリック大阪大司教区社会活動センター シナピス課長
4	12月26日	ヘイトスピーチを許さない社会にするために	李信恵さん	フリーライター
5	2月26日	優生思想から考える、命の選択と人権	利光 恵子さん	立命館大学生存学研究所客員研究員
6	3月30日	「同性愛者の家族」という当事者として	南 ヤエさん	なんもり法律事務所

3. 講師リスト・紹介事業（受託事業・自主事業）

（1）事業目的

府民や市民、行政職員が学びたい、又は学んでほしい人権問題のテーマや内容を重視して、講師リストの作成を行い、市町村等へ情報提供を行うことで、府内で行われている啓発事業を支援します。

（2）事業内容

①講師紹介

○講師紹介 月別相談件数（2019年度）（委託）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
8	10	10	6	7	19	

10月	11月	12月	1月	2月	3月	118
10	6	12	8	12	10	

○講師紹介 月別相談件数（2019年度）（自主）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
0	0	1	0	0	3	
10月	11月	12月	1月	2月	3月	4
0	0	0	0	0	0	

②講師リストの情報収集

ア. アンケートの実施

本事業においてお受けする人権啓発の講師紹介や講師リスト作成に資する情報収集として、委託事業参加の大阪府内の市町村（寝屋川市を除く）に「人権啓発に関わるアンケート」を実施しました。大阪府と42市町村にアンケートを送付し、全てから回答をいただきました。

イ. アンケートの集約と報告

回答をいただいたアンケートの集約を行い、7月31日に実施した「啓発実践・交流会」において配付と集約結果の報告を行いました。また、欠席市町村には、郵送にて集約内容をお送りし、委託事業参加の全市町村に報告を行いました。

ウ. 令和元（2019）年度講師リストの作成

- 1) 平成30（2018）年度掲載講師への継続依頼と掲載内容の修正確認を行い、その結果を反映させました。
- 2) 新規に掲載する講師とフィールドワークの依頼に向け、新規依頼案作成の方向性、具体的な新規掲載案を作成しました。新規掲載案作成には、「人権啓発事業に関するアンケート」で評価の高かった講師やフィールドワーク先などを参考にしました。新規掲載講師とフィールドワーク先に依頼を行い、掲載の承諾をいただいた講師に、掲載内容の確認と調整を行いました。
- 3) 以上の結果を反映させ、次の概要の通り講師リストを作成しました。

項目	掲載数	項目	掲載数
人権総論	24	インターネットによる人権侵害	3
女性	19	自殺・自死問題、自死遺族問題	4
子ども	21	刑余者問題・矯正施設退所者	3
高齢者	11	社会的養護	2
障がい者	25	若者支援	5
同和問題	20	依存症	10
外国人	22	様々な人権問題	40
HIV感染	2	人材養成	9
ハンセン病回復者	4	公演	9
犯罪被害者やその家族	3	講師延べ人数	280
ホームレス	4	講師実人数	161

セクシュアル・マイノリティ、セクシュアリティ	17	視聴覚（パネル・ビデオ・DVD）	4
職業や雇用をめぐる人権問題（一般）	9	フィールドワーク	16
職業や雇用をめぐる人権問題（ハラスメント）	14	掲載延べ件数	300

エ. 講師リストの送付

令和元（2019）年度講師リストを、寝屋川市を除く市町村と大阪府に送付しました。

5. 人権情報誌・人権教育教材検討事業（受託事業）

（1）事業目的

人権に関する情報の提供と、人権教育に必要となる参加体験型学習教材を開発・作成し提供することにより、人権教育・啓発活動を促進します。

（2）事業内容

①人権教育教材の作成

大阪府より「令和元年度参加・体験型学習のための人権教育教材作成等業務」を受託し、次の通り人権教育教材を作成しました。

ア. 教材作成委員会

委員



プロジェクト)

作成委員会 日時：2月20日 10時から12時30分 会場：大阪府人権協会

事務所

イ. 教材の内容

テーマ 性的マイノリティの人権

タイトル 『さまざまなカタチー性の多様性（性的マイノリティの人権）を学ぶ』

内容

本書のねらい

参加・体験型学習とは

性の多様性とは

学習プログラム

プログラム「わたしの“からだ”はわたしのもの」

プログラム「自分のセクシュアリティを考えよう」

アンケート

ウ. 教材の納品

印刷用データとして大阪府に納品しました。

Ⅲ. 人材養成事業

1. 人権総合講座事業（受託事業）

（1）事業目的

大阪府、市町村、NPO 団体等、企業、地域等において人権教育・啓発や人権相談に携わる人を対象に、人権教育・啓発や相談業務に従事する人たちに必要な知識やスキル等を経験に応じて習得できる講座を、年間を通じて開催します。

(2) 事業内容

①概要

- ア. 対象者は、大阪府内に在住在勤の方で、大阪府、市町村、NPO 団体等、企業、地域等において人権教育・啓発や人権相談に携わる人となりました。
- イ. 受講される方のニーズや職務経験、スキル等を踏まえて、段階別を実施しました。
- ウ. 人権啓発や人権相談の現場で活躍する人を想定し、人材養成のための 8 つのコースと幅広く人権問題が学べる人権問題科目を設定しました。また、関心のある科目のみを受講できる「科目選択受講」を可能としました。

②人材養成コース

○受講対象、期間、科目数 (2019 年度)

区分		対象	期間	科目数	
前期	人材養成コース	人権担当者入門コース	新たに人権担当になった方、新たに相談員になろうとする方	7月18日から 7月26日	7 (※)
		人権ファシリテーター養成コース	ファシリテーターに必要な基礎知識を身に付けた方	7月18日から 8月8日	12
		人権啓発企画担当者養成コース	人権教育・啓発の企画や事業実施を担当する方	7月18日から 8月9日	11
		人権相談員養成コース	相談業務経験が概ね1年以下の相談員	7月18日から 8月19日	12
	人権問題科目		どなたでも	8月2日から 9月25日	28
後期	人材養成コース	人権ファシリテータースキルアップコース	ファシリテーターとしての講師(実践)経験がある方等	12月19日	6
		人権コーディネータースキルアップコース	人権に関する各種事業実施に取り組む方、管理的業務を行う方等	12月23日	4
		人権相談員スキルアップコース	相談業務経験が概ね1年以上の相談員等	12月3日から 12月18日	12
		人権相談員専門コース	相談業務経験が概ね3年以上の相談員、主任相談員、管理者等	1月10日 1月17日	12
	人権問題科目		どなたでも	11月22日から 12月25日	16

※担当者入門コース全 10 科目のうち受講者は A か B 日程を選択するため 7 科目が指定科目となります。

③受講案内及び申込受付

(前期)

- ア. 受講案内の送付 6月11日
- イ. ホームページ公開日 6月6日
- ウ. 7月8日正午まで申込みを受付(定員に達していない科目は継続して受付しました)

(後期)

- ア. 受講案内の送付 10月25日
- イ. ホームページ公開日 10月18日
- ウ. 11月11日正午まで申込みを受付(定員に達していない科目は継続して受付しました)

④履修要件及び修了認定

ア. 履修要件

履修要件として、科目への出席と「受講レポート」の提出を必要としました。

イ. 修了認定

下記コースで修了認定を行い、修了者には修了証書(大阪府知事名)を発行しました。

(前期) 人権ファシリテーター養成、人権啓発企画担当者養成、人権相談員養成

(後期) 人権相談員スキルアップコース

⑤受講申込・修了状況

受講申込者及び受講者・修了者数(2019年度)

【前期】

人材養成コース	定員	受講申込者	受講決定者	修了認定希望者	修了認定者
人権担当者入門	40	48	48	—	—
人権ファシリテーター養成	25	16	16	13	12
人権啓発企画担当者養成	25	13	13	10	8
人権相談員養成	40	53	53	50	43
コース 合計(延べ)	130	130	130	73	63

科目選択 合計 (人権問題科目・人材養成コース)	—	154	154	—	—
-----------------------------	---	-----	-----	---	---

コース・科目選択 合計	—	284	284		
-------------	---	-----	-----	--	--

受講申し込み者 実人数：191人

受講決定者 実人数：191人

修了認定者 実人数：55人

【後期】

人材養成コース	定員	受講 申込者	受講 決定者	修了認 定 希望者	修了 認定者
人権ファシリテータースキルアップ	20	14	14	-	-
人権コーディネータースキルアップ	20	20	20	-	-
人権相談員スキルアップ	30	38	38	36	25
人権相談員専門	30	36	36	-	-
コース 合計（延べ）	100	108	108	36	25

科目選択 合計 （人権問題科目・人材養成コース）	-	97	97	-	-
-----------------------------	---	----	----	---	---

コース・科目選択 合計	-	205	205
-------------	---	-----	-----

受講申込者 実人数：120人

受講決定者 実人数：120人

修了認定者 実人数：25人

⑥企画委員会の開催

ア. 企画委員会の開催

1) 第1回（コース別で実施）

- 内容：・講座実施状況について報告（カリキュラム・受講者数等）
 ・各人材養成コースの実施について意見交換
 ・修了レポートの査読
 ・修了認定他

人権ファシリテーター養成コース

日時：9月9日 10時30分から11時30分 会場：大阪市天王寺区

人権啓発企画担当者養成コース

日時：9月18日 10時30分から11時30分 会場：川西市

人権相談員養成コース

日時：10月17日 14時00分から15時30分 会場：大阪府八尾市

人権相談員スキルアップコース

日時：1月30日 14時30分から16時 会場：大阪府人権協会会議室

2) 第2回（コース別で実施）

- 内容：・今年度の実施状況について報告（カリキュラム、受講者数等）
 ・次年度の開催について
 ・今後のスケジュール（案）他

日時：3月24日 10時30分から11時45分 会場：兵庫県川西市

日時：3月24日 15時45分から7時 会場：大阪府八尾市

iii) 日時：3月26日（木）10時30分～12時15分 会場：大阪市中央区

※新型コロナウイルス感染予防・感染拡大を避けるため、各委員に個別に対応しました。

2. 人権ファシリテーター養成事業（自主事業）

（1）事業目的

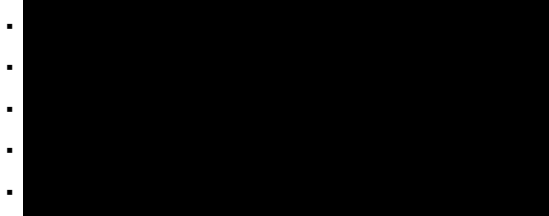
人権・部落問題学習を参加体験型で進められるファシリテーターの養成を行い、講師派遣と結合することで、地域や職場、学校において、人権に気づき行動につながる人権学習を促進します。

（2）事業内容

①人権啓発ファシリテーター養成事業検討委員会の設置

人権・部落問題学習プログラムやファシリテーター養成講座のカリキュラムの検討や実施について検討を進めるための検討委員会を設置しました。

ア. 委員名



イ. 検討委員会の実施（会場は、いずれも大阪府人権協会内会議室）

- 第1回 日時：5月27日 9時30分から12時
内容：2018年度の取り組みのふりかえりと、2019年度の取り組みについて
- 第2回 日時：7月5日 13時30分から15時30分
内容：プログラムと養成カリキュラムの整理、プログラム作成に向けた取り組み
養成講座と“参加型”研究会の実施含め事業スケジュールについて
- 第3回 日時：8月27日 10時から12時
内容：学習プログラムの検討「情報リテラシー」「合理的配慮」養成カリキュラム、養成講座、養成テキスト等について
- 第4回 日時：10月17日 10時から12時
内容：学習プログラムの検討、“参加型で学ぶ”人権・部落問題学習を考える研究会の内容について、学習プログラムの追加検討
- 第5回 日時：12月2日 10時から12時
内容：学習プログラムの検討、“参加型で学ぶ”人権・部落問題学習を考える研究会の内容について、養成テキストや講座等についての検討
- 第6回 日時：2月14日 10時から12時
内容：“参加型”研究会1.14のふりかえりと学習プログラムのブラッシュアップ、学習プログラムの追加検討、養成講座とテキストについての検討、養成講座のカリキュラムと担当

②人権問題プログラムファシリテーター養成講座の実施

参加体験型人権問題学習を進めるためのファシリテーターを養成するための講座を開催について検討委員会で検討を進めました。

③養成講座のフォローアップ兼プログラム開発のための研究会等の実施

養成講座のフォローアップとプログラム開発のための研究会を兼ねて実施しました。

1) “参加型で学ぶ”人権・部落問題学習を考える研究会

「ワークショップで学び創る「情報リテラシー」「合理的配慮」

日時：9月18日 13時30分から16時30分 会場：HRCビル

内容：学習プログラム「情報リテラシー」「合理的配慮」のプログラム体験
体験したプログラムのふりかえりとプログラム検討

ファシリテーター：武田緑さん（Demo 主宰）

松波めぐみさん（大阪市立大学他講師）

参加人数：21人

2) “参加型で学ぶ”人権・部落問題学習を考える研究会「参加型で学ぶヘイトとネット」

日時：1月14日 午後1時30分から4時30分

内容：学習プログラム「ヘイトとネット～ネットの中の傍観者を考える～」
体験したプログラムの検討

ファシリテーター：森実さん（大阪教育大学）

参加人数：16人

④養成講座テキスト（『やってみよう！人権・部落問題プログラム』）の新版作成

現在検討中の養成講座及び出版テキストを兼ねたものとして、学習プログラムや養成カリキュラムに合わせたテキストの検討を進めました。

⑤学習プログラムの普及啓発

市町村や各種団体に学習プログラムの紹介とその活用を推奨するなど、普及啓発に努めていきました。

その一環として、大阪狭山市主催の人権連続学習講座の企画相談に本事業の検討委員会委員を講師としてご紹介しました。

3. 人権コーディネーター養成事業（自主事業）

(1) 事業目的・目標

人権問題を解決するために、相談等の事例検討から人権問題に気づき、地域や行政、職場等において人権に関する事業を企画立案、実施、運営できる人を育成します。

(2) 事業内容

人権問題事業企画研修「解決力を磨くための事業計画のつくり方講座」

人権問題解決のための事業の企画立案から実施できるためのコーディネーター(担当者)の養成講座を開催しました。

日時：1月22日 10時から16時 会場：HRCビル

対象：人権関係団体、NPO、市町村人権協会・人権地域協議会等

講師：[REDACTED]

参加人数：6人

IV. ネットワーク推進事業

1. ネットワーク事業（受託事業・自主事業）

(1)「おおさか人権協会連絡協議会」

①事業目的

「おおさか人権協会連絡協議会」の加盟組織が相互交流、協働することにより大阪府および大阪府内の市町村・地域における人権尊重の取り組みの推進に寄与することをめざします。

②事業内容

ア. 代表者会議の開催

1) 日時：7月9日 14時から16時30分 会場：HRCビル

内容：取り組み報告、意見交流、情報交換

報告内容：人権協会・人権地域協議会における課題や取り組みについて

報告者：茨木市人権センター、箕面市人権協会北芝地域協議会

意見交流：人権協会・人権地域協議会のこれから

情報提供：大阪府人権協会の取り組み、人権協会等の取り組み

参加人数：39人

2) 日時：12月10日 13時30分から16時 会場：HRCビル

内容：取り組み報告、意見交流、情報交換

報告内容：地域の課題や取り組み等について

報告者：八尾市人権協会、富田林市人権協議会

意見交流：人権協会等のこれからの方向や役割について

参加人数：34人

イ. 第9回総会・記念講演会の開催

日時：8月8日 14時から16時30分 会場：HRCビル

内容：2018年度活動報告・2019年度活動方針、役員体制

記念講演：「災害多発時代に人権関連組織や施設に求められる取り組みとは～誰ひとり取り残さない災害対応をめざして～」

講師：[REDACTED]

参加人数：33人

ウ. 連絡協議会の取り組み及び加盟組織の活性化等に向けた情報交換・共有の場づくり

エ. 幹事会

日時：5月23日 14時から15時 会場：大阪府人権協会会議室

7月31日 11時から12時 会場：大阪府人権協会会議室

10月24日 10時から11時 会場：大阪府人権協会会議室

(2)「大阪府人権協会 20 市町村連絡会」との連携

①事業目的

「大阪府人権協会 20 市町村連絡会」とともに、同和行政及び人権行政の推進、並びに同和問題をはじめとする人権問題解決に向けた同連絡会の取り組みに協力し、連携を強化します。

人権行政をサポートする協働事業の構築を検討していきます。

②事業内容

ア. 全体会議の開催への協力

1) 日時：7月1日 15時から17時30分 会場：HRC ビル

内容：「持続可能な開発目標(SDGs)と人権行政」

講師：[REDACTED]

参加人数：30人

イ. 研修会、実践交流会の開催への協力

日時：10月31日 13時から16時 会場：堺市人権ふれあいセンター

内容：舩松人権歴史博物館見学、フィールドワーク、人権講演会

講師：NPO 法人ヒューマン・ライツ・アドバンス・堺

参加人数：17人

ウ. 幹事会の開催への協力

日時：5月10日 14時から16時 会場：大阪府人権協会会議室

(3)「えせ同和行為等根絶大阪連絡会議」

①事業目的

同和問題の解決、人権が確立された社会の実現に向け、「同和問題」を口実に不当な利益等を要求する「えせ同和行為」等の根絶をめざすことを目的とします。

②事業内容

「えせ同和行為等根絶大阪連絡会議」の事務局を担い、関係機関と連携した取り組みを進めています。

ア. 事業所や府民からのえせ同和行為に関する相談や問い合わせの対応

イ. えせ同和行為等の発生報告の集約

ウ. 研修や啓発活動の実施

1) 事務局会議

日時：5月27日 14時から16時 会場：HRC ビル

2) 第13回総会・研修会

日時：7月4日 14時から16時 会場：HRC ビル

総会：2018年度活動報告、2019年度活動方針、役員体制

研修会：「部落差別解消法の意義と今後の課題—IT革命とネット暴発する部

落差別—」

講師：[REDACTED]

参加人数：130人

エ. 加盟団体の拡充に向けた取り組み

さらに取り組みを推進していくために、未加盟団体に対して加盟促進を行い、新たな加盟団体には情報提供を行うとともに取り組み協力の依頼を行います。

(4)「大阪府人権福祉施設連絡協議会」

①事業目的

地域における人権のコミュニティづくりに取組まれている人権福祉施設と連携して、福祉と人権の課題解決に向けた取組みを進めます。

②事業内容

ア.「大阪府人権福祉施設連絡協議会」の事務局を(公財)住吉隣保事業推進協会に委託し、連携した取組みを進めました。

委託先と連携した事務局の運営

役員会

日時：4月25日 10時30分から11時30分 会場：住吉隣保事業推進センター

ンター

7月17日 14時から17時 会場：住吉隣保事業推進センター

9月13日 14時から17時 会場：住吉隣保事業推進センター

12月25日 14時から17時 会場：住吉隣保事業推進センター

2月4日 14時から17時 会場：住吉隣保事業推進センター

事務局会議

4月5日 10時からから12時 会場：住吉隣保事業推進センター

3月10日 10時からから12時 会場：大阪府人権協会内会議室

第18回総会・研修会

日時：4月25日 13時から16時30分 会場：住吉隣保事業推進センター

内容：2018年度事業報告、2019年度事業方針

研修会：「部落差別解消法の意義と隣保館に求められる役割」

講師：[REDACTED]

イ. 隣保館を軸にした相談機能のあり方に関する調査研究事業

隣保館を軸にした地域の持つ相談機能についての現状把握とその役割の再価値化を行った上で、地域において今日的に求められる相談機能の検討を行います。また、その機能強化に向けて調査・検討内容を「隣保館相談白書」としてまとめ、提言を行います。

部落解放同盟大阪府連合会から委託し、事業の一部を株式会社 HRC コンサルティングに委託して、連携しながら進めました。

1) 実行委員会の設置

本事業を推進のため、大阪府人権協会と大阪府人権福祉施設連絡協議会で実行委員会を設置しました。実行委員会では、事業の企画、調査の実施、白書作成まで、事業全体の推進や調整について取り組みます。

実行委員会

日時：6月12日 10時から12時 会場：大阪府人権協会内会議室

出席者：大阪府人権福祉施設連絡協議会、大阪府人権協会、株式会社 HRC
コンサルティング

議題：事業全体の内容と運営の確認と意見交換、役割分担について
第1次ヒアリングに関する検討

2) 「隣保館を軸にした地域の相談機能のあり方に関する研究会」の設置

本事業で行う隣保館を軸にした相談事業の実態の把握から、求められる今日的な相談のあり方と隣保館像についての調査研究を行うために研究会を設置しました。

②大阪府内の隣保館の課題について

③隣保館に期待するもの

第4回研究会

日時：2月26日 13時30分から16時30分 会場：住吉隣保館寿
内容：「隣保館を軸にした相談機能のあり方研究会まとめ」について
報告書作成（最終とりまとめ）作業について

3) 隣保館を軸にした地域の相談に関する実態把握

事前調査

- 既存のデータを活用した隣保館の運営と相談事業についての定量分析
- ・大阪府福祉部が実施している隣保館における相談件数実績集計をもとに、隣保館における相談事業の現状把握と課題抽出を行いました。
 - ・2018年度に大阪府福祉人権施設連絡協議会が実施した隣保館アンケートをもとに、隣保館運営についての現状把握と課題抽出を行いました。

隣保館へのヒアリング調査（第1次ヒアリング）

大阪府人権福祉施設連絡協議会に加盟する32館の隣保館に調査員が伺い、実態把握の

ヒアリングを行いました。

時期：7月24日から9月18日（各館への訪問日は下記の通り）

内容：隣保館に調査員が伺い、事前調査データから作成したヒアリングシートをもとに、相談事業についてヒアリングを行いました。

	訪問先	実施日
北 摂	高槻市立富田ふれあい文化センター	7月25日 14時から15時 45分
	高槻市立春日ふれあい文化センター	7月24日 10時から11時4 5分
	吹田市交流活動館	8月1日 10時から11時45 分
	豊中市立豊中人権まちづくりセンタ ー	7月31日 10時から11時 45分
	豊中市立蛍池人権まちづくりセンタ ー	7月31日 14時から15時 45分
	池田市立人権文化交流センター	7月29日 10時から11時 45分
	豊能町立ふれあい文化センター	7月29日 14時から15時 45分
	箕面市立萱野中央人権文化センター	7月26日 10時から11時 45分

	箕面市立桜ヶ丘人権文化センター	8月1日 14時から15時45分
	茨木市立豊川いのち・愛・ゆめセンター	8月2日 10時から11時45分
	茨木市立沢良宜いのち・愛・ゆめセンター	8月2日 14時から15時45分
	茨木市立総持寺いのち・愛・ゆめセンター	7月25日 10時から11時45分
	島本町立人権文化センター	7月24日 14時から15時45分
河内	大東市立北条人権文化センター	8月29日 10時から11時45分
	大東市立野崎人権文化センター	8月29日 14時から15時45分
	東大阪市立荒本人権文化センター	8月20日 10時から11時45分
	東大阪市立長瀬人権文化センター	8月20日 14時から15時45分
	八尾市立桂人権コミュニティセンター	8月27日 10時から11時45分
	八尾市立安中人権コミュニティセンター	8月27日 14時から15時45分
	松原市人権交流センター	8月26日 13時から14時45分
	羽曳野市立人権文化センター	8月26日 15時から16時45分
泉州	富田林市市立人権文化センター	8月22日 10時から11時45分
	堺市立人権ふれあいセンター	8月16日 10時から11時45分
	和泉市立人権文化センター	8月16日 14時から15時45分
	貝塚市ひと・ふれあいセンター	8月8日 14時から15時45分
	泉佐野市立北部市民交流センター本館	8月6日 10時から11時45分
	泉佐野市立南部市民交流センター本館	8月8日 10時から11時45分
	泉南市立市民交流センター	8月6日 14時から15時45分
大阪	岬町文化センター	8月9日 14時から15時45分
	大阪市人権啓発相談センター	9月18日 10時から11時45分

	住吉隣保事業推進センター	9月12日 14時から15時 45分
	ゆーとあい にしなり隣保館	9月12日 10時から11時 45分

隣保館へのヒアリング調査（第2次ヒアリング）

ワークショップ「隣保館だからこそできる相談支援を考える」

日時：10月28日 14時から16時30分 会場：HRCビル

参加者：隣保館相談員、事業関係者等 22人

内容：相談員自身が考える「隣保館だからこそできる相談支援」を小グル

ープで検討

ファシリテーター：[REDACTED]、事務局

4) 隣保館相談白書の作成

『隣保館相談白書』を作成しました。

内容：隣保館を軸にした相談機能のあり方に関する調査研究事業の概要

取り組みの経過

現状と課題

隣保館訪問ヒアリング調査から見えてきた課題

隣保館相談員ワークショップ」から見えてきた現状と課題

「隣保館や相談事業に関する相談員アンケート調査」から見えてき

た課題

提言

地域共生社会の拠点施設としての隣保館をめざして

部落差別解消や人権問題の解決に資する相談

相談支援スキームの確立

提言・まとめにかえて

(5) 人権関係団体連携事業

①事業目的

人権問題に取り組む様々な団体との連携により、人権問題の解決に向けた取り組みを前進させます。

②事業内容

ア. ハンセン病問題解決支援

「ハンセン病問題基本法」の具体化に向け、ハンセン病回復者支援センターと連携し、大阪府や市町村の役割と関わりを重視しながら取り組みを進めました。

ハンセン病問題講演会に向けた実行委員会に参画しました。

実行委員会：5月7日、8月27日、12月10日、1月28日

講演会：2月15日

イ. 児童養護施設等の子ども及び経験者の支援

社会的養護の問題を、当事者の権利の観点から取り組む必要があるため、社会的援護が必要な子ども（施設・里親経験者含む）たちの支援に向け、大阪府人権協会として必要な取り組みについて検討を進めました。

1) 社会的養護当事者団体である Children's Views & Voices（以下、CVV）に協力しました。

事務局会議等：6月30日（総会）、10月14日

学習会：6月30日「当事者が講演活動で話してきた内容が…今、明かされる」

12月23日 学習&交流会

2) CVV から寄せられる社会的養護当事者の相談事案について連携して対応しました。

3) 子どもシェルター（特定非営利活動法人子どもセンター「ぬっく」）の活動に協力しました。「ぬっく」総会 6月8日、シンポジウム 11月16日

ウ. 識字・日本語学習支援

識字・日本語学習の支援を進めるために、識字・日本語連絡会に加盟するとともに、識字・日本語センターに参画してその運営を進めました。また大阪識字・日本語協議会に参画して大阪府内の識字・日本語施策・事業を進めました。

1) 識字・日本語連絡会

幹事会：4月2日、5月15日、6月5日、7月10日、9月6日、10月23日、11月27日、12月16日、1月17日、2月17日、3月16日

総会：5月25日

2) 識字・日本語協議会

担当者連絡会：6月6日、12月12日 協議会：7月18日

2. 人権 NPO 等創造事業（受託事業・自主事業）

(1) 事業目的・目標

多様化・複層化した人権問題の解決に向けて、人権 NPO 等（人権問題解決に取り組む NPO 等）への支援と協働した取り組みを進めることにより、人権問題の解決に向けた取り組みのネットワークをつくりまします。

（２）具体的な内容

①人権 NPO 協働助成事業の実施

様々な人権問題に取り組む人権 NPO 等に助成するとともに、協働事業を進めました。

名称：人権 NPO 協働助成金

対象：人権問題に取り組む NPO や団体など

事業：新たな人権問題など様々な人権問題の解決に取り組む事業であり、大阪府人権協会や市町村人権協会等と協働しながら取り組む事業

金額：1 事業あたり 30 万円 4 事業

助成：・日本語学習と教科補習を通じた双方向 & 多様な学び支援事業

団体名：箕面市学生生活動連携会議（MGK24）

・官民一体型における食支援で社会的課題の解決に取り組むふーどばん

＜ OSAKA

団体：NPO 法人ふーどばんく OSAKA

・ドラァグクイーンによる絵本の読み聞かせ事業

団体：DragQueenStoryHour in 大阪実行委員会

・学習者の生活や思いに根ざし、人権をきりひらく識字学習教材づくり

～大阪の識字・

日本語教室のこれまで・いま・これからをつなぐ～

団体：大阪市内識字・日本語教室連絡会

選考：人権 NPO 協働事業推進委員会で選考し、代表理事が決定しました。

②人権 NPO 交流会等

人権問題の解決に取り組んでいる人権 NPO 等が集まり、ワークショップ形式で情報交換や実践交流を行い、地域での実践や人権問題解決へのヒントが生まれる場所を提供しました。

当協会がこれまでの助成してきた団体とのネットワークづくりを検討しました。

ア. 事業説明会・ワークショップ

日時：4 月 12 日 14 時から 16 時 会場：HRC ビル

参加者：人権 NPO 協働助成事業の助成受託団体

講師：[REDACTED]

内容：事業の実施説明、団体紹介、ワークショップ「協働事業で成果を上げるために」

イ. 中間報告・交流会

助成団体の前半の活動状況を報告するとともに、後半に向けて取り組みをより豊かなものにしていく交流の場として実施しました。

日時：10 月 3 日 14 時から 16 時 会場：HRC ビル

参加者：上記助成団体、人権 NPO 協働事業推進委員

内容：助成団体からの事業報告と質疑・意見交換、推進委員会委員からのアドバイス

ウ. 実践報告・交流会

助成団体の実践した活動を報告するとともに、今後に向けて取り組みをより豊かなものにしていく交流の場として実施しました。

日時：3月24日 14時から16時 会場 HRCビル

参加者：上記助成団体、人権 NPO 協働事業推進委員

内容：助成団体からの事業報告と質疑・意見交換、推進委員会委員からのアドバイス、2020年度助成団体の紹介

③人権 NPO 協働事業推進委員会

人権 NPO 等創造事業を進めるために、「人権 NPO 等創造事業推進委員会」を設置し、委員より専門的な観点からのアドバイスを受けながら、事業を進めました。

人権 NPO 協働事業推進委員

日時：3月5日 10時から12時 会場：大阪府人権協会会議室

内容：取り組みの経過報告、助成金申込団体の審査・選考、今後の取り組みについて

④被差別・社会的マイノリティ団体等のプラットホーム

マイノリティ・プラットホームにおいて、被差別・社会的マイノリティ差別解消ガイドラインの作成と周知について次の通り進めました。

ア. 「被差別・社会的マイノリティ差別解消ガイドラインー働く編ー」の周知ホームページでの掲載

人権協会・地域人権協議会、行政、企業、人権啓発団体への配付

大阪府公正採用選考人権啓発推進員「新任・基礎研修」等の企業担当者の研修での配付。

イ. 「被差別・社会的マイノリティ差別解消ガイドラインー教育編ー」の作成

第44回 日時：1月20日 会場：HRCビル 13時から15時30分

内容：ガイドラインを考えるワークショップ、情報交換

対象：LGBT、外国人、見た目問題、HIV・血友病、部落問題などに取り組む方々

3. 福祉サービス第三者評価事業（自主事業）

（1）目的・目標

福祉施設における拘束や虐待事件が明らかになっていることから、福祉サービスにおいて人権が支えられ、サービスの質が向上するよう福祉サービス第三者評価事業の実施を検討します。

（2）事業内容

①福祉サービス第三者評価事業に関する情報収集

②第三者評価事業の実施検討

B. その他の事業

I. 人権啓発促進事業

1. 人権関係冊子等販売事業（自主事業）

（1）事業目的

大阪府人権協会が制作した冊子の販売促進を図ることで、人権啓発の普及を図ります。

（2）事業内容

- ①「人権ポケットエッセイ 2—明日を生きる—」の販売
- ②「やってみよう！人権・部落問題プログラム」の販売
- ③「やってみよう！人権・部落問題プログラム」の改訂版の検討を進めました。

2. 人権研修受託事業（自主事業）

（1）事業目的・目標

人権研修等（人権学習・人権研修）に大阪府人権協会職員等を講師として派遣したり、講師を紹介したりすることで、人権研修等の充実を図ります。

（2）事業内容

- ①職員や外部講師を協会紹介講師として紹介・派遣
職員の講師派遣の実績：89件
他に、講師登録システムを作り、講師の登録依頼の準備を進めました。
- ②様々な人権問題にかかわる講師の紹介
- ③人権研修の受託業務（企画・コーディネート等）
実績：1件

3. 人権啓発記事作成事業（受託事業）

（1）事業目的・目標

人権啓発記事の作成を通じて、人権啓発を推進します。

（2）事業内容

J A大阪人権推進連絡会からの委託

内容：「J A大阪」ひゅーまんらいつの記事の作成を行います。

回数：年5回

実施：10月納品分 「SDGs（持続可能な開発目標）と人権との関わり」

11月納品分 「貧困をなくすために」

12月納品分 「ジェンダー」

1月納品分 「経済成長と雇用」

2月納品分 「質の高い教育をみんなに」

Ⅱ. 人材養成促進事業

1. 介護相談員研修事業（自主事業）

（1）事業目的・目標

介護サービス利用者の権利擁護のために、大阪府内各市町村に登録された（予定含む）介護相談員に必要な知識及び技術の習得を図るための研修を実施します。

（2）事業内容

①養成研修

介護相談員になるために必要な知識及び技術の習得を図るために実施しました。

期間：8月20日から10月16日 計6日間

対象：介護相談員登録予定者

受講者：51人（府内20保険者）

修了者：51人

②現任者研修

現在従事する介護相談員に必要な知識及び技術の習得を図るために実施しました。

期間：1月24日から2月18日 計3日間

対象：現在従事する介護相談員登録者

受講者：78人（24市町）

修了者：74人

2. 心のバリアフリー推進事業（受託事業）

（1）事業目的・目標

障がい理解や差別解消に関する研修等に取り組みにくい事業者等が、自主的に研修等に取り組めるような教材や啓発ツールを作成することにより、研修支援に取り組めます。

教材や啓発ツールの作成にご協力いただいた方々

（2）事業内容

①教材や啓発ツールの作成にご協力いただいた方々

②現場責任者向け教材等の企画・作成、周知

ア. 教材検討会議の開催

- 1) 日時：12月5日 10時から12時 会場：HRCビル
内容：教材と講師・ファシリテーター向け研修プログラム案の検討
- 2) 日時：3月4日 10時から12時 会場：HRCビル
内容：デモンストレーション研修の報告、教材と講師・ファシリテーター向け研修プログラムの検討

イ. 作成教材

- ・社員研修教材「障がいのあるお客様への対応から、人を大切にせる接客を学ぶ」
- ・社員研修教材「障がいのあるお客様への対応から、人を大切にせる接客を学ぶ」を活用した学習の進め方
- ・社員研修・啓発実施の参考資料
- ・社員研修教材「障がいのあるお客様への対応から、人を大切にせる接客を学ぶ」を実施するための講師・ファシリテーター向け研修プログラム

ウ. デモンストレーションの実施

- 1) 日時：1月7日 会場：近畿大学病院
対象：近畿大学病院職員（大阪狭山市企業人権協議会加盟事業所）
- 2) 日時：1月16日 会場：JAいずみの
対象：JAいずみの本店職員（JAグループ大阪人権啓発推進連絡会、岸和田市人権啓発企業連絡会加盟事業所）

エ. 事業者への周知

1) 事業所団体

- ・大阪同和・人権問題企業連絡会
- ・大阪企業人権協議会
- ・JAグループ大阪人権推進連絡会
- ・一般社団法人公正採用人権啓発推進センター
- ・大阪不動産マーケティング協議会
- ・大阪府商工会連合会地域貢献型企業経営サポートセンター
- ・大阪府社会福祉協議会
- ・大阪市社会福祉協議会

2) 企業向け研修

- ・人権・同和問題企業啓発講座の事務局（（一社）部落解放・人権研究所）
- ・大阪府公正採用選考人権啓発推進員「新任・基礎研修」の事務局（大阪府商工労働部雇用推進室労政課）

③障がい理解促進に向けた啓発に係る企画・作成、周知

ア. マンガチラシの作成

障がい理解の取り組みをイメージしやすいように具体的にわかりやすく伝えることができ、取り組みの必要性をスムーズに受け入れられるものとしてマンガチラシを作成しました。

イ. インタビューチラシの作成

理容室を利用する障害のある方と理容師の方にインタビューを実施し、合理的配慮の提供にあたってのポイントやメッセージ等をインタビューチラシとしてまとめ作成しました。

協力者

・ [REDACTED]
・ [REDACTED]
日時：12月11日 13時から15時 会場：理容室ヘアースalonイサカ
ウ、事業者への周知
教材と同様に周知を進めました。

Ⅲ. 土地活用事業

(1) 事業目的

大阪府人権協会が所有している土地を有効に活用し、大阪府人権協会の安定的な運営と、自主財源の確保をはかります。

(2) 事業内容

大阪府人権協会が所有している土地を民間会社に賃貸し、駐車場として管理・運営をしました。

Ⅳ. A´ワーク創造館事業（LLP）

(1) 事業目的

労働者および就職に関して困難を抱える人々に職業生涯を通じた職業教育訓練の機会を提供することで、経済社会の変化に対応した職業能力の開発及び人材の育成を図り、地域の職業生活の安定と産業の振興に貢献します。

(2) 事業内容

有限責任事業組合大阪職業教育協働機構（A´LLP）に参画し、共同してA´ワーク創造館の事業を運営しました。

C. 法人運営

1. 役員会等の開催

大阪府人権協会の法人運営のため、次の会議を開催しました。

(1) 評議員会の開催

① 定時評議員会

日時：6月17日 14時から16時 会場：HRCビル

評議員総数：10人 出席評議員：9人 出席理事：2人 出席監事：1人

議題：議長及び議事録署名人の選任

2018年度事業報告及び決算報告に関する件

2018年度公益目的支出計画実施報告書に関する件

2018年度監査報告

評議員選定委員会の評議員の委員の選任に関する件

理事及び監事の選任に関する件

報告事項 大阪府人権協会の今後の方向について

2018年度事業計画及び予算について

(2) 理事会の開催

①第1回理事会

日時：5月29日 10時から12時 会場：HRCビル
理事総数：9人 出席理事：8人 出席監事：1人
議題：2018年度事業報告及び決算報告に関する件
2018年度公益目的支出計画実施報告書に関する件
2018年度監査報告
評議員選定委員会に推薦する理事候補補者に関する件
2019年度定時評議員会の開催に関する件
職員就業規則の改正に関する件
「大阪府人権協会の今後の方向について」に関する件

②第2回理事会（書面）

日時：6月17日
理事総数：10人 同意理事：10人 同意監事：2人
議題：代表理事及び業務執行理事の互選に関する件

③第3回理事会

日時：12月2日 15時30分から17時30分
理事総数：10人 理事：10人 監事：2人
議題：2019年度事業計画及び補正予算書（案）に関する件
2019年度上半期業務執行状況報告（案）に関する件
2019年度上半期業務執行状況監査報告
大阪府人権3条例改正等について
2019年度定時評議員会の報告について
「大阪府人権協会の今後の方向について」の具体化について

④第4回理事会

日時：2020年3月6日
理事総数：10人 理事：8人 監事：1人
議題：2019年度事業計画及び補正予算書（案）に関する件
2020年度事業計画（案）及び収支予算（案）に関する件
働き方改革に対応した就業規則等の運用について

2. 大阪府及び市町村、関係団体等との協議・連携

大阪府における人権施策を推進していくために、大阪府及び市町村、人権関係団体等との連携を行いました。

①大阪府人権担当部局をはじめ関係部局との連携

ア. 人権施策の推進に向けて、大阪府人権担当部局をはじめ関係部局との連携を進めました。

イ. 人権施策をはじめ様々な施策の推進に向けた審議会等に参画しました。

②市町村人権担当部局をはじめ関係部局との連携

ア. 人権施策の推進に向けて、市町村人権担当部局をはじめ関係部局との連携を進めました。

イ. 人権施策をはじめ様々な施策の推進に向けた審議会等に参画しました。

③人権問題に取り組む関係団体やNPO等との連携

3. 大阪府人権協会の広報

①大阪府人権協会の事業を広報しています。

「大阪府人権協会ニュース」の発行

Vol. 38 7月発行

- V01.39 10月発行
- ②ホームページでの広報 随時
 - ③「メールマガジン」の発行

4. 職員の資質向上

人権問題に取り組む大阪府人権協会職員の資質を向上させるための研修を行ないました。

①各種講座や研修会への参加

- 日時：6月25日 内容：公営住宅プロジェクト学習会
- 日時：6月 内容：プログラムファシリテーター養成講座
- 日時：7.11月 内容：じんけん楽習塾
- 日時：11月 内容：ヘイトハラスメント裁判学習会
- 日時：11月 内容：第1回隣保事業全国交流研究大会
- 日時：2月 内容：老年行動学から見た認知症講座

②職員研修

ア. ハラスメントについて

- 日時：9月25・10月8・21日 内容：ハラスメントについての学習
(AIAI おおさか関係団体ハラスメント対策委員会主催学習会)

イ. 働き方改革について

- 日時：9月26日 内容：働き方改革対応研修

監 査 報 告 書

2018年 5月 7日

一般財団法人 大阪府人権協会

代表理事 田村 賢一様

監事

薬師寺 玲

監事

讃岐 富貴

私たち監事は、2017年4月1日から2018年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書及びその附属明細書）並びに公益目的支出計画実施報告書について検討いたしました。

2. 監査意見

(1) 事業報告等の監査意見

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査意見

計算書類及びその附属明細書は、法人の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

(3) 公益目的支出計画実施報告書の監査意見

公益目的支出計画実施報告書は、法令及び定款に従い法人の公益目的支出計画の実施の状況を正しく示しているものと認めます。

以 上

正味財産増減計算書

自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常 増減の部			
(1) 経常 収益			
① 受取 会費	243,000	325,000	△ 82,000
賛助会員受取会費	243,000	325,000	△ 82,000
② 事業 収益	98,989,649	96,535,010	2,454,639
③ 受取 補助金等	8,576,420	9,792,233	△ 1,215,813
④ 受取 寄付金	184,937	150,600	34,337
⑤ 雑 収 益	37,137	1,040	36,097
経常 収益計	108,031,143	106,803,883	1,227,260
(2) 経常 費用			
① 事業 費	102,813,308	100,148,827	2,664,481
② 管 理 費	2,708,971		
経常 費用計	105,522,279	102,545,280	2,976,999
評価損益等調整前当期経常増減額	2,508,864	4,258,603	△ 1,749,739
評価損益等 計	0	0	0
当期経常増減額	2,508,864	4,258,603	△ 1,749,739
2 経常外増減の部			
(1) 経常外 収益			
経常外 収益計	0	0	0
(2) 経常外 費用			
経常外 費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	2,508,864	4,258,603	△ 1,749,739
当期一般正味財産増減額	2,508,864	4,258,603	△ 1,749,739
一般正味財産期首残高	72,063,896	67,805,293	4,258,603
一般正味財産期末残高	74,572,760	72,063,896	2,508,864
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	102,593,000	102,593,000	0
指定正味財産期末残高	102,593,000	102,593,000	0
III 正味財産期末残高	177,165,760	174,656,896	2,508,864

注 増減欄は、当年度より前年度を控除して表示しております。

貸借対照表
2018年 3月 31日 現在

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金	160,477	126,909	33,568
預金	56,709,838	53,291,566	3,418,272
未収金	10,913,376	13,045,855	△ 2,132,479
前払金	25,834	25,704	130
流動資産合計	67,809,525	66,490,034	1,319,491
2 固定資産			
(1) 基本財産			
土地	102,593,000	102,593,000	
基本財産定期預金	3,582,215	3,582,215	
基本財産合計	106,175,215	106,175,215	0
(2) 特定資産			
保守修繕積立預金	1,900,000	1,900,000	
特定資産合計	1,900,000	1,900,000	0
(3) その他固定資産			
建物	4,490,328	4,669,940	△ 179,612
構築物	1	1	
什器備品	4	4	
電話加入権	243,501	243,501	
出資金	2,468,344	2,315,894	152,450
その他固定資産合計	7,202,178	7,229,340	△ 27,162
固定資産合計	115,277,393	115,304,555	△ 27,162
資産合計	183,086,918	181,794,589	1,292,329
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	1,035,681	1,912,888	△ 877,207
前受金	903,720	900,720	3,000
預り金	705,257	528,385	176,872
未払法人税等	749,300	1,224,700	△ 475,400
未払消費税等	2,527,200	2,571,000	△ 43,800
流動負債合計	5,921,158	7,137,693	△ 1,216,535
負債合計	5,921,158	7,137,693	△ 1,216,535
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
指定正味財産合計	102,593,000	102,593,000	0
(内基本財産への充当額)	102,593,000	102,593,000	0
2 一般正味財産			
(内基本財産への充当額)	74,572,760	72,063,896	2,508,864
(内特定資産への充当額)	3,582,215	3,582,215	0
(内特定資産への充当額)	1,900,000	1,900,000	0
正味財産合計	177,165,760	174,656,896	2,508,864
負債及び正味財産合計	183,086,918	181,794,589	1,292,329

注 増減欄は、当年度より前年度を控除して表示しております。

監 査 報 告 書

2019年5月16日

一般財団法人 大阪府人権協会

代表理事 田村 賢一様

監事

讚 岐 富

監事

薬 師 寺 玲

私たち監事は、2018年4月1日から2019年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書及びその附属明細書）並びに公益目的支出計画実施報告書について検討いたしました。

2. 監査意見

(1) 事業報告等の監査意見

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査意見

計算書類及びその附属明細書は、法人の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

(3) 公益目的支出計画実施報告書の監査意見

公益目的支出計画実施報告書は、法令及び定款に従い法人の公益目的支出計画の実施の状況を正しく示しているものと認めます。

以 上

正味財産増減計算書

自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 受取会費	294,000	243,000	51,000
賛助会員受取会費	294,000	243,000	51,000
② 事業収益	108,793,956	105,764,649	3,029,307
③ 受取補助金等	1,846,992	1,801,420	45,572
④ 受取寄付金	280,318	184,937	95,381
⑤ 雑収益	12,363	37,137	△ 24,774
雑収益	12,159	36,110	△ 23,951
経常収益計	111,227,629	108,031,143	3,196,486
(2) 経常費用			
① 事業費	104,449,324	102,813,308	1,636,016
② 管理費	2,546,929	2,708,971	△ 162,042
経常費用計	106,996,253	105,522,279	1,473,974
評価損益等調整前当期経常増減額	4,231,376	2,508,864	1,722,512
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	4,231,376	2,508,864	1,722,512
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	4,231,376	2,508,864	1,722,512
当期一般正味財産増減額	4,231,376	2,508,864	1,722,512
一般正味財産期首残高	74,572,760	72,063,896	2,508,864
一般正味財産期末残高	78,804,136	74,572,760	4,231,376
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	102,593,000	102,593,000	0
指定正味財産期末残高	102,593,000	102,593,000	0
III 正味財産期末残高	181,397,136	177,165,760	4,231,376

注 増減欄は、当年度より前年度を控除して表示しております。

貸借対照表
2019年 3月 31日 現在

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金	198,887	160,477	38,410
預金	49,444,319	56,709,838	1,065,734
未収金	23,582,769	10,913,376	12,669,393
前払金	25,704	25,834	△ 130
流動資産合計	73,251,679	67,809,525	5,442,154
2 固定資産			
(1) 基本財産			
土地	102,593,000	102,593,000	
基本財産定期預金	3,582,215	3,582,215	
基本財産合計	106,175,215	106,175,215	0
(2) 特定資産			
保守修繕積立預金	1,900,000	1,900,000	
特定資産合計	1,900,000	1,900,000	0
(3) その他固定資産			
建物	4,310,716	4,490,328	△ 179,612
構築物	1	1	
什器備品	4	4	
電話加入権	243,501	243,501	
出資金	2,393,417	2,468,344	△ 74,927
その他固定資産合計	6,947,639	7,202,178	△ 254,539
固定資産合計	115,022,854	115,277,393	△ 254,539
資産合計	188,274,533	183,086,918	5,187,615
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	1,224,114	1,035,681	188,433
前受金	900,720	903,720	△ 3,000
預り金	801,163	705,257	95,906
未払法人税等	1,291,600	749,300	542,300
未払消費税等	2,659,800	2,527,200	132,600
流動負債合計	6,877,397	5,921,158	956,239
負債合計	6,877,397	5,921,158	956,239
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
指定正味財産合計	102,593,000	102,593,000	0
(内基本財産への充当額)	102,593,000	102,593,000	0
2 一般正味財産			
(内基本財産への充当額)	78,804,136	74,572,760	4,231,376
(内特定資産への充当額)	3,582,215	3,582,215	0
(内特定資産への充当額)	1,900,000	1,900,000	0
正味財産合計	181,397,136	177,165,760	4,231,376
負債及び正味財産合計	188,274,533	183,086,918	5,187,615

注 増減欄は、当年度より前年度を控除して表示しております。

監 査 報 告 書

2020年 5月 11日

一般財団法人 大阪府人権協会

代表理事 田村 賢一 様

監事

讚岐富

監事

薬師寺玲

私たち監事は、2019年4月1日から2020年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書及びその附属明細書）並びに公益目的支出計画実施報告書について検討いたしました。

2. 監査意見

(1) 事業報告等の監査意見

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

②理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査意見

計算書類及びその附属明細書は、法人の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

(3) 公益目的支出計画実施報告書の監査意見

公益目的支出計画実施報告書は、法令及び定款に従い法人の公益目的支出計画の実施の状況を正しく示しているものと認めます。

以 上

正味財産増減計算書

自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常 増減の部			
(1) 経常 収 益			
① 受 取 会 費	317,000	294,000	23,000
賛助会員受取会費	317,000	294,000	23,000
② 事 業 収 益	123,117,929	108,793,956	14,323,973
③ 受取 補助金等	1,640,798	1,846,992	△ 206,194
④ 受 取 寄 付 金	127,252	280,318	△ 153,066
⑤ 雑 収 益	16,961	12,363	4,598
経常 収益計	125,219,940	111,227,629	13,992,311
(2) 経常 費 用			
① 事 業 費	119,012,274	104,449,324	14,562,950
② 管 理 費	2,418,695	2,546,929	△ 128,234
経常 費用計	121,430,969	106,996,253	14,434,716
評価損益等調整前当期経常増減額	3,788,971	4,231,376	△ 442,405
評価損益等 計	0	0	0
当期経常増減額	3,788,971	4,231,376	△ 442,405
2 経常外増減の部			
(1) 経常外 収 益			
経常外 収益計	0	0	0
(2) 経常外 費 用			
経常外 費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	3,788,971	4,231,376	△ 442,405
当期一般正味財産増減額	3,788,971	4,231,376	△ 442,405
一般正味財産期首残高	78,804,136	74,572,760	4,231,376
一般正味財産期末残高	82,593,107	78,804,136	3,788,971
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	102,593,000	102,593,000	0
指定正味財産期末残高	102,593,000	102,593,000	0
III 正味財産期末残高	185,186,107	181,397,136	3,788,971

注 増減欄は、当年度より前年度を控除して表示しております。

貸借対照表
2020年 3月 31日 現在

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金	292,864	198,887	93,977
預金	53,052,401	49,444,319	3,608,082
未収金	23,326,802	23,582,769	△ 255,967
前払金	26,180	25,704	476
流動資産合計	76,698,247	73,251,679	3,446,568
2 固定資産			
(1) 基本財産			
土地	102,593,000	102,593,000	
基本財産定期預金	3,582,215	3,582,215	
基本財産合計	106,175,215	106,175,215	0
(2) 特定資産			
保守修繕積立預金	1,900,000	1,900,000	
特定資産合計	1,900,000	1,900,000	0
(3) その他固定資産			
建物	4,131,104	4,310,716	△ 179,612
構築物	1	1	
什器備品	4	4	
電話加入権	243,501	243,501	
出資金	1,384,676	2,393,417	△ 1,008,741
その他固定資産合計	5,759,286	6,947,639	△ 1,188,353
固定資産合計	113,834,501	115,022,854	△ 1,188,353
資産合計	190,532,748	188,274,533	2,258,215
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	1,257,228	1,224,114	33,114
前受金	917,400	900,720	16,680
預り金	364,813	801,163	△ 436,350
未払法人税等	1,148,900	1,291,600	△ 142,700
未払消費税等	1,658,300	2,659,800	△ 1,001,500
流動負債合計	5,346,641	6,877,397	△ 1,530,756
負債合計	5,346,641	6,877,397	△ 1,530,756
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
指定正味財産合計	102,593,000	102,593,000	0
(内基本財産への充当額)	102,593,000	102,593,000	0
2 一般正味財産	82,593,107	78,804,136	3,788,971
(内基本財産への充当額)	3,582,215	3,582,215	0
(内特定資産への充当額)	1,900,000	1,900,000	0
正味財産合計	185,186,107	181,397,136	3,788,971
負債及び正味財産合計	190,532,748	188,274,533	2,258,215

注 増減欄は、当年度より前年度を控除して表示しております。